

平成31年度

学校教育指導の重点



—霊山に立つ—

福島県教育委員会

目 次

平成31年度学校教育指導の重点	1
幼児教育	2
小・中学校教育	
児童生徒一人一人が未来の創り手となる小・中学校教育	4
学力向上に責任を果たす	7
少人数教育～よりよい社会の担い手を育て、子ども一人一人の人生を幸せにするために～	9
各教科指導の重点	

国語 (11)	社会 (13)	算数、数学 (15)	理科 (17)
生活 (19)	音楽 (20)	図画工作、美術 (22)	体育、保健体育 (24)
家庭 (26)	技術・家庭 (家庭分野、技術分野) (27)		外国語 (29)

特別の教科 道徳	31
外国語活動	32
総合的な学習の時間	33
特別活動	34
生徒指導	35
キャリア教育	36
図書館教育、人権教育	37
環境教育、情報教育	38
国際理解教育、へき地・小規模学校教育	39
健康教育	40
防災教育、放射線教育	41
特別支援教育 (小・中)	42

高等学校教育	
生徒一人一人の進路実現を図る高等学校教育	44
「言語活動の充実」について	45
学習評価について	46
各教科指導の重点	

国語 (49)	地理歴史 (50)	公民 (51)	数学 (52)	理科 (53)
保健体育 (54)	芸術 (55)	外国語 (56)	家庭 (57)	情報 (58)
農業 (59)	工業 (60)	商業 (61)	水産 (62)	福祉 (63)

総合的な学習の時間	64
総合的な探究の時間	65
特別活動	66
道徳教育	67
生徒指導	68
進路指導	69
健康教育	70
防災教育、放射線教育	71
主権者教育	72
特別支援教育 (高)	73

特別支援教育	
「地域で共に学び、共に生きる教育」を推進する特別支援教育	74
【特別支援学校】	
特別支援学校の教育	76
各教科	78
道徳	80
外国語活動	81
総合的な学習 (総合的な探究) の時間	82
特別活動、自立活動	83
各教科等を合わせた指導	84
生徒指導	85
進路指導	87
情報教育	88
健康教育	89
防災教育	90
放射線教育	91
主権者教育	92

学校教育指導の重点

福島県教育委員会

【第6次福島県総合教育計画の基本理念】

“ふくしまの和”で奏でる、こころ豊かなたくましい人づくり

- 【基本目標1】 知・徳・体のバランスのとれた、社会に貢献する自立した人間の育成
- 【基本目標2】 学校、家庭、地域が一体となった教育の実現
- 【基本目標3】 豊かな教育環境の形成

【頑張る学校応援プラン】

第6次福島県総合教育計画の取組を加速させるべく、教育政策の骨太の方向性と必要な主要施策

- | | | | | |
|---------|--------------------|---|--------|-------------------|
| ＜主要施策1＞ | 学力向上に責任を果たす | } | 【強化戦略】 | 本県教育をめぐる課題の克服 |
| ＜主要施策2＞ | 教員の指導力、学校のチーム力の最大化 | | | |
| ＜主要施策3＞ | 地域と共にある学校 | | | |
| ＜主要施策4＞ | ふくしまの未来に向けた創造的復興教育 | } | 【復興戦略】 | 震災・原発事故の影響等の脅威を克服 |
| ＜主要施策5＞ | 学びのセーフティネットの構築 | | | |

高等学校教育

生徒一人一人の進路実現を図る高等学校教育

【指針】

- 教育内容・方法の改善・充実
- 自己指導能力の育成を目指した生徒指導の充実
- キャリア教育の視点に立った進路指導の推進
- 体育・健康に関する指導の充実

特別支援教育

「地域で共に学び、共に生きる教育」を推進する特別支援教育

【指針】

- 一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実

小・中学校教育

児童生徒一人一人が未来の創り手となる小・中学校教育

【指針】

- 知識の理解の質をさらに高めた確かな学力の育成を図る学習指導の工夫・改善
- 道徳や体験活動を重視した豊かな人間性・社会性の育成と体育・健康に関する指導の充実
- 「社会に開かれた教育課程」の実現と家庭や地域社会とともにある学校づくり

- 自立と社会参加に向けた職業教育の充実

幼児教育

幼児一人一人の健全な心身の基礎を培う幼児教育

【指針】

- 園種、年齢や発達のプロセスを踏まえた指導計画の改善・充実
- 幼児期における教育・保育の理解促進と「生きる力」の基礎を培う教育・保育の充実
- 家庭や地域社会等との連携を生かした特色ある園づくりの推進

- 交流及び共同学習の推進

- 障がいの重度・重複化、多様化に応じた指導の充実

幼 児 教 育

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育

園種、年齢や発達の過程を踏まえた指導計画の改善・充実

- 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいて作成した教育課程や全体的な計画に沿いながら、各園の課題や幼児の発達を見通した指導計画の作成を行う。
- 教育課程編成、全体的な計画の作成においては、園種や幼児期の発達の特性を踏まえるとともに、中心となる教育課程と各計画との関連を確認しながら作成する。
- 計画・実践・評価・改善の PDCA サイクルを機能させ、組織的・計画的に指導計画の改善・充実を図る。
- 教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努める。

幼児期における教育・保育の理解促進と「生きる力」の基礎を培う教育・保育の充実

- 幼児が自ら興味や関心をもてる環境の下、幼児期の発達の連続性や特性を踏まえ、「生きる力」の基礎を培う教育・保育の充実を図る。
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」である「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」を念頭に置き、身近な地域や自然環境、社会生活との関わりの中で、幼児の主体的な活動が確保されるよう、幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成する。
- 幼児の教育的ニーズに応じた特別支援教育の体制の構築と教育・保育の充実を図る。
- 幼児期における教育・保育の意義や重要性の発信と、実践的な指導力の向上を図るため、園の課題や教職員個々の目標を踏まえた主体的な研修を推進する。

家庭や地域社会等との連携を生かした特色ある園づくりの推進

- 地域や園の実情に応じて、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と幼児が共に活動する機会を設けたりすることなどを通して、保護者の幼児期に対する教育や保育に関する理解が深まるよう子育て支援の充実を図る。
- 園長の方針の下、園務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担するとともに、家庭や地域社会と連携し、園に関する各種評価を生かした園経営の改善と、評価結果の公表及び設置者等への報告を推進する。
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」である「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」を手がかりにしながら、幼児と児童、教職員間の交流・連携等を通じ、子どもの育ちを共有する等、幼小接続を推進する。
- 地域の自然、高齢者や異年齢の子どもなどを含む人材、行事や公共施設などの地域の資源を積極的に活用し、幼児が豊かな生活体験を得られるように工夫する。
- 幼稚園等の運営に当たっては、園内体制の整備や関係機関との連携を図りながら、相談、情報提供、保護者同士の交流の機会を提供するなど、園と家庭が一体となった取組を進め、地域における幼児期のセンター的機能を果たすように努める。
- 園での生活が幼児にとって安全なものとなるよう、教職員による協力体制の下、園庭や園舎などの環境に配慮するとともに、幼児の発達段階や地域の実態を考慮して計画を作成し、安全に関する理解（防災や放射線に関することも含む）が深まるようにする。

【幼稚園教育の基本】「環境を通して行う教育」を基本とする

- 1 幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにする。
- 2 遊びを通しての指導を中心として、ねらいが総合的に達成されるようにする。
- 3 幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにする。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 幼児が環境に主体的にかかわり、発達の時期にふさわしい生活が展開できるように、指導計画を作成・改善する。	(1) 園の実態や 幼児一人一人の発達の実情 を踏まえ、 長期的・短期的に見通しをもった特色ある指導計画 を作成する。 (2) 幼児の実態及び幼児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図る。
2 幼児一人一人の活動の場面に応じて、幼児の主体的・対話的で深い学びが実現できるよう保育の展開に努める。	(1) 幼児の発達の実情や興味・関心等を踏まえながら、幼児が人やものとの関わりを通して、多様な体験ができるように 教材を工夫 するとともに、幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、 計画的に環境を構成 する。 (2) 幼児が 身近な環境に主体的に関わり、試行錯誤したり、考えたりする過程 を受け止め、さらに関わりが深まるよう援助する。 (3) 集団の生活の中で、幼児の関わりが深まるように配慮する。 (4) 障がいのある幼児の指導に当たっては、 教職員の共通理解の下に、関係機関との連携を図りながら、個別の教育支援計画や個別の指導計画等を作成し、活用すること に努める。
3 幼児一人一人のよさや可能性に目を向けた評価を行う。	(1) 指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、 幼児一人一人のよさや可能性を把握 し、指導の改善に生かすようにする。 (2) 評価の妥当性や信頼性が高められるよう 創意工夫し、組織的・計画的に行う ようにする。

幼稚園教育要領の趣旨を踏まえた指導のポイント

ポイント1 育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化

- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえて教育課程を編成し、評価、改善を図り、全教職員の協力体制の下、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る。
- 5歳児だけでなく、3歳児、4歳児の時期から、幼児が発達していく方向を意識して、それぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねていくことに留意する。

ポイント2 主体的・対話的で深い学びの実現に向けて

- 幼児が遊びや生活の中で様々な人やものとの関わりを通して多様な体験をし、内面の成長につながるよう援助する。
- 教師は、幼児一人一人の発達の時期や実情に応じて柔軟に対応するとともに、集団生活の中で幼児の関わりが深まるようにする。
- 遊びや生活の様々な場面で言葉に触れ、言葉を獲得していけるような言語環境を整えるとともに、獲得した言葉を幼児自らが用いて考えを深めていくような言語活動の充実を図る。

ポイント3 評価の工夫・改善

- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」である「**健康な心と体**」「**自立心**」「**協同性**」「**道徳性・規範意識の芽生え**」「**社会生活との関わり**」「**思考力の芽生え**」「**自然との関わり・生命尊重**」「**数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚**」「**言葉による伝え合い**」「**豊かな感性と表現**」を幼稚園修了時の具体的な姿や幼児が発達していく方向として意識し、指導の過程で幼児がどのような姿を見せていたか、どのように変容しているか、そのような姿が生み出されてきた状況はどのようなものであったかといった点から幼児の理解を深め、**幼児一人一人のよさや可能性、特徴的な姿や伸びつつあるものなどを把握し、指導に生かす**。
- 日々の記録やエピソード、写真など幼児の評価の参考となる情報を生かして評価を行ったり、複数の教職員で同じ幼児のよさを捉えたりするなど**多面的に幼児を理解**するようにする。
- 小学校教師と幼児の発達や学びに関する意見交換や合同の研修の機会を設け、「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育から小学校教育への円滑な**接続**を図るようにする。

小・中学校教育

児童生徒一人一人が未来の創り手となる小・中学校教育

知識の理解の質をさらに高めた確かな学力の育成を図る学習指導の工夫・改善

1 学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントの確立

- 各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うとともに、学校評価についてカリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施する。
 - ・ 新学習指導要領の趣旨を生かし、各教科等の資質・能力、学習の基盤となる資質・能力、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のために教科等横断的な視点に立った教育課程、教育活動を充実させる。
- 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の育成を図るとともに、主体的に学習に取り組む態度の育成を目指すグランドデザインの作成、実践、改善を行う。
 - ・ 全国学力・学習状況調査等の結果から自校の課題を明らかにするとともに、課題解決に向けた具体的な手立てやそれを具現化する場面や時期、評価の指標や方法、時期等の観点から、グランドデザインの改善を図る。
 - ・ グランドデザインに位置付けられた手立てを、年間指導計画や日課表、月・週指導計画、学習指導案等に、更に具体化して位置付け、日々の授業において実践する。
 - ・ 全国学力・学習状況調査及びふくしま学力調査の結果を活用し、年間を見通したロングスパンのPDCAサイクル、更には各種調査や「ふくしま活用力育成シート」等を活用し、日々の指導におけるショートスパンのPDCAサイクルを確立し、年間を通して学習指導の工夫改善を継続的に行う。
 - ・ 管理職のマネジメントのもと、研修主任等を中心に校内研修を工夫し、活性化を図るとともに、「ふくしまの『授業スタンダード』」を活用するなど、教員の指導力の向上に努める。

2 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

- 各教科等の授業の設計・実施・評価
 - ・ 新学習指導要領に基づいて目標、指導内容を三つの柱「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」で構造的に捉えるとともに、「何のために学ぶのか」を明確にし、単元（題材）及び本時のねらいを設定する。
 - ・ 観察・実験やレポートの作成、論述など、知識及び技能の活用を図る学習活動を充実させる。
 - ・ 放射線等、現代的な諸課題など、総合的な学習の時間を中心として行われる、教科等の枠を超えた横断的・総合的な課題について、各教科で習得した知識及び技能を相互に関連付けながら解決するなど、探究的な学習活動の質的な充実を図る。
 - ・ 単元（題材）のねらいに沿って、評価規準と評価の場面を適切に設定するとともに、評価方法の工夫改善に努める。
 - ・ 児童生徒が見通しをもって学習に取り組むことができるようにするとともに、授業のねらいに沿った振り返りやまとめの時間の充実を図る。
- 個に応じたきめ細かな指導
 - ・ すべての児童生徒が主体的に学習できるよう、また、個に応じた指導を充実させるよう、指導方法や指導体制を工夫し、単元（題材）や授業を展開する。
 - ・ 課題が見られる単元等において、習熟度別指導やティーム・ティーチングを効果的に取り入れるなど、少人数教育のよさを生かした指導体制や指導方法を工夫改善する。

- ・ 一人一人の学習状況の把握に努め、個に応じたきめ細かな指導を展開するとともに、児童生徒自らが自分の状況を把握し、見通しをもって学習に取り組めるように工夫したり、評価したりする。

○ 授業改善のための指導資料の活用

- ・ 基本的な授業の流れや留意点等をまとめた「ふくしまの『授業スタンダード』」に基づき、常に自分の授業を振り返りながら、「主体的・対話的で深い学び」等の視点を取り入れた授業の工夫・改善に努める。
- ・ 思考力、判断力、表現力等を育てるための授業づくりに向けて、県教育センターから発行されている「授業改善ハンドブック『新 授業の窓』授業をつくる 16の視点」等の活用を図る。

【教育センターWebサイト：<https://center.fcs.ed.jp>】

3 確かな学力の向上を支える基盤づくり

○ 幼児期の教育、義務教育、高等学校教育の円滑な接続

- ・ 幼児期から高等学校までを見通した学習内容や方法等を把握するよう努めるとともに、各校種間の円滑な接続を重視し、学び方に関わる指導等についての連携を図る。
- ・ 学校種間での教員の授業交流、授業研究等を進め、保幼小、小中、中高の普通教育のみならず、障がいのある児童生徒との交流及び共同学習も含めた教育の充実を図る。

○ 学習の基盤となる言語に対する関心や理解を深め、言語能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童生徒の言語活動の充実を図る。

- ・ 各教科等において、教科書や各種資料等を理解し評価しながら読む力や教科書及び各種資料等に基づいて自分の考えを書く力を育成するなど、「読解力」の向上を図るための指導方法を工夫する。

○ 「ふくしまの『家庭学習スタンダード』」を活用し、自己マネジメント力の育成に向け、学校としての指導方針を明確にして、家庭学習の質的向上を図る。

○ キャリア教育の視点を重視し、様々な機会をとらえて、児童生徒が「学ぶ意義」を実感できるよう工夫し、主体的に学ぶ意欲を醸成する。

○ 教師自身の言語環境を整え、明確な指示をするなどの指導技術を高めるとともに、発達段階に応じた聞き方や話合いの仕方などを習得させ、認め合い、磨き合い、高め合う学習集団をつくる。

○ 学校図書館の、「学習センター」「情報センター」としての機能及び「読書センター」としての機能を生かした計画的な活用を図るとともに、教科等における読書の指導を工夫するなど、主体的、意欲的な学習活動や読書活動の充実を図る。

道徳や体験活動を重視した豊かな人間性・社会性の育成と体育・健康に関する指導の充実

1 豊かな人間性・社会性の育成

○ 全教育活動を通じて行う道徳教育の推進

- ・ 道徳科を要として、各教科等との関連を図りながら計画的・発展的に指導を行うとともに、家庭や地域社会等との共通理解を深め、相互に連携した道徳教育を推進する。

○ 道徳科の授業の充実

- ・ 道徳教育の要である道徳科の授業を、児童生徒の発達段階や指導上の課題等を踏まえ、計画的かつ確実に実施するとともに、道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実、検定教科書の教材研究、校長・教頭の参加や他の教師との協力的な指導の工夫等を通して、「考え、議論する道徳」への転換に向けた授業改善を行う。
- ・ 東日本大震災の経験を踏まえ、命の大切さ、家族愛、感謝の心、郷土に対する愛情などを考える道徳教育を推進するため、「ふくしま道徳教育資料集」の積極的な活用を図り、児童生徒の「生きる力」の育成に寄与する。

○ 豊かな体験活動の充実

- ・ 地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流、集団宿泊活動、職場体験活動、奉仕体験活動、自然体験活動、文化芸術体験活動などを充実させ、学びへの興味・関心を高め、心を耕し、自己の生き方を考えさせるとともに、思いやりの心や規範意識などを育み、活動の成果を各教科の指導や生徒指導等に生かすようにする。

2 生徒指導の充実

- 自校の実態を踏まえ、指導方針を明確にした具体的な指導計画に改善するとともに、校内指導体制を整え、全教職員で組織的に取り組む。
- 全教育活動を通して生徒指導の機能を生かした指導を行い、主体的な生活態度を育成するなど、児童生徒一人一人を伸ばす積極的な生徒指導を行う。
- 「教育相談スキルアップ研修会」等の研修会を活用し、SCやSSWと協力した教育相談体制を充実させるとともに、教員のカウンセリング技術の向上に努める。
- 家庭や地域、専門家、関係機関との連携・協力の下、いじめ、暴力行為などの問題行動や不登校といった諸課題への未然防止と早期発見、早期対応を行い、解決に努める。

3 体育・健康に関する指導の充実

- 体育については、体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題の解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成に努める。
- 保健・安全については、心の健康、薬物乱用防止、性に関する指導、口腔の衛生、生活習慣病や感染症予防、アレルギー疾患への対応など、今日的な健康課題や防犯、防災教育等に対応した保健指導・安全指導を進めるとともに、家庭や地域との連携の下、児童生徒が自らの健康や生活、環境を改善できる基礎的な素養の育成に努める。
- 食育については、食育推進コーディネーターを中心とした指導体制を充実させるとともに、各学校の実態に応じた食育全体計画等に基づき、給食の時間はもとより、各教育活動における食に関連する学習と相互に連携を図りながら、横断的・総合的な指導に努める。
- 東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響による体力・運動能力の低下や、肥満傾向児出現率の増加など、様々な課題の解決に向けた組織的かつ総合的な指導に努める。

「社会に開かれた教育課程」の実現と家庭や地域社会とともにある学校づくり

1 「社会に開かれた教育課程」の実現

- 学校での教育活動のみならず、教育課程を介してその目標や育みたい資質・能力を地域社会と共有して「生きる力」を育むよう努める。
- 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用するなど、社会教育との連携を図り、学校教育の目指すところを地域社会と連携しながら実現するよう努める。

2 家庭や地域社会とともにある学校

- 自校の教育方針や教育活動について、積極的に家庭や地域社会に公開する機会の充実に努めるとともに、学校運営に対する意見を聴取し、教育活動の改善・充実を図り、学校、家庭、地域が連携・協働した地域とともにある学校を実現する。
- 児童生徒のプライバシーに十分配慮しながら、必要な情報を適切に提供し、学校、家庭、地域社会が一体となって教育目標の具現に努める。

学力向上に責任を果たす

「ふくしまの授業スタンダード」を活用した授業改善と校内研修の活性化について

1 「ふくしまの授業スタンダード」を活用した授業改善

- 「ふくしまの授業スタンダード」に示した授業のポイントを基に、日常の授業を見直し、多くの教室で「主体的・対話的で深い学び」の実現を図る。

【授業の基盤】

- ・ 学校生活全般において、教師と子ども、子ども同士の「望ましい人間関係」を築く。
- ・ 教師自身の言語環境を整え、指導技術を高めるとともに、聞き方や話合いの仕方などを習得させ、学び合う集団づくりに努める。
- ・ 学習に臨む心構えや約束事について、中学校区内や校内で共通理解を図り、発達の段階を踏まえて共通実践をする。

【授業の設計】

- ・ 子どもの実態や教材の価値を基に単元（題材）の目標を把握する。
- ・ 本時のねらいを明確にし、授業を構想する。

【授業の実施】

- ・ 導入においては、子どもの「問い」や「思い・願い」を引き出し、課題意識をもたせる。
- ・ 展開においては、子ども一人一人の学びを見取って適切に支援し、学習課題の解決につなげる。
- ・ 終末においては、子ども一人一人に振り返りを促し、新たな学びにつなげる。

【授業の振り返り】

- ・ 評価規準と評価の場面を適切に設定し、単元（題材）の目標や本時のねらいが達成されたか適切に評価するとともに、評価方法の工夫改善に努める。
- ・ 「授業スタンダードチェックシート」等を活用しながら、同僚と共に授業を振り返り、改善を図る。

2 「ふくしまの授業スタンダード」を活用した校内研修の活性化

- 教師自らがアクティブラーナーとなって、主体的な研修を推進する。
 - ・ 「ふくしまの授業スタンダード」を活用し、校内研修や互見授業等を充実させる。
 - ・ 教科や学年の枠にとらわれることなく、同僚としての学び合いを推進する。
- 課題を踏まえた研修の充実を図る。
 - ・ 学校全体の学力傾向や課題を全職員で共有し、課題解決につながるような校内研修の実施に努める。
 - ・ 指導主事等を定期的に招聘するなどして、校内研修の活性化を図る。
 - ・ 模擬授業や事例研究など、実践的な研修の充実に努める。

「ふくしまの『家庭学習スタンダード』」を指針とした家庭学習の質的向上について

1 学校の指導方針に基づき、全教員の共通理解を図りながら指導する。

- 家庭学習の指導内容等を学力向上グランドデザインに位置付ける。
- 家庭学習の内容や量、方法等を教師間、及び小・中学校間で協議する機会を設ける。
- 児童生徒や地域の実態を踏まえ、発達段階に応じて計画的・系統的に指導する。
- 「家庭学習の手引き」等を作成し、義務教育9年間を見通して計画的に指導する。

2 「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育む家庭学習へと転換させる。

- 宿題については、基礎的な内容の反復ドリルに偏ることなく、全国学力・学習状況調査等を用いた「調べ、考え、書く」等を中心とした活用型の学習も取り入れる。また、各種調査結果から課題が見られる学習内容については、継続的に取り組むことができるように学校全体で共通理解を図り実施する。
- 宿題をチェックし、称賛や励ましの言葉をかけたりコメントを書いたりする。
- 児童生徒の学習計画や家庭学習の内容について、優れている点、工夫している点等を、互いに共有させる機会を設ける。
- 家庭読書や親子読書を推進する。

3 自己マネジメント力を高める指導をする。

- 家庭学習の計画の立て方や管理の仕方を指導する。
- 「自覚を促し、気付かせる」ことに留意し、児童生徒自らがR-PDCAサイクルを実践できるようにする。
- 小学校低学年では、「宿題をきちんとやること」、「鉛筆を正しく持ち、丁寧に文字を書くこと」、「正しい姿勢で学習すること」、「大きな声で発表すること」等、望ましい学習態度を育成する。

4 授業改善と家庭学習の指導を連動させる。

- 授業内容と家庭学習を児童生徒の実態や各種調査結果等を基に適切に関連付ける。

5 学校間や家庭・地域との連携を図る。

- 各中学校学区内における小学校間や小・中学校間の連携を図る。
- 家庭学習について、児童生徒や保護者の悩みや要望を把握し、相談する機会を設ける。
- 保護者からの協力や支援が得られるよう、家庭学習の指導について具体的な事例とともに説明する。
- 保護者会等を活用して、今求められる学力等について、具体的に説明する機会を積極的に設ける。

「ふくしま学力調査」の実施と調査結果の分析と活用について

1 調査目的

- 児童生徒一人一人の学力の伸びや学習等に対する意識、生活の状況等を把握する調査を実施し、教育及び教育施策等の成果と課題を検証するとともに、その改善を図るための方策を構築し、一人一人の学力を確実に伸ばす教育を推進する。

2 調査概要

調査日	2019年4月11日（木）
調査学年	小学校4、5、6年生 中学校1、2年生
調査項目	教科に関する調査 小学校⇒国語、算数＜各40分間＞ 中学校⇒国語、数学＜各45分間＞ 質問紙調査（非認知能力）＜40分程度＞
結果返却	2019年7月以降（予定）※個人結果票の送付

3 調査の特徴

- 教科に関する調査は、問題の難易度を考慮に入れて学力を測定し、小学校4年生から中学校2年生を対象に実施することで、学力の伸びを継続して把握することができる設計をしている。
 - ・「学力の伸び」とは…
 - ⇒ 児童生徒が、学年が上がることで新たな知識などを身に付けて成長するなかでも、前年度と比較して、より難易度の高い問題に確実に正答できるようになること。
- 質問紙調査から、児童生徒の自制心（自分の意思で感情や欲望をコントロールできる力）、自己効力感（自分はそれが実行できるという期待や自信）、勤勉性（勉強などに一心に励むことができる力）などの、いわゆる非認知能力が、どれだけ身に付いているのかを見ることができる。

4 調査結果の分析と活用について

- 教科に関する調査と質問紙調査による客観的なデータから、学力を伸ばしている効果的な指導方法や、非認知能力を醸成する効果的な指導の在り方を明らかにするとともに、それらを授業改善や、個に応じたきめ細かな指導や支援に生かす。

～よりよい社会の担い手を育て、子ども一人一人の人生を幸せにするために～

少人数教育

子どものよさやつまづきを意図的・計画的に見取り、支援し、認めて、一人一人を生かすふくしまの教育

自分にはよいところがある！

学校に行くことが楽しい！

みんなで協力してやり遂げることができてうれしい！

福島県内全ての小・中・義務教育学校が少人数教育実践校
学校経営・運営ビジョンに少人数教育の方策を位置づける。
（「目的」、「戦略」、「期待する成果」を校内で共有）

■ 少人数教育改善・充実のための視点

- ☐ 少人数教育の目的を全職員が理解している。
- ☐ 少人数教育の目的を保護者に説明している。
- ☐ 少人数教育の明確なプランを立てている。（PDCAサイクルの確立）
- ☐ 一人一人が「分かった」、「できた」、「役に立った」、「がんばった」と実感できるように、日々、個に応じた言葉かけや称賛・価値付け等を行っている。

**「ふくしまの『授業スタンダード』・「ふくしまの『家庭学習スタンダード』」を
少人数教育の視点から活用する。**

少人数教育のよさを生かした授業構想

- 子どもの実態を把握する。
 - ☐ 子ども一人一人のよさ
 - ☐ 想定されるつまづき
 - ☐ 調査や観察などによって把握した課題
- 指導の計画を立てる。
 - ☐ 把握した課題やつまづきへの具体的な手立て

K子さんに理解させるために、
「〇〇」と助言してみよう。

Y男さんのよさを見取って、
発表させたいなあ。

少人数教育のよさを生かした机間指導

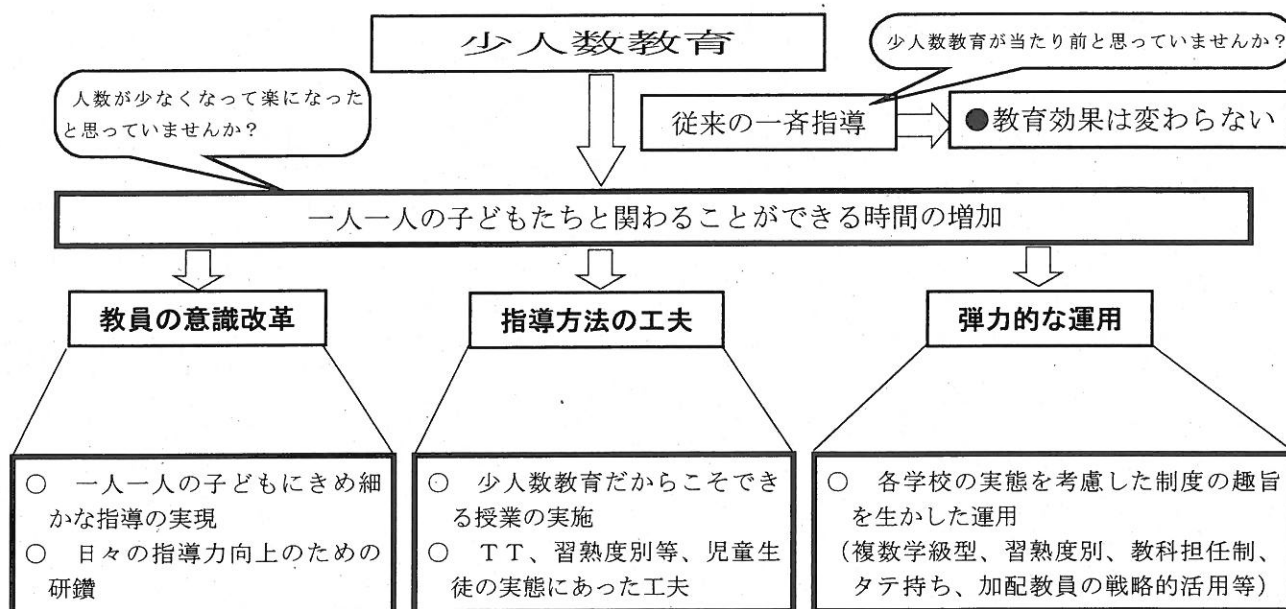
- 学習の様子を見取る。
 - ☐ ノートやワークシートを「観る」。
 - ☐ 学習の進め方や理解の実態を「診る」。
 - ☐ 学びの様子を把握し、個に応じて「看る」。
- 評価する。
 - ☐ つまづきのある子どもには、具体的に支援する。
 - ☐ 学習の深まりのみられる子どもには、学習の支援者として役割をもたせたり、別の立場から考えさせたりする。
- 話合いの状況を見取る。
 - ☐ 子ども同士の関わりを「観る」。
 - ☐ 学習の進め方や理解の状況及び変容などを「診る」。
 - ☐ ペアやグループの学びを捉えて「看る」。

自己マネジメント力

子ども一人一人に、
R（自分を知る）、P（計画する）、
D（自ら学習する）、C（確かめる）、
A（見直す）の機会を保障する。

望ましい人間関係

- ☐ 個に応じた言葉かけをする。
- ☐ 子どもたちを具体的にほめて、認める。
- ☐ 子ども一人一人に対して同じ距離感で接する。
- ☐ 違いを認め、尊重する。
- ☐ 助け合い、教え合う集団づくりに努める。
- ☐ 「自己有用感」を高める指導や支援をする。



一人一人を授業で生かすために

<個の学びの変容を把握するための工夫>

- 個票による学びの事実の累積
- 週案や学級経営誌等の活用

一人一人の資質・能力の成長を
ていねいに見取る

<指導形態の工夫>

- 複数学級合同授業の工夫
 - ・ 小学校における教科担任制の工夫
 - ・ 話合いの形態の工夫
- 複数学級担任制の導入
 - ・ 補充的な学習・発展的な学習の設定
 - ・ ティーム・ティーチング
- ・ ペア学習・グループ学習の工夫
- ・ 学習形態の工夫
- ・ 習熟度別学習の継続的实施
- ・ 課題選択学習、方法選択学習等の実施

<指導方法の工夫>

- 一人一人の学びの変容を記録し、個の特性を理解する。
- 一人一人の認知スタイルを理解し、個に応じた手立てを工夫する。
- 一人一人の知識・技能の定着度を把握し、確実な定着に向けた指導方針を確立させる。
- 一人一人の思考力、判断力、表現力等を把握し、日々の授業でよりよく伸ばすための授業づくりの在り方を明確にする。 など

学校生活で一人一人を生かすために

<望ましい集団づくり>

- 互いに認め合う場の設定・・・そのためには、まず教師がよさを認める（価値付ける）
- 自分の立場や考えを明確にした弾力的なグループ編成
- 相手の立場や考えを理解しようとする態度の育成

<所属感、自己有用感をもたせる工夫>

- 役割分担の明確化による責任感と達成感の感得
- 教師による個人内評価と児童生徒同士による相互評価
- 自己評価等による振り返りの場の設定
- 教師の協働による情報収集と共通実践（多くの目で一人一人を見る）

国語(小)

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 日常生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。
- (2) 日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。
- (3) 言葉がもつよさを認識するとともに、言語感覚を養い、国語の大切さを自覚し、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。

指導の重点	努力事項
1 小・中学校9年間の系統性と児童の実態を踏まえ、育成したい資質・能力を明確にした指導計画を作成する。	(1) 小・中学校9年間の系統性を踏まえた上で、単元など内容や時間のまとまりを見通して、児童一人一人が日常生活に必要な国語の能力を確実に身に付けることができるよう、育成したい資質・能力を明確にする。 (2) 児童が、言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、言葉の特徴や使い方などを理解し、自分の思いや考えを深める学習の充実を図る。 (3) 言語能力の向上を図る観点から、国語科で育成すべき資質・能力と他教科との関連を図り、指導の効果を高めるようにする。その際、学校図書館などを計画的に利用し、その機能を生かすようにする。
2 「主体的・対話的で深い学び」の実現を図るため、資質・能力を育成する工夫・改善を図る。	(1) 単元など内容や時間のまとまりを見通しながら、資質・能力の育成に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善に努める。 (2) 資質・能力を育成するため、児童が言葉の意味、働き、使い方等に着眼し、それらを吟味する過程を踏まえるなど、言葉への自覚を高めることができるよう、学習指導の創意工夫を図る。 (3) 全国学力・学習状況調査の結果分析を生かした授業改善に努める。
3 ねらいに沿った適切な評価を行い、指導に生かす。	(1) 本時のねらいが達成された具体的な児童の姿を明確にした上で評価基準を設定し、ねらいに沿った適切な評価を行い、指導の改善を図る。 (2) 学習して学んだこと、感じたことをもとに、自分自身の変容や今後の取組等について、児童が自ら振り返ることができるよう授業の終末を充実させる。

新学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 指導計画の改善

- 児童の実態や系統性を踏まえ、単元等で育成を目指す資質・能力（指導事項）を明確にする。
- 育成を目指す資質・能力に適した言語活動、児童の言語生活に即した言語活動を位置付ける。（言語活動を通して、指導事項を指導する。）
- 教科横断的な視点をもって、国語科と他教科の指導事項について関連を図り、教材の配列を工夫するなど、他教科に生きる指導計画を作成することで、確実に言語能力を育成する。

ポイント2 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて

- 「深い学び」の実現に向けて、「言葉による見方・考え方を働かせ、言葉で理解したり表現したりしながら自分の思いや考えを広げ深める学習活動を意図的に設定する。その際、①考えの形成→②共有→③まとめ・振り返りという過程を踏まえることを大切にする。
- 問題解決的な学習過程を重視した上で、育成したい資質・能力に適した言語活動を設定したり、児童にとって学びが深い学習課題を設定（児童からの問い、適度な難易度、多様な捉え方、既習事項や既習事項とのつながりなど）したりすることを通して、児童の主体性を引き出すとともに、思考したり表現したりすることの必然性を生み出していく。
- 話し合いの場面では、互いの考えを発表して終わりではなく、根拠を基に意見交換したり、議論したりする場を通して、児童が言葉による見方・考え方を働かせ、互いの考えを共有・吟味できるといえる話し合いをコーディネートしていく。（何のための話し合いなのかを意識する。）
- まとめと振り返りの時間の確保と充実を図る。その際、「何を学習したか」をまとめ、課題を追究した結果を明確にする。また、「どのように学習してきたか」を振り返り、新たな学びに目を向けさせるようにする。

ポイント3 言語活動の充実・創意工夫

- 全国学力・学習状況調査等の結果分析から、普段の授業において「目的をもって他者に説明する」、「目的に応じて複数の情報から必要な情報を取り出したり、それらを結び付けたりする」といった言語活動を取り入れるなど、相手意識・目的意識等を明確にした言語活動の一層の充実、創意工夫が求められる。

ポイント4 評価の工夫・改善

- 授業のまとめ・振り返りの段階で期待する児童の姿（発言・記述等）を明確にする。
- 評価にあたっては、言語活動の目的を明確にし、活動自体がねらいにならないよう留意する必要がある。

国語(中)

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。
- (2) 社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。
- (3) 言葉がもつ価値を認識するとともに、言語感覚を豊かにし、我が国の言語文化に関わり、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。

指導の重点	努力事項
1 小・中学校9年間の系統性や生徒の実態を踏まえ、明確にしたい資質・能力を育成した指導計画を作成する。	(1) 小・中学校9年間の系統性を踏まえた上で、単元など内容や時間のまとまりを見通して、生徒一人一人が社会生活に必要な国語の能力を確実に身に付けることができるよう、育成したい資質・能力を明確にする。 (2) 生徒が、言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、言葉の特色や使い方などを理解し、自分の思いや考えを深める学習の充実を図る。 (3) 言語能力の向上を図る観点から、国語科で育成すべき資質・能力と他教科との関連を図り、指導の効果を高めるようにする。その際、学校図書館などを計画的に利用し、その機能を生かすようにする。
2 「主体的・対話的で深い学び」の実現を図り、た資質・能力を育成する工夫・改善する。	(1) 単元など内容や時間のまとまりを見通しながら、資質・能力の育成に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善に努める。 (2) 資質・能力を育成するため、生徒が言葉の意味、働き、使い方等に着目し、それらを吟味する過程を踏まえるなど、言葉への自覚を高めることができるように、学習指導の創意工夫を図る。 (3) 全国学力・学習状況調査の結果分析を生かした授業改善に努める。
3 ねらいに沿った適切な評価を行い、指導に生かす。	(1) 本時のねらいが達成された具体的な生徒の姿を明確にした上で評価基準を設定し、ねらいに沿った適切な評価を行い、指導の改善を図る。 (2) 学習して学んだこと、感じたことをもとに、自分自身の変容や今後の取組等について、生徒が自ら振り返ることができるよう授業の終末を充実させる。

新学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 指導計画の改善

- 生徒の実態や系統性を踏まえ、単元等で育成を目指す資質・能力（指導事項）を明確にする。
- 育成を目指す資質・能力に適した言語活動、生徒の言語生活に即した言語活動を位置付ける。（言語活動を通して、指導事項を指導する。）
- 教科横断的な視点をもって、国語科と他教科の指導事項について関連を図り、教材の配列を工夫するなど、他教科に生きる指導計画を作成することで、確実に言語能力を育成する。

ポイント2 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて

- 「深い学び」の実現に向けて、「言葉による見方・考え方を働かせ、言葉で理解したり表現したりしながら自分の思いや考えを広げ深める学習活動を意図的に設定する。その際、①考えの形成→②共有→③まとめ・振り返りという過程を踏まえることを大切にする。
- 問題解決的な学習過程を重視した上で、育成したい資質・能力に適した言語活動を設定したり、生徒にとって学びが深い学習課題を設定（生徒からの問い、適度な難易度、多様な捉え方、既習事項や既習事項とのつながりなど）したりすることを通して、生徒の主体性を引き出すとともに、思考したり表現したりすることの必然性を生み出していく。
- 話し合いの場では、互いの考えを発表して終わりではなく、根拠を基に意見交換したり、議論したりする場を通して、生徒が言葉による見方・考え方を働かせ、互いの考えを共有・吟味できるように話し合いをコーディネートしていく。（何のための話し合いなのかを意識する。）
- まとめで振り返りの時間の確保と充実を図る。その際、「何を学習したか」をまとめ、課題を追及した結果を明確にする。また、「どのように学習してきたか」を振り返り、新たな学びに目を向けさせるようにする。

ポイント3 言語活動の充実・創意工夫

- 全国学力・学習状況調査等の結果分析から、普段の授業において「目的をもって他者に説明する」、「目的に応じて複数の情報から必要な情報を取り出したり、それらを結び付けたりする」といった言語活動を取り入れるなど、相手意識・目的意識等を明確にした言語活動の一層の充実、創意工夫が求められる。

ポイント4 評価の工夫・改善

- 授業のまとめ・振り返りの段階で期待する生徒の姿（発言・記述等）を明確にする。
- 評価にあたっては、言語活動の目的を明確にし、活動自体がねらいにならないよう留意する必要がある。

社 会 (小)

社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 地域や我が国の国土の地理的環境、現代社会の仕組みや働き、地域や我が国の歴史や伝統と文化を通して社会生活について理解するとともに、様々な資料や調査活動を通して情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考えたり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したりする力、考えたことや選択・判断したことを適切に表現する力を養う。
- (3) 社会的事象について、よりよい社会を考え主体的に問題解決しようとする態度を養うとともに、多角的な思考や理解を通して、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚、我が国の国土と歴史に対する愛情、我が国の将来を担う国民としての自覚、世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚などを養う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 資質・能力の育成に向けて、適切な指導計画を作成する。	(1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進める。 (2) 各学年の目標や内容を踏まえて、事例の取り上げ方を工夫して、内容の配列や授業時数の配分などに留意して効果的な年間指導計画を作成する。 (3) 47都道府県、世界の大陸と主な海洋の名称と位置について、地図帳や地球儀を使って確認するなどして、小学校卒業までに身に付け活用できるように工夫して指導する。
2 社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動や、具体的な体験を伴う学習を推進する。	(1) 地域の実態を生かし、児童が興味・関心をもって学習に取り組めるようにする。 (2) 観察や見学、聞き取りなどの調査活動を含む具体的な体験を伴う学習やそれに基づく表現活動の一層の充実を図る。 (3) 多角的に考えたことや選択・判断したことを説明したり議論したりするなど言語活動の一層の充実を図る。 (4) 学校図書館や公立図書館、コンピュータ、地図帳、地球儀などの学習環境や教材・教具を活用するように配慮する。 (5) 多様な見解のある事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、有益適切な教材に基づいて指導する。
3 児童のよさや可能性を伸ばす評価を充実する。	(1) 単元や単位時間の評価規準を明確にし、目標・指導・評価の一体化を図った授業づくりに努め、目標に準拠した評価の趣旨が生かされるようにする。 ※ 移行期間中は、現行小学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行う。

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業の改善

- 教材との合わせ方を工夫し、興味・関心を高め、児童の「問い」や「思い・願い」を引き出す工夫をする。
 - 「何を学習するか」を明確にし、その解決への見通しをもたせる工夫をする。
 - 「何を学習したか」をまとめ、「どのように学習してきたか」を振り返り、新たな学びに目を向けさせる工夫をする。
 - 児童の考えを引き出しつなげたり、ゆさぶったりするコーディネートを工夫する。
 - 児童が「社会的な見方・考え方」を働かせるために、教師が視点や方法に基づいた「問い」を工夫する。
- 【例】・位置や空間的な広がり⇒「どのように広がっているのだろう」
 ・時期や時間の経過 ⇒「いつどんな理由で始まったのだろう」
 ・事象や人々の相互関係⇒「どのような工夫や努力があるのだろう」

ポイント2 言語活動の一層の充実

- 多角的に考えたことや選択・判断したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなど言語活動の一層の充実を図る。
- ねらいを達成するために、授業のどの段階に位置付けるか、どのような言語活動にするか等に留意する。

学習指導要領の改訂に伴う移行措置について（現行の学習指導要領による場合は次の点に留意すること）

- (1) 新学習指導要領の第5学年の「世界における我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲」に基づき指導することとし、新学習指導要領の内容の取扱いを適用する。
- (2) 第3学年においては、現行小学校学習指導要領〔第3学年及び第4学年〕の内容の(1)「自分たちの住んでいる身近な地域や市(区、町、村)」、(2)「地域の人々の生産や販売」、(4)「地域社会における災害及び事故の防止」、(5)ア「古くから残る暮らしにかかわる道具、それらを使っていたころの暮らしの様子」について指導する。その際、内容の(4)「地域社会における災害及び事故の防止」においては、内容の取扱いの(4)に示されている災害の選択肢「火災、風水害、地震など」の中から「火災」を取り上げ、「風水害、地震など」のいわゆる自然災害は取り上げない。

社 会 (中)

社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 我が国の国土と歴史、現代の政治、経済、国際関係等に関して理解するとともに、調査や諸資料から様々な情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を多面的・多角的に考察したり、社会に見られる課題の解決に向けて選択・判断したりする力、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。
- (3) 社会的事象について、よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される我が国の国土や歴史に対する愛情、国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての自覚などを深める。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 資質・能力の育成に向けて、各分野間の関連を図り、適切な指導計画を作成する。	(1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進める。 (2) 小学校社会科の内容との関連を図るとともに、各分野相互の関連を図り、第1学年から第3学年までを見通した指導計画を作成し、全体として教科の目標が達成できるようにする。
2 社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動や、作業的で具体的な体験を伴う学習を推進する。	(1) 社会的事象の意味や意義、事象の特色や事象間の関連、社会に見られる課題などについて、考察したことや選択・判断したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなどの言語活動に関わる学習を一層重視する。 (2) 情報の収集、処理や発表などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用する。 (3) 調査や諸資料から、社会的事象に関する様々な情報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付ける学習活動を重視するとともに、作業的で具体的な体験を伴う学習の充実を図る。 (4) 多様な見解のある事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、有益適切な教材に基づいて指導する。
3 生徒のよさや可能性を積極的に見だし、それらを伸ばす評価を充実する。	(1) 単元や単位時間の評価規準を明確にし、目標・指導・評価の一体化を図った授業づくりに努め、目標に準拠した評価の趣旨が生かされるようにする。 ※ 移行期間中は、現行中学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行う。

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業の改善

- 教材との出会わせ方を工夫し、興味・関心を高め、生徒の「問い」や「思い・願い」を引き出す工夫をする。
 - 「何を学習するか」を明確にし、その解決への見通しをもたせる工夫をする。
 - 「何を学習したか」をまとめ、「どのように学習してきたか」を振り返り、新たな学びに目を向けさせる工夫をする。
 - 生徒の考えを引き出しつなげたり、ゆさぶったりするコーディネートを工夫する。
 - 生徒が「社会的な見方・考え方」を働かせるために、教師が視点や方法に基づいた「問い」を工夫する。
- 【例】・地理的な見方・考え方⇒「それは、どこに位置するだろう」
 ・歴史的な見方・考え方⇒「いつ（どこで、誰によって）おこったか」
 ・現代社会の見方・考え方⇒「なぜ市場経済という仕組みがあるのか、どのような機能があるのか」

ポイント2 言語活動の一層の充実

- 資料等を有効に活用して論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなどの社会科ならではの言語活動に関わる学習を一層重視する。
- ねらいを達成するために、授業のどの段階に位置付けるか、どのような言語活動にするか等に留意する。

学習指導要領の改訂に伴う移行措置について（現行の学習指導要領による場合は次の点に留意すること）

- (1) 「領域の範囲や変化とその特色」（地理的分野）、「富国強兵・殖産興業政策」（歴史的分野）、「世界平和と人類の福祉の増大」（公民的分野）の指導に当たっての内容の取扱いについて、新学習指導要領の規定による。
- (2) 地理的分野及び歴史的分野の授業時数の配当について、新学習指導要領の規定により、授業時数を両分野に適切に配当する。
- (3) 「世界の諸地域」（地理的分野）の指導に当たり、「世界の様々な地域の調査」を併せて指導する。
- (4) 「世界の古代文明」、「ユーラシアの変化」、「ヨーロッパ人來航の背景」、「市民革命」（歴史的分野）の指導に当たっての内容の取扱いについて、新学習指導要領の規定による。

算 数

数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などを理解するとともに、日常の事象を数理的に処理する技能を身に付けるようにする。
- (2) 日常の事象を数理的に捉え見通しをもち筋道を立てて考察する力、基礎的・基本的な数量や図形の性質などを見いだし統合的・発展的に考察する力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表したり目的に応じて柔軟に表したりする力を養う。
- (3) 数学的活動の楽しさや数学のよさに気付き、学習を振り返ってよりよく問題解決しようとする態度、算数で学んだことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 数学的な見方・考え方を明確にして、指導計画や授業展開を考える。	(1) 単元の中で核となる数学的な見方・考え方について、児童の実態を把握する。 (2) 単元の学習を通して、数学的な見方・考え方をどのように働かせながら、知識及び技能を習得したり、それらを活用したりするのかを明確にする。 (3) 児童の実態と教材の価値を踏まえ、確かな児童理解・教材理解を基に、数学的な見方・考え方を働かせる方法を工夫する。
2 問題発見・解決の過程で育成する資質・能力を明確にして、指導計画や授業展開を考える。	(1) 「数学的な問題を見いだす力」「問題解決のための構想・見通しを立て実践する力」「統合的・発展的に考察する力」「論理的に考察する力」「数学的に表現する力」「情報を活用する力」など、育成する資質・能力を明確にして指導計画を作成する。 (2) 数学的に表現し伝え合う活動においては、言葉、数、式、図、表、グラフなどの数学的な表現を関連付け、より簡潔・明瞭・的確な表現に洗練する対話的な学びの充実を図る。また、発達段階に応じて説明を記述させ、資質・能力の育成を図る。 (3) 問題解決の過程の振り返りや統合的・発展的考察を重視する。
3 よさや可能性を見いだし、伸ばす学習評価を工夫する。	(1) 育成したい資質・能力を児童の具体的な姿として明確にするなどして、ねらいに沿った評価方法を工夫する。 (2) 児童が表現した言葉、数、式、図、表、グラフなどの数学的な表現のよさを積極的に評価し、学習意欲を高める。

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 働かせたい数学的な見方・考え方や育みたい資質・能力を踏まえた指導計画の作成

- 児童の実態（どのような学習内容をどのように学んできたか等）と教材の価値を踏まえ、確かな児童理解・教材理解を基に、指導計画を作成する。
- 全国学力・学習状況調査や各種調査の結果を基に、指導計画を見直し、**実態に応じて単元や領域に軽重を付ける。**

ポイント2 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- **児童から「問い」を引き出し、児童が主体的に問題解決できるように工夫する。**
- 互いの思いや考えを共有し、統合的・発展的に考察できるように話し合いをコーディネートする。
 - ・ 言葉、数、式、図、表、グラフなどを用いた**数学的な表現を関連付ける発問をする。**
 - ・ 本時のねらいを達成させるために必要な数学的な見方・考え方を価値付けたり、板書したりする。
- まとめや振り返りを充実させる。
 - ・ 問題解決の過程で**数学的な見方・考え方を適切に振り返らせ、児童がそのよさを自覚できるようにする。**
 - ・ 「何ができるようになったか」を実感させるとともに、**新たな問いを引き出す工夫をする。**

ポイント3 数学的な表現力を育成する言語活動の充実

- 説明する対象を明確にした「**事実**」の記述、問題を解決するための考え方や解決方法といった「**方法**」の記述、ある事柄が成り立つ「**理由**」や判断の「**理由**」の記述など、どのような表現を目指すのかを、本時のねらいと対応させながら授業過程に適切に位置付ける。その際、**算数の用語や記号、数学的な表現を適切に用いたよりよい表現に洗練する活動**となるよう配慮する。
- 児童のつまずきを把握し、つまずきの根拠を明確にしながら修正する活動を重視する。

ポイント4 「何ができるようになったのか」を評価する方法の工夫・改善

- **本時のねらいが達成された児童の姿を明確にする。**
- 指導と評価の一体化を図る。（見取り→判断→価値付け→広げ・深める）
- 知識及び技能や思考力、判断力、表現力等を評価する方法を工夫するとともに、その結果を累積し、今後の指導に生かす。

数 学

数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 数量や図形などについての基礎的な概念や原理・法則などを理解するとともに、事象を数学化したリ、数学的に解釈したり、数学的に表現・処理したりする技能を身に付けるようにする。
- (2) 数学を活用して事象を論理的に考察する力、数量や図形などの性質を見いだし統一的・発展的に考察する力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現する力を養う。
- (3) 数学的活動の楽しさや数学のよさを実感して粘り強く考え、数学を生活や学習に生かそうとする態度、問題解決の過程を振り返って評価・改善しようとする態度を養う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 数学的な見方・考え方を明確にして、指導計画や授業展開を考える。	(1) 単元全体を通して、 どのような数学的な見方・考え方を働かせながら、知識及び技能を習得したり、それらを活用したりするのかを明確にして指導計画を作成する。 (2) 生徒の実態と教材の価値を踏まえ、確かな生徒理解・教材理解を基に、 数学的な見方・考え方を働かせる方法を工夫する。
2 問題発見・解決の過程で育成する資質・能力を明確にして、指導計画や授業展開を考える。	(1) 「数学的な問題を見いだす力」「問題解決のための構想・見通しを立て実践する力」「統一的・発展的に考察する力」「論理的に考察する力」「数学的に表現する力」「情報を活用する力」など、 育成する資質・能力を明確にして指導計画を作成する。 (2) 現実の世界と数学の世界の2つの 問題発見・解決の過程 を学習過程に位置付ける。また、それぞれの過程や結果を振り返り、評価・改善することができるようにする。 (3) 数学的に表現し伝え合う活動においては、言葉、数、式、図、表、グラフなどの 数学的な表現を関連付け、より簡潔・明瞭・的確な表現に洗練する 対話的な学びの充実を図る。また、説明を記述させる時間を確保し、思考力、判断力、表現力等の育成を図る。 (4) 学習の効果を高めるために、必要に応じ、 電卓やコンピュータ、情報ネットワークなどを適切に活用する 。特に、「D データの活用」領域において積極的な活用を図る。
3 よさや可能性を見だし、伸ばす学習評価を工夫する。	(1) 育成したい資質・能力を生徒の具体的な姿として明確にすることで ねらいに沿った評価を行う。 (2) ノートやレポートなど、 授業後に教師が確認しながら行う評価と、授業中の見取りによる評価 を適切に組み合わせ、指導内容や生徒の特性に応じた評価を行い、指導に生かす。

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 働かせたい数学的な見方・考え方や育みたい資質・能力を踏まえた指導計画の作成

- 生徒の実態（どのような学習内容をどのように学んできたか等）と教材の価値を踏まえ、**全国学力・学習状況調査等の結果を基に、指導計画を見直し、実態に応じて単元や領域に軽重を付ける。**

ポイント2 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業の改善

- 生徒の「問い」や「思い・願い」を引き出し、生徒が主体的に問題解決できるように工夫する。
- 思いや考えを共有し、**論理的、統一的・発展的に考察できるよう話し合いをコーディネートし、ねらいに迫る。**
 - ・ 言葉、数、式、図、表、グラフなどを用いた**数学的な表現を関連付ける発問をする。**
 - ・ 生徒の発言、発表内容にある**数学的な表現を吟味したり、思考を可視化したりする。**
 - ・ 本時のねらいを達成するために必要な**数学的な見方・考え方を価値付けたり、板書したりする。**
- **まとめと振り返りの充実**
 - ・ 問題解決の過程において**どのような数学的な見方・考え方を働かせたかを振り返り、「何ができるようになったのか」を明確して、新たな学びを引き出す工夫をする。**

ポイント3 数学的な表現力を育成する言語活動の充実

- 見いだした事柄や事実を説明する「**事柄・事実**」の記述、事柄を調べる方法や手順を説明する「**方法・手順**」の記述、事柄が成り立つ理由を説明する「**理由**」の記述の「3つの記述」について、どのような表現を目指すのかを、本時のねらいと対応させながら学習過程に適切に位置付ける。その際、**生徒とともによりよい数学的な表現に洗練していく過程を重視する。**
- 生徒一人一人の学びを見取って適切に支援する。

ポイント4 「何ができるようになったのか」を評価する方法の工夫・改善

- 本時のねらいが達成された生徒の姿を明確にする。
- 指導と評価の一体化を図る。（見取り→判断→価値付け→広げ・深める）
- 知識及び技能や思考力、判断力、表現力等を評価する方法を工夫するとともに、その結果を累積し、今後の指導に生かす。

理 科 (小)

自然に親しみ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 自然の事物・現象についての理解を図り、観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 観察、実験などを行い、問題解決の力を養う。
- (3) 自然を愛する心情や主体的に問題解決しようとする態度を養う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 科学的に解決する学習活動を重視した指導計画を工夫する。	(1) 日常生活や他教科等との関連を図り、理科を学ぶことの意義や有用性を実感させたり理科への関心を高めたりすることができるよう工夫する。 (2) 地域の実情に応じた自然の事物・現象を教材化をするなど体験的な学習活動の充実を図り、児童が主体的な問題解決の活動ができるよう指導計画を工夫する。 (3) 基礎的な観察、実験の技能を習得するための時間を確保する。 (4) 小・中・高等学校の学習内容の系統性を踏まえた指導計画を工夫する。 (5) 天気、川、土地などの指導に当たっては、災害に関する基礎的な理解が図られるよう留意する。
2 理科で目指す資質・能力を育成する指導法の工夫・改善に努める。	(1) 単元の内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図るようにする。その際、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどの科学的に解決する学習活動が充実するようにする。 (2) 児童一人一人が問題を見だし、解決するための見通しをもち、その結果を基に結論を導き出す学習活動が充実するようにする。 (3) 指導の効果を高めるため、地域の自然環境や施設、ICT機器などの活用を積極的に行う。
3 よさや可能性を積極的に見だし、伸ばす評価を工夫する。	(1) 科学的に解決する学習過程において、児童一人一人のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習意欲を高める。 (2) 学習状況を的確に把握するための評価方法を明確にし、適切な評価を行い指導の改善を図る。

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 育みたい資質・能力を踏まえた指導計画の作成

- 児童や学校の実態に応じて多様な学習活動を組み合わせて単元計画を作成する。
- 全国学力・学習状況調査等の結果を基に、指導計画を見直す。

ポイント2 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- 自然の事物・現象から問題を見だし、見通しをもって観察、実験などを行う学習や、観察、実験の結果を基に考察を行い、より妥当な考えをつくりだす学習、自らの学習活動を振り返って意味付けたり、得られた知識や技能を基に、次の問題を発見したり、新たな視点で自然の事物・現象を捉えようとしたりする学習などが実現するよう授業改善を図る。
(「主体的な学び」の視点)
- 話し合いの場面では、あらかじめ個人で考え、その後、意見交換したり、根拠を基にして議論したりして、自分の考えをより妥当なものに科学的な根拠に基づいて議論するなどして、自分の考えをより妥当なものにする学習などが実現するよう授業改善を図る。
(「対話的な学び」の視点)
- 「理科の見方・考え方」を働かせながら問題解決の過程を通して理科で育成を目指す資質・能力を獲得する学習や、様々な知識がつながって、より科学的な概念を形成することに向かう学習、次の学習や日常生活などにおける問題発見・解決の場面で働かせる学習などが実現するよう授業改善を図る。
(「深い学び」の視点)

ポイント3 根拠を基に説明する力を育む言語活動の授業への位置付け

- ＜観察・実験前＞
- 根拠のある予想や仮説を発想したり、それを基に解決の方法を考えたりする問題解決の活動を充実する。
- ＜観察・実験後＞
- 自らの観察記録や実験データを表に整理したりグラフに処理したりし、グループや学級全体で科学的な言葉や概念を使用して考えたり、説明したりするような話し合いの活動を充実する。

ポイント4 評価の工夫・改善

- どのような児童の姿や記述等を評価対象とすればよいかを明確にし、1単位時間当たり1～2観点を基本とする。
- 「思考力・判断力・表現力等」では、事象や結果を分析して解釈し表現させる具体的な評価方法を明確にする。
- 「知識・技能」では、課題解決の見通しをもった観察・実験計画の立案や、観察・実験の基礎操作の習得を評価する方法を明確にする。

理 科 (中)

自然の事物・現象に関わり、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象を科学的に探究するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 自然の事物・現象についての理解を深め、科学的に探究するために必要な観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 観察、実験などを行い、科学的に探究する力を養う。
- (3) 自然の事物・現象に進んで関わり、科学的に探究しようとする態度を養う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 科学的に探究する学習活動を重視した指導計画を工夫する。	(1) 日常生活や他教科等との関連を図り、理科を学ぶことの意義や有用性を実感させたり理科への関心を高めたりすることができるよう工夫する。 (2) 生徒や地域の実態を踏まえ、観察、実験などの直接体験の時間や、科学的に探究する学習活動が充実するよう指導計画を工夫する。 (3) 基礎的な観察、実験の技能の習得を図るための時間を確保する。 (4) 小・中・高等学校の学習内容の系統性を踏まえるとともに、各学年で扱う内容に関して十分な検討を行い、3年間を見通した綿密な指導計画を工夫する。 (5) 放射線教育や防災教育との関連を指導計画等に明記し、放射線や自然災害について科学的に理解できるようにする。
2 理科で目指す資質・能力を育成する指導法の工夫・改善に努める。	(1) 単元の内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図るようにする。その際、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどの科学的に探究する学習活動が充実するようにする。 (2) 生徒一人一人が問題を見だし、解決する方法を立案し、その結果を分析して解釈する学習活動が充実するようにする。 (3) 探究の過程を通じた学習活動においては、学習の見通しを立てる活動や学習したことの振り返りの活動を計画的に取り入れる。
3 よさや可能性を積極的に見だし、伸ばす評価を工夫する。	(1) 科学的に探究する学習過程において、生徒一人一人のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習意欲を高める。 (2) 観点の趣旨を踏まえ、学習状況を的確に把握するための評価方法を明確にし、適切な評価を行い指導の改善を図る。

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 育みたい資質・能力を踏まえた指導計画の作成

- 生徒や学校の実態に応じて多様な学習活動を組み合わせる単元計画を作成する。
- 年間を通して、各分野におよそ同程度の授業時数を配当し、各分野に特徴的な見方・考え方を総合的に働かせることができるよう工夫する。

ポイント2 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- 自然の事物・現象から問題を見だし、見通しをもって課題や仮説の設定をしたり、観察、実験の計画を立案したりする学習、観察、実験の結果を分析・解釈して仮説の妥当性を検討したり、全体を振り返って改善策を考えたりする学習などが実現するよう授業改善を図る。(「主体的な学び」の視点)
- 話し合いの場面では、あらかじめ個人で考え、その後、科学的な根拠に基づいて議論するなどして、自分の考えをより妥当なものにする学習などが実現するよう授業改善を図る。(「対話的な学び」の視点)
- 様々な知識がつながり、より科学的な概念を形成することに向かう学習や、自然の事物・現象に対する関心・意欲を高め、主体的に問題を見いださせる学習などが実現するよう授業改善を図る。(「深い学び」の視点)
- 自然の事物・現象を質的・量的な関係や時間的・空間的な関係などの科学的な視点で捉え、比較したり関係付けたりするなどの科学的に探究する方法を用いて考える、理科の見方・考え方を十分に働かせることに留意する。

ポイント3 根拠を基に説明する力を育む言語活動の授業への位置付け

- ＜観察・実験前＞
- 仮説や検証方法等の妥当性について、科学的な根拠に基づいて議論するなどして、考えを深め合わせる。
- ＜観察・実験後＞
- 図や表、グラフなどにまとめたものをもとに分析・考察し、その科学的な妥当性や、観察、実験の改善策などについて話し合う活動を充実する。

ポイント4 評価の工夫・改善

- どのような生徒の姿や記述等を評価対象とすればよいかを明確にし、1単位時間当たり1～2観点を基本とする。
- 評価観点「科学的な思考・表現」では、事象や結果を分析して解釈し表現させる具体的な評価方法を明確にする。
- 評価観点「観察・実験の技能」では、課題解決の見通しをもった観察・実験計画の立案や、観察・実験の基礎操作の習得を評価する方法を明確にする。

生 活

具体的な活動や体験を通して、身近な生活に関わる見方・考え方を生かし、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わり等に気付くとともに、生活上必要な習慣や技能を身に付けるようにする。
- (2) 身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、自分自身や自分の生活について考え、表現することができるようにする。
- (3) 身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけ、意欲や自信をもって学んだり生活を豊かにしたりしようとする態度を養う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 児童の思いや願いを育み意欲や主体性を高めることができるような2年間を見通した指導計画を作成・改善する。	(1) 幼児期の教育との接続の観点から、幼児との交流や他教科等との関連について、カリキュラム・マネジメントの視点から検討し生活科を核としたスタートカリキュラムの作成・改善を行う。 (2) 学校や地域の実態を生かし、児童が主体的に継続して活動を繰り返すことができるような指導計画を作成する。 (3) 時間的・空間的・心理的なゆとりを大切にし、一人一人がじっくりと活動できるような指導計画を工夫する。
2 児童が対象とのやりとりを通して、充実感、達成感、自己有能感、一体感などを感じ取ることができるような学習の展開を工夫する。	(1) 学習の対象との情緒的な関わりを重視するとともに、気付きの質を高め、次の活動へつなげる学習指導を工夫する。 (2) 児童の思いや願いを実現し、充実感、達成感、自己有能感、一体感などを感じ取ることができる学習活動を工夫する。 (3) 活動を通して獲得した情報を交換し交流する場面、自ら判断し自己決定する場面を位置付けていく。
3 児童一人一人の思いや願いの実現の程度を把握しながら指導に生かし、自信や意欲につなげる評価を工夫する。	(1) 児童の活動の様子などから、一人一人の内面、活動や体験の広がりや深まり及びその中での気付きなどの進歩の状況を把握し、次の指導に生かせるように工夫する。 (2) 児童を多様な方法で多面的、総合的に見取り、一人一人のよさや可能性を把握することに努める。 (3) 児童の発言やつぶやき、行動、作品などの「表現」を通して児童の「思考」をとらえる評価に努める。

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 カリキュラムマネジメントを意識した指導計画の作成

- 児童の実態や地域の特性、授業時数などを考慮し、各学校で独自に構成した単元や学習活動を適切に配置する。
- **育成する資質・能力**について、どのような活動や体験の中で特に育まれていくのかを**単元全体**を通して明確にする。
- **幼児期の教育や中学年以降の学習との関わりを見通した指導計画**を作成する。幼稚園・認定こども園・保育所との連携を図り「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」の具体的な姿を把握するようにする。
- 単元配列表を作成するなど、**生活科と他教科等**において、学んだことがどのように関連付いていくのかを意識し、**児童の思いや願いを生かした指導計画**を作成する。
- 身近な自然の観察、動物の飼育や植物の栽培などの活動は2年間にわたって取り扱うものとし、動物や植物への関わり方が深まるよう継続的な飼育、栽培を行うようにする。また、**児童の登下校の安全や生命に関する学習活動の充実**を図る。

ポイント2 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の具体

- 試行錯誤や繰り返す活動を設定する。
- 伝え合い交流する場を工夫する。
- 振り返り表現する機会を設ける
- 児童の多様性を生かし、学びをより豊かにする。

ポイント3 気付きの質を高めるために

- 具体的な活動や体験を通して気付いたことを基に考えることができるように、**幼児期の豊かな学びと育ちを踏まえて、見付ける、比べる、たとえば、試す、見通す、工夫するなどの多様な学習活動を設定**する。
- 思いや願いを実現する体験活動を充実させるだけではなく、表現活動を工夫し、**体験活動と表現活動とが豊かに行き来する相互作用を重視**する。
- 働きかける対象についての気付きとともに、**自分自身についての気付きをもつ**ことができるようにする。

ポイント4 評価の工夫・改善

- 目標の達成に向けた指導と評価の一体化を図る。
- 育成したい資質・能力を明確にした評価規準を作成し、評価方法を工夫するとともに、継続して記録を累積し、成長過程も評価していくことができるようにする。

音 楽 (小)

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽表現を工夫することや、音楽を味わって聴くことができるようにする。
- (3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 音楽活動の基礎的な能力を培えるよう、指導計画を改善する。	(1) 小・中学校9年間の目標及び内容の系統性を踏まえ、連続性を考慮し、 各領域及び各分野がバランスよく配置された年間指導計画 を作成する。特に 表現領域の音楽づくりの分野の配置には留意 する。 (2) 題材で育みたい資質・能力を明確にし、表現活動（歌唱・器楽・音楽づくり）と鑑賞活動の関連を図る。
2 児童が音楽活動を楽しみ、自ら進んで学習に取り組むような指導方法を工夫する。	(1) 題材の目標に照らし、学習内容を厳選するとともに、 魅力ある適切な教材 を精選して、指導の充実を図る。 (2) 児童の実態とねらいに応じて、多様な学習形態を取り入れ、児童の協働的な学習を促し、 音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図る指導 を充実させる。 (3) 我が国や郷土の音楽に対して、児童の興味・関心を高めるために、 和楽器に親しむなどの体験を含めた学習活動 を充実させる。 (4) 音楽づくりの過程を楽しみながら 、実際にいろいろな音楽表現を試し、互いの表現のよさを交流させるなどして、 音楽をつくる喜び を味わわせる。 (5) 鑑賞は、 楽曲全体を味わって聴くことができるよう に工夫する。
3 児童と音楽との関わりを深め、児童一人一人の学びを支える適切な評価を工夫する。	(1) 学校や児童の実態等に応じて、評価の観点をもとに 題材の評価規準及び指導と評価の計画 を作成し、多面的に学習状況を把握する。 (2) 音楽表現や鑑賞の学習過程において児童一人一人のよい点や成長の状況などを積極的に評価し、指導に生かす。

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 児童の実態と教材の価値を踏まえた指導計画の作成

- 題材ごとに児童に**育みたい資質・能力を明確**にする。
- **指導事項と【共通事項】**を複数の指導内容や教材に関連付け、題材構成を工夫する。
- 児童の音楽に対する興味・関心、音楽的諸能力等を考慮した上で、ねらいとしている音楽的な内容がわかりやすい形で表れている教材を選択する。

ポイント2 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善

- 題材など内容や時間のまとまりの中で、**自身の学びや変容を児童が自覚できる場面をどこに設定するか**、という視点で授業改善を進めること。
- 学習過程において、気付いたことや感じ取ったことなどについて互いに交流し、**音楽の構造について感じ取ったことを共有し、共感する**という対話的な学びを大切にすること。
- 児童が音や音楽と出合う場面を大切にして、**一人一人が音楽的な見方・考え方を働かせて、音楽と主体的に関わることができるように**すること。

ポイント3 音楽活動の質的な高まりにつながる「言語活動」の位置付け

- 音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるようにすること。

ポイント4 評価の工夫・改善

- 指導事項、教材の特性を踏まえて、題材全体や一単位時間で実現させたい児童の姿を明らかにし、目標と評価規準との整合性を図る。特に、「**音楽表現の工夫**」においては、楽曲の特徴にふさわしい表現をしたり音楽をつくったりしていく際に、どのような思いや意図をもっているか、どう試行錯誤し変容しているかを見取ることができるような評価方法を工夫する。

音 楽 (中)

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽表現を創意工夫することや、音楽のよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。
- (3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情を育むとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 音楽活動の基礎的な能力の育成を図るために、指導計画を改善する。	(1) 小・中学校9年間の目標及び内容の系統性を踏まえ、連続性を考慮し、各領域及び各分野がバランスよく配置された年間指導計画を作成する。特に表現領域の創作の分野の配置には留意する。 (2) 題材で育みたい資質・能力を明確にし、表現活動（歌唱、器楽、創作）と鑑賞活動との関連を図る。
2 生徒が音楽活動の喜びを味わい、主体的・創造的に学習に取り組むような指導方法を工夫する。	(1) 題材の目標に照らし、学習内容を厳選するとともに、魅力ある適切な教材を精選して、指導の充実を図る。 (2) 生徒の実態とねらいに応じて、多様な学習形態を取り入れ、生徒の協働的な学習を促し、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図る指導を充実させる。 (3) 生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、音楽の多様性を理解することができるような指導を工夫する。 (4) 創作指導において、他の領域・分野との関連を図り、音楽をつくる楽しさを味わわせることができるように工夫する。
3 生徒と音楽との関わりを深め、生徒一人一人の学びを支える適切な評価を工夫する。	(1) 各題材の目標に対応させて、観点ごとにその実現を確認できる評価規準及び指導と評価の計画を作成し、生徒の資質や能力を多面的に把握できるように工夫し、活用する。 (2) 生徒が思いや意図をもって音楽表現を追究したり、音楽の美しさを味わったりする学習過程を組織し、その過程において生徒一人一人のよい点や成長の状況などを積極的に評価し、指導に生かす。

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 生徒の実態と教材の価値を踏まえた指導計画の作成

- 題材ごとに、生徒に**育みたい資質・能力を明確**にする。
- **指導事項と〔共通事項〕**を複数の指導内容や教材に関連付け、題材構成とその配列を工夫する。
- 生徒の音楽に対する興味・関心、音楽的諸能力等を考慮した上で、ねらいとしている音楽的な内容がわかりやすい形で表れている教材を選択する。

ポイント2 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善

- 題材などの内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の**主体的・対話的で深い学びの実現**を図るようにすること。
- 音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら音楽表現を生み出したり、音楽を聴いてそのよさや美しさなどを見いだしたりするなど、**思考、判断し、表現する一連の過程**を大切にした学習の充実を図ること。

ポイント3 音楽活動の質的な高まりにつながる「言語活動」の位置付け

- 他者と協働しながら音楽表現を生み出したり、音楽を聴いてそのよさや価値等を考えたりしていく学習の充実を図る観点から、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫すること。

ポイント4 評価の工夫・改善

- 整合性・一貫性のある「題材の目標、指導内容、教材、評価規準、学習活動等」を作成し、指導と評価の質を高めていく。特に、「**音楽表現の創意工夫**」においては、表したい音楽表現について考え、どのように音楽で表現するかについて思いや意図をもっているか、どのように試行錯誤し変容しているかを見取ることができるような評価方法を工夫する。

図画工作

表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解するとともに、材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。
- (2) 造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などについて考え、創造的に発想や構想をしたり、作品などに対する自分の見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- (3) つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養い、豊かな情操を培う。

指導の重点	努力事項
1 表現及び鑑賞の活動を通して、児童一人一人が感性を働かせながらつくりだす喜びを味わうことができる指導計画を作成する。	(1) 学校の実態や児童の発達に応じ、幼稚園、中学校との連続性や2学年間の見通しをもち、表現及び鑑賞の活動を通して児童の資質・能力を高めることができるように指導計画を作成する。 (2) 表現及び鑑賞相互の活動に関連性をもたせるとともに、各内容を関連付けたり一体的に扱ったりできる幅のある題材を設定し、指導計画に位置付ける。 (3) 日々の学習から生まれた作品や親しみのある美術作品等の展示を工夫し、校内における造形的な創造活動の日常化を図る。
2 児童が感性を働かせながら、造形的な創造活動の基礎的な能力を培うことができる授業展開を工夫する。	(1) 育成したい資質や能力を明確にし、個々の児童の思いや願いの具現に向け、自らテーマや材料、方法、手順等を選択、決定できる場や機会を適切に位置付けた題材を計画する。 (2) 表現と鑑賞の活動の関連を図るとともに、諸感覚を働かせた能動的な鑑賞となるように活動を工夫し、発達に応じた適切な言語活動を位置付けた題材を設定する。 (3) 児童の主体的な学習の中で、発想や構想の能力、創造的な技能、鑑賞の能力が関連しながら働くような授業展開を工夫する。 (4) 形や色、材料などに関わりながら、共に学び高め合う学習や互いのよさを認め尊重し合う学習としての指導の充実を図る。
3 自分らしさを自覚し豊かな創造活動ができるように評価を工夫する。	(1) 題材設定時や授業前に、育成する資質・能力が発揮された姿を具体的に思い描き、授業場面での児童の多面的な見取りや価値付けの充実を図る。 (2) 目標や内容を具現化する題材に沿って設定されたねらいをもとに、評価場面と評価方法を工夫する。

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 児童の実態と教材の価値を踏まえた指導計画の作成

- 自分の思いを具体的に表現できるように、用具は何度も使用する機会を設定する。
- 自分たちの作品、身近な材料、身近な美術作品、暮らしの中の作品、我が国や諸外国の作品等、鑑賞する対象の特質を踏まえた指導計画を作成する。

ポイント2 造形的な創造活動の基礎的な能力の育成を目指す授業の展開

- 育成する資質・能力と学習内容との関連を明確にして、授業のねらいを設定する。
- 発想や構想したことを表す、表現方法の視点で鑑賞する、鑑賞したことを生かして発想や構想をするなど、自分の思いを基にして学ぶ中で資質・能力（思考力、判断力、表現力、知識、技能等）が関連しながら働くようにする。
- 思い付いたことをつくる、自分や友達の取組を見て思い付くという、児童が視覚や触覚など感覚を十分働かせ考える時間を確保する。

ポイント3 言語活動の授業への位置付け

- 思考力、判断力、表現力等の資質・能力を育むための活動であることを踏まえ、感じたことや思ったこと、考えたことなどを話したり聞いたり話し合ったりする、言葉で整理するなどの言語活動を、発達に応じて位置付ける。
- 非言語で捉えたことを、言葉で喩えたり見立てたり置き換えたりする活動や、表したいテーマやイメージを文章で伝える活動を意図的に取り入れることにより、表現や鑑賞を一層深めることができるようにする。

ポイント4 評価の工夫・改善

- 毎時間の評価規準を精選し確実に評価を実施するとともに、よさを認め合う評価や改善点が明確になるような評価に努める。

美術

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解するとともに、表現方法を創意工夫し、創造的に表すことができるようにする。
- (2) 造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫、美術の働きなどについて考え、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- (3) 美術の創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を育み、感性を豊かにし、心豊かな生活を創造していく態度を養い、豊かな情操を培う。

指導の重点	努力事項
1 表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、生徒一人一人に美術の創造活動の喜びを味わい美術を愛好する心情を育てることができる指導計画を作成する。 2 生徒が感性を豊かにし、美術の基礎的な能力を伸ばし、美術文化についての理解を深めることができる授業展開を工夫する。 3 生徒一人一人が自分のよさに自信をもち、意欲的・意図的に創造活動に取り組める評価を工夫する。	(1) 学校や生徒の実態に応じ、小学校や高校との連続性や3年間の学習の見通しを大切に、育成する資質・能力と学習内容との関係を明確にした指導計画を作成する。 (2) A表現の内容を発想や構想の能力と創造的な技能の観点から整理したことを踏まえるとともに、表現及び鑑賞相互の活動に関連性をもたせた指導計画を作成する。 (3) 道具や薬品の誤用等による事故防止に向け、学習環境の整備に努めるとともに、安全指導を適切に位置付ける。 (1) 育成したい資質・能力を明確にし、生徒自ら「やるべきこと」、「やりたいこと」、「やれること」ができる場や機会を適切に設定した題材を計画する。 (2) 〔共通事項〕に示す事項を視点に、表現において発想や構想に対する意見を述べ合ったり、鑑賞において作品などに対する自分の価値意識をもって批評し合ったりすることを通して、言語活動の充実を図る。 (3) 伝統的な側面と創造的な側面から、生活の中の美術の働きや美術文化について理解を深められるようにする。 (1) 題材設定時や授業前に、育成する資質・能力が発揮された姿を具体的に思い描き、授業場面での生徒の多面的な見取りや価値付けに役立てる。 (2) 生徒が、自己の感性をもとに自信をもって表現や鑑賞の活動に取り組み、互いの表現のよさや個性などを認め合いながら活動できるよう、評価場面と評価方法を工夫する。

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 生徒の実態と教材の価値を踏まえた指導計画の作成

- A表現(1)「感じ取ったことや考えたことなどを基にした発想や構想の能力」とA表現(2)「目的や機能を考えた発想や構想の能力」を育成できる調和のとれた指導計画を作成する。
- 表現と鑑賞の関連性、及び〔共通事項〕の視点を生かした題材のねらいの系統性を考慮して指導計画を作成する。また、鑑賞に充てる時数は、各学年とも適切かつ十分に確保する。

ポイント2 美術の基礎的な能力を伸ばし、美術文化についての理解を深める授業の展開

- 生徒一人一人が主題を生み出すことができるよう授業展開を工夫するとともに、主題に基づいて材料や用具の特性を生かしたり、新たな表現方法を工夫したりすることができる自己選択や自己決定できる場を取り入れるようにする。
- 見る力や感じ取る力、考える力、描く力等を育成するため、スケッチの学習を計画的に授業に取り入れるようにする。
- 鑑賞では、単に知識や作品の価値を学ぶのではなく、自分の見方や感じ方を大切にすること、自分の新しい価値をつくりだすことを視点に言葉かけをするなど授業の構成を工夫する。

ポイント3 言語活動の授業への位置付け

- 〔共通事項〕を視点に、スケッチやワークシート等で発想や構想をしたり、言葉で考えをまとめたり、鑑賞において自分の価値意識をもって批評し合ったりする活動を通し、見方や感じ方、考え方を深める言語活動の充実を図るようにする。

ポイント4 評価の工夫・改善

- 育成する資質・能力、題材や授業のねらいを踏まえ、指導内容を明確にして、生徒の学びと指導とが結び付くことで、学習評価が機能するようにする。
- よさを認め合う評価や改善点が明確になるような評価に努め、次時の制作意欲につながるような自己評価や相互評価を行う。

体 育

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 運動領域と保健領域の関連を踏まえること、体育・健康に関する指導につながる健康安全・体育的行事との関連について見通した指導計画を作成する。	(1) 児童の実態等を踏まえた指導内容の明確化・体系化を図るとともに、「何を教えるのか」「どのように教えるのか」を整理し、二つの学年を一つの単位として、その中で各種運動種目の単元構成や年間配当、時間配当を工夫して指導計画を作成する。 (2) 新体力テスト等の結果を踏まえ、自校における体の柔らかさや動きを持続する能力などの体力・運動能力の課題を解決するとともに、体力を高めるための具体的な解決策（運動身体づくりプログラムの定着と継続的な実践等）を盛り込んだ体力向上推進計画書を作成し、適切な実施と改善に努める。
2 体育や保健の見方・考え方を働かせ、運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決につながる指導方法の工夫・改善に努める。	【運動領域】 (1) 児童の発達の段階を考慮し、各運動が有する特性や魅力に応じて、基本的な動きや技能が身に付くように、指導内容の整理と体系化を図る。 (2) 体づくり運動系はすべての学年で指導し、体ほぐしの運動（遊び）や多様な動きをつくる運動（遊び）、体の動きを高める運動の必要性を感じさせるような指導方法を工夫する。 (3) 運動を苦手と感じている児童や、意欲的に取り組まない児童への指導を工夫するとともに、障がい等のある児童への指導の際に、周りの児童が様々な特性を尊重するように指導する。 【保健領域】 (1) 健康に関心をもてるように、知識を活用する学習活動を積極的にを行い、視聴覚教材の活用、実習、実験、課題学習等を取り入れるとともに、養護教諭や栄養教諭等の専門性を有する教職員の参加・協力を推進するなど、多様な指導方法を工夫する。 (2) 身近な生活における健康・安全に関する基礎的な内容を実践的に理解し、自己の健康の保持増進や回復等のために主体的、協働的に活動していく学習を工夫する。 (3) 保健領域と運動領域を関係付けて学習することによって、運動と健康との関連について具体的な考えがもてるようにする。
3 生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育成することを重視した学習評価を行う。	(1) 評価の観点や課題解決のポイントを明示し、自己評価や相互評価を効果的に行う。

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 指導計画の作成（カリキュラム・マネジメントの確立に向けて）

- 幼稚園及び中学校教育との円滑な接続を考慮し、児童の実態や地域の実情を踏まえて指導内容の明確化・体系化を図った年間指導計画を作成し、**実施・評価・改善**していく。

ポイント2 主体的・対話的で深い学びの実現に向けて

- 自己の運動や健康についての課題を見付け、解決に向けて**試行錯誤を重ねながら思考を深め、よりよく解決することができるよう**な学習過程を工夫する。

ポイント3 言語活動の授業への位置付け

- 運動従事時間に配慮しつつ体を動かすことを通じて、課題を見付けたり、その課題を解決するための方法を選んだりするために言語活動が必要となる場面を設定する。

ポイント4 評価の工夫・改善

- 学習活動に即した評価規準を明確にし、1単位時間あたり1～2観点となるよう評価計画を作成するとともに、単元を通して各観点をバランスよく評価し、指導の改善に生かす。

保健体育

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 各種の運動の特性に応じた技能等及び個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自他の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに他者に伝える力を養う。
- (3) 生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。

指導の重点	努力事項
1 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成にむけて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現が図られるように配慮した指導計画を作成する。 2 体育や保健の見方・考え方を働かせ、運動や健康についての自他の課題を発見し、合理的な解決するための指導方法の工夫・改善に努める。 3 生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを重視した学習評価を行う。	(1) 生徒の実態等を踏まえた指導内容の明確化・体系化を図るとともに、発達の段階のまとまりに応じ、運動の取り上げ方を一層弾力化した指導計画を作成する。 (2) 新体力テスト等の結果を踏まえ、自校における柔軟性や筋持久力などの体力・運動能力の課題を解決するとともに、体力を高めるために運動の特性に応じた補強運動を工夫するなど、具体的な解決策を盛り込んだ体力向上推進計画を作成し、適切な実施と改善に努める。 【体育分野】 (1) 生徒の発達の段階を考慮し、各運動が有する特性や魅力に応じて、基本的な技能や知識が身に付くように、指導内容の整理と体系化を図る。 (2) 「体づくり運動」は、すべての学年で指導し、体ほぐしの運動や体の動きを高める運動の必要性を感じさせ、学習したことを実生活に生かすことができるような指導方法を工夫する。 (3) 個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法について、学校や地域の実態に応じて適切に設定する。 【保健分野】 (1) 知識を活用する学習活動を積極的に行い、視聴覚教材の活用や実習、実験、課題学習等を取り入れるとともに、養護教諭や栄養教諭等の専門性を有する教職員の参加・協力を推進するなど多様な指導方法を工夫する。 (2) 個人生活における健康・安全に関する内容を科学的に理解し、主体的に自他の健康課題を解決していく学習活動を工夫する。 (3) 体育分野と保健分野相互の関連を図り、指導内容の充実に努める。 (1) 「いつ何を教え、いつどの観点で何を使って評価するか」を明確にし、指導と評価の一体化を図る。

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 指導計画の作成（カリキュラム・マネジメントの確立に向けて）

- 小学校及び高等学校教育との円滑な接続を考慮し、生徒の実態や地域の実情を踏まえて指導内容の明確化・体系化を図った年間指導計画を作成し、実施・評価・改善していく。

ポイント2 主体的・対話的で深い学びの実現に向けて

- 自他の運動や健康についての課題を発見し、解決に向けて試行錯誤を重ねながら思考を深め、よりよく解決することができるような学習過程を工夫する。

ポイント3 言語活動の授業への位置付け

- 体育分野では、運動従事時間に配慮しつつ、効果的な話し合いの場と時間を設定する。
- 保健分野では、健康に関わる概念や原則をもとに、自分たちの生活や事例と比較したり関係を見付けたりしたことについて筋道を立てて説明するなどの活動を充実する。

ポイント4 評価の工夫・改善

- 学習活動に即した評価規準を明確にし、1単位時間あたり1～2観点となるよう評価計画を作成するとともに、単元を通して各観点をバランスよく評価し、指導の改善に生かす。

家 庭

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、生活をよりよくしようと工夫する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 家族や家庭、衣食住、消費や環境などについて、日常生活に必要な基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。
- (2) 日常生活の中から問題を見いだして課題を設定し、様々な解決方法を考え、実践を評価・改善し、考えたことを表現するなど、課題を解決する力を養う。
- (3) 家庭生活を大切にすることの心情を育み、家族や地域の人々との関わりを考え、家族の一員として、生活をよりよくしようと工夫する実践的な態度を養う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 資質・能力の育成に向けて、2年間を見通した指導計画を作成する。	(1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにする。 (2) 題材の構成に当たっては、児童や学校、地域の実態を的確に捉えるとともに、内容相互の関連を図り、指導の効果を高めるようにする。その際、他教科等との関連を明確にするとともに、中学校の学習を見据え、系統的に指導ができるようにする。
2 生活や社会との関わりを重視した題材を設定し、見方・考え方を働かせた課題の追究・解決につながる指導方法の工夫・改善に努める。	(1) 衣食住など生活の中の様々な言葉を実感を伴って理解する学習活動や、自分の生活における課題を解決するために言葉や図表などを用いて生活をよりよくする方法を考えたり、説明したりするなどの学習活動の充実を図る。 (2) コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用して、実習等における情報の収集・整理や、実践結果の発表などを行うことができるように工夫する。 (3) 生活の自立の基礎を培う基礎的・基本的な知識及び技能を習得するために、調理や製作等の手順の根拠について考えたり、実践する喜びを味わったりするなどの実践的・体験的な活動を充実する。 (4) 家庭や地域との連携を図り、児童が身に付けた知識及び技能などを日常生活に活用できるよう配慮する。
3 児童のよさや進歩の状況を積極的に捉えた学習評価を工夫する。	(1) 評価方法や場面を工夫した評価計画を作成し、毎時間の学習状況を継続的に把握して指導に生かす。

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 育みたい資質・能力を踏まえた指導計画の作成

- 児童の実態を把握し、自分の生活と結び付けて学習できるような題材を設定する。
- 第5学年の最初に、2学年間の学習の見通しをもたせるためのガイダンスを位置付ける。
- 内容項目や指導事項の相互の関連を図って題材を構成する。
- 題材や単位時間における指導内容を明確にし、段階的、系統的に題材を配列する。

ポイント2 「主体的・対話的で深い学びの実現」に向けた授業の展開

- 学習した内容を実際の生活で生かす場面を設定し、自分の生活が家庭や地域と深く関わっていることを認識したり、自分の成長を自覚して実践する喜びに気付いたりすることができる活動を取り入れる。
- 児童同士で協働したり、意見を共有して互いの考えを深めたり、家族や身近な人々などとの会話を通して考えを明確したりするなど、自らの考えを広げ深める活動を取り入れる。
- 生活の営みに係る見方・考え方を働かせながら課題の解決に向けて自分なりに考え、表現するなどの活動を取り入れる。

ポイント3 言語活動の授業への位置付け

- 実践的・体験的な活動の前後の言語活動を工夫する。
 - ・ 観察する観点を明確にし、予想したり、自分の考えをもたせたりする。
 - ・ 感じ取ったことを自分の言葉や図表等を用いてまとめたり、その結果について考察し、自分の生活と結びつけて考えたことを発表したりする。
- 考えた過程が分かる学習カードやレポートの記入欄を工夫する。

ポイント4 評価の工夫・改善

- どの時間も4観点ではなく、その時間のねらいや学習活動に照らしていずれかの観点到重点を置くなど適切に評価基準を設定する。
- 題材の指導計画と評価計画を作成することにより、生活を創意工夫する能力や実践的な態度を育てる指導方法と評価方法を検討する。

技術・家庭(家庭分野)

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 家族・家庭の機能について理解を深め、家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて、生活の自立に必要な基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。
- (2) 家族・家庭や地域における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを論理的に表現するなど、これからの生活を展望して課題を解決する力を養う。
- (3) 自分と家族・家庭生活と地域との関わりを考え、家族や地域の人々と協働し、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。

指導の重点	努力事項
1 資質・能力の育成に向けて、3年間を見通した指導計画を作成する。	(1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにする。 (2) 小学校家庭科及び高等学校家庭科との連続性と系統性を重視し、3学年間を見通した指導計画を作成する。 (3) 各項目及び各項目に示す事項については、相互に有機的な関連を図り、総合的に展開できるよう適切な題材を設定して計画を作成する。
2 生活や社会との関わりを重視した題材を設定し、見方・考え方を働かせた課題の追究・解決につながる指導方法の工夫・改善に努める。	(1) 衣食住などに関する実習等の結果を整理し考察する学習活動や、生活や社会における課題を解決するために言葉や図表、概念などを用いて考えたり、説明したりするなどの学習活動の充実を図る。 (2) コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用して、実習等における情報の収集・整理や、実践結果の発表などを行うことができるように工夫する。 (3) 基礎的・基本的な知識及び技能を習得し、基本的な概念などの理解を深めるとともに、仕事の楽しさや完成の喜びを体得させるよう、実践的・体験的な活動を充実する。 (4) 生徒が、学習した知識及び技能を生活に活用したり、生活や社会の変化に対応したりすることができるよう、生活や社会の中から問題を見いだして課題を設定し解決する学習活動を充実するとともに、家庭や地域社会、企業などとの連携を図るよう配慮する。
3 生徒のよさや進歩の状況を積極的に捉えた学習評価を工夫する。	(1) 評価の内容や方法を改善し、具体的な題材ごとの指導計画と評価規準を作成する。 (2) 指導の前後や学習の過程に適宜評価を位置付け生徒のよい点や進歩の状況を積極的にとらえ、生徒の主体的な学習活動を促す評価となるようにする。

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 育みたい資質・能力を踏まえた指導計画の作成

- 生徒の実態を把握し、自分の生活と結び付けて学習できるような題材を設定する。
- 第1学年の最初に、3学年間の学習の見通しをもたせるためのガイダンスを位置付ける。
- 題材で育成する資質・能力を明確にし、段階的、系統的に配列するとともに、指導すべき内容の漏れがないよう指導内容確認表を用いて確認する。

ポイント2 「主体的・対話的で深い学びの実現」に向けた授業改善

- 学習した内容を実際の生活で生かす場面を設定し、自分の生活が家庭や地域社会と深く関わっていることを認識したり、自分が社会に参画し貢献できる存在であることに気付いたりすることができる活動を取り入れる。
- 他者と対話したり協働したりする中で、自らの考えを明確にしたり、広げ深める活動を取り入れる。
- 生活の営みに係る見方・考え方を働かせながら課題の解決に向けて自分の考えを構想したり、表現したりする活動を取り入れる。

ポイント3 言語活動の授業への位置付け

- 問題解決的な学習の各学習過程と実践的・体験的な活動の前後の言語活動を工夫する。
 - ・ 観察する観点を明確にし、予想したり、自分の考えをもたせたりする。
 - ・ 感じ取ったことを自分の言葉や図表等を用いてまとめたり、その結果について考察し、自分の生活と結び付けて考えたことを発表したりする。
- 生徒が考えたことや学び合いから気付いたことなど考えた過程が分かるワークシート、学習カード、レポート等の記入欄を工夫する。

ポイント4 評価の工夫・改善

- 授業改善のための評価、生徒の主体的な学習活動を促す評価となるよう工夫する。
- どの時間も4観点ではなく、その時間のねらいや学習活動に照らしていずれかの観点到重点を置くなど適切に評価規準を設定する。
- 思考力・判断力・表現力の評価は、「生活を工夫し創造する能力」の観点で評価し、結果としての創意工夫だけではなく、家庭生活に問題意識をもち、課題の解決を目指して、工夫し創造する過程を含めて評価する。

技術・家庭（技術分野）

技術の見方・考え方を働かせ、ものづくりなどの技術に関する実践的・体験的な活動を通して、技術によってよりよい生活や持続可能な社会を構築する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 生活や社会で利用されている材料、加工、生物育成、エネルギー変換及び情報の技術についての基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付け、技術と生活や社会、環境との関わりについて理解を深める。
- (2) 生活や社会の中から技術に関わる問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、製作図等に表現し、試作等を通じて具体化し、実践を評価・改善するなど、課題を解決する力を養う。
- (3) よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて、適切かつ誠実に技術を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 資質・能力の育成に向けて、3年間を見通した指導計画を作成する。	(1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。 (2) 各項目及び各項目に示す事項については、相互に有機的な関連を図り、総合的に展開されるよう適切な題材を設定して計画を作成すること。
2 生活や社会との関わりを重視した題材を設定し、見方・考え方を働かせた課題の追究・解決につながる指導方法の工夫・改善に努める。	(1) ものづくりなどに関する実習等の結果を整理し考察する学習活動や、生活や社会における課題を解決するために言葉や図表、概念などを用いて考えたり、説明したりするなどの学習活動の充実を図る。 (2) コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用して、実習等における情報の収集・整理や、実践結果の発表などを行うことができるように工夫する。 (3) 基礎的・基本的な知識及び技能を習得し、基本的な概念などの理解を深めるとともに、仕事の楽しさや完成の喜びを体得させるよう、実践的・体験的な活動を充実する。 (4) 生徒が、学習した知識及び技能を生活に活用したり、生活や社会の変化に対応したりすることができるよう、生活や社会の中から問題を見いだして課題を設定し解決する学習活動を充実するとともに、家庭や地域社会、企業などとの連携を図るよう配慮する。
3 生徒のよさや進歩の状況を積極的に捉えた学習評価を工夫する。	(1) 評価の内容や方法を改善し、具体的な題材ごとの指導計画と評価規準を作成する。 (2) 指導の前後や指導の過程に適宜評価を位置付け生徒のよい点や進歩の状況を積極的にとらえ、生徒の主体的な学習活動を促す評価となるようにする。

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 育みたい資質・能力を踏まえた指導計画の作成

- 生徒の実態把握、育てたい力を明確にし、生活や社会と関連させた題材を設定する。
- 問題解決的な学習を充実させ、主体的、協働的、創造的な学びを促す指導計画とする。
- 第1学年の最初に、3学年間の学習の見通しや技術について関心を高めるためのガイダンスを位置付ける。

ポイント2 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- 学習した内容を実際の生活で生かす場面を設定し、自分の生活が家庭や地域社会と深く関わっていることを認識したり、自分が社会に参画し貢献できる存在であることに気付いたりする活動を取り入れる。その際、全ての技術について取り上げる。
- 直接、他者との協働を伴わなくとも、既製品の分解等の活動を通して、その技術の開発者が設計に込めた意図を読み取る活動を取り入れる。
- 技術の見方・考え方を働かせながら、課題の解決に向けて自分の考えを構想したり、表現する活動を取り入れる。

ポイント3 言語能力を育む言語活動の授業への位置付け

- 課題を解決するために言葉や図表、概念などを用いて考えたり、説明したりするなどの活動を設定する。
- 各内容A～Dにおける構想・設計の場面を適切に設定する。

ポイント4 評価の工夫・改善

- 思考力、判断力、表現力等の育成を図る言語活動における評価は、「生活を工夫し創造する能力」の観点で評価する。
- 生徒の主体的な学習活動を促す評価を行うとともに、授業改善に役立てる。
- 生徒一人一人の状況に応じた具体的な言葉かけと観察、支援により深く生徒を理解する。

外国語(英語・小)

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 外国語の音声や文字、語彙、表現、文構造、言語の働きなどについて、日本語と外国語との違いに気付き、これらの知識を理解するとともに、読むこと、書くことに慣れ親しみ、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基本的な技能を身に付けるようにする。
- (2) コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりするとともに、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。
- (3) 外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 外国語科の目標と趣旨を的確に捉え、児童や地域の実態に応じて各学年の目標を適切に定め、目標の実現を図るよう系統的な指導計画を作成する。	(1) 小・中の連携や小学校同士の連携により、中学校への円滑な接続を図るとともに、設定する単元の位置付けや単元と単元との関連を踏まえ、系統性のある指導計画を作成する。 (2) 児童や地域の実態に応じて、指導内容や活動等を自校化し、外国語科の目標と趣旨に沿ってそれらを位置付けるとともに、他の教科等との相互の関連を図る。 (3) 実施上の課題等の把握や指導計画作成は、全職員の共通理解のもと学校全体で取り組むとともに校内研修を充実させる。 (4) 「CAN-DOリスト」の形で学習到達目標を設定し、単元を通して英語を使って「何ができるようになるのか」を明確にする。
2 外国語によるコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力の育成を目指し、主体的・対話的で深い学びの実現を図る授業を創造する。	(1) 単元や題材等内容や時間のまとまりの中で授業を設計し、単元や授業で育成する資質・能力を明確にして、単元構成・授業構成を工夫する。 (2) 教師自身が英語力の向上に努め、クラスルーム・イングリッシュを計画的に使用し、児童が英語に触れる時間を増やす。 (3) 「目的や場面、状況などを理解する」「見通す」「学び合う」「振り返る」学習活動を重視し、主体的・対話的で深い学びの実現を図る。 (4) 学習意欲が高まる「身近で簡単な事柄」について課題を設定する。
3 指導と評価の一体化を図る。	(1) 5領域で「何ができるようになるのか」という観点から「CAN-DOリスト」の形で学習到達目標を設定し、指導と評価、授業の改善に努める。 (2) 外国語科の目標と趣旨を踏まえ、児童や地域の実態に応じて単元や授業のねらいを明確にし、指導と評価の計画を作成する。 (3) 単元や授業のねらいに沿って、評価規準とともに児童の状況を適切にとらえる評価の場面、方法等を設定する。 (4) 自己評価や相互評価等を活用し、児童の状況を分析するとともに、評価の結果に基づき適切な支援を行うなど指導の改善に生かす。

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 児童の実態と教材の価値を踏まえた指導計画の作成

- 単元の特色を把握するとともに、各学年における各単元の意義や位置付け、単元と単元とのつながりを意識した上で、児童の発達段階や興味・関心等の状況、学校の実態等に応じて、単元の目標を設定し、教材やALTの活用等を工夫して計画的、系統的にコミュニケーションを体験させる計画を作成する。

ポイント2 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて

- 「目的や場面、状況など」を明確にするとともに、児童が「聞きたい」「話したい」「読みたい」「書きたい」という意欲が高まるように題材や活動等を工夫する。
- 外国語教育の特性に応じて、児童が物事を捉え、思考する「外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方」を働かせるような工夫を行う。
- 語句や文の機械的な暗記により、コミュニケーションへの意欲や興味・関心を減じることのないように留意する。

ポイント3 言語活動の位置付け

- 授業のねらいにあわせて、「聞くこと」、「話すこと[やり取り]」、「話すこと[発表]」、「読むこと」、「書くこと」の活動をバランスよく設定する。
- 児童の発達段階や学習段階を踏まえ、「言語の使用場面」や「言語の働き」を意識した活動を組み立て、実際のコミュニケーション活動を行う。

ポイント4 評価の工夫・改善

- 外国語科の目標⇒単元のねらい・内容の設定⇒評価規準の設定⇒活動・評価の場面・評価方法の設定⇒評価等の計画を練り、評価の生かし方などと併せて、目標―指導―評価の一体化を図る。
- 単元や授業のねらいについて、「分析」や「点検」等、評価の意図を明確にし、指導の改善に生かす。自己評価を活用する場合は、授業のめあてに対する自分の学びの振り返りとなるよう工夫する。

外国語(英語・中)

- 外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を次のとおり育成することを目指す。
- (1) 外国語の音声や語彙、表現、文法、言語の働きなどを理解するとともに、これらの知識を、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身に付けるようにする。
 - (2) コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、日常的な話題や社会的な話題について、外国語で簡単な情報や考えなどを理解したり、これらを活用して表現したり伝え合ったりすることができる力を養う。
 - (3) 外国語の背景にある文化に対する理解を深め、聞き手、読み手、話し手、書き手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

指導の重点	努力事項
1 外国語科の目標と趣旨を的確に捉え、生徒や地域の実態に応じて各学年の目標を適切に定め、目標の実現を図るよう系統的な指導計画を作成する。	(1) 小学校や高等学校における指導との接続を図るとともに、小学校外国語活動及び小学校外国語科の内容や成果等を踏まえ、系統性のある指導計画を作成する。 (2) 各単元に授業時数を効果的に配当し、領域ごとの活動やそれらを統合的に活用する活動を適切に位置付け、年間を通してバランスのとれた5領域の総合的な育成を目指す。 (3) 「CAN-DOリスト」の形で学習到達目標を設定し、単元を通して英語を使って「何ができるようになるのか」を明確にし、目標や評価規準を設定する。
2 外国語によるコミュニケーションを図る資質・能力の育成を目指し、主体的・対話的で深い学びの実現を図る授業を創造する。	(1) 単元や題材等内容や時間のまとまりの中で授業を設計し、単元や授業で育成する資質・能力を明確にして、単元及び授業構成を工夫する。 (2) 生徒が授業の中で「英語に触れる機会」を最大限に確保し、授業全体を英語を使った「実際のコミュニケーションの場面」とするため、授業は英語で行うことを基本とする。 (3) 「目的や場面、状況などを理解する」「見通す」「学び合う」「振り返る」学習活動を重視し、主体的・対話的で深い学びの実現を図る。 (4) 学習意欲が高まるような「日常的な話題」や「社会的な話題」について課題を設定する。
3 指導と評価の一体化を図る。	(1) 5領域で「何ができるようになるのか」という観点から「CAN-DOリスト」の形で学習到達目標を設定し、指導と評価、授業の改善に努める。 (2) 単元(授業)の目標、学習内容・活動、評価規準、評価の場面や方法、評価結果に基づく支援の整合性を図る。 (3) 単元目標や内容等に応じて指導と評価の重点化を図る場合でも、年間を通じて、各観点、評価規準及び言語活動をバランスよく評価する。

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 生徒の実態と教材の価値を踏まえた指導計画の作成

- 小学校外国語活動や小学校外国語科の内容及び生徒の実態を十分に把握し、特に第1学年の指導計画作成に役立てる。
- 学年間の関連、高等学校への接続を踏まえるとともに、他の教科等との関連を図る。
- 指導計画の作成に当たっては、外国語(英語)の目標、「CAN-DOリスト」の形で各学年の学習到達目標、生徒の実態及び教材の内容を踏まえた単元の目標、評価規準、学習内容及び言語活動、評価の場面・方法等の整合性を図る。

ポイント2 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて

- コミュニケーションを行う「目的や場面、状況など」を明確にし、言語活動を通して育成すべき資質・能力を具体的にすることで、「思考力・判断力・表現力等」を高める。
- 外国語科の目標における資質・能力を育成するために、外国語教育の特性に応じて、生徒が物事を捉え、思考する「外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方」を働かせるような工夫を行う。
- 文法はコミュニケーションを支えるものであることを踏まえ、言語活動と効果的に関連付けて指導する。
- 小学校外国語活動及び小学校外国語科で使用する教材等も、適宜活用を図る。

ポイント3 言語活動の位置付け

- 新学習指導要領における言語活動の特徴を十分に踏まえ、単元や授業のねらいにあわせて、「聞くこと」、「話すこと」「やり取り」、「話すこと[発表]」、「読むこと」、「書くこと」の活動をバランスよく設定するとともに、単元や授業の中で言語活動に繰り返し取り組むことができるようにする。
- 生徒の発達段階や学習段階を踏まえ、「言語の使用場面」や「言語の働き」を意識した活動を組み立て、実際のコミュニケーション活動を行う。
- 5領域を総合的に育成する学習活動及び複数の領域を統合して活用する言語活動の充実を図る。
- 言語材料について理解したり練習したりするための活動と、実際に英語を使用して簡単な情報や考えなどを伝え合うなどの言語活動とのバランスに配慮し、単元構成や授業展開の改善を図る。

ポイント4 評価の工夫・改善

- 外国語科の目標⇒単元のねらい・内容の設定⇒評価規準の設定⇒活動・評価の場面・評価方法の設定⇒評価等の計画を練り、評価の生かし方等と併せて、目標―指導―評価の一体化を図る。
- 単元や授業のねらいについて、「分析」や「点検」等、評価の意図を明確にし、指導の改善に生かす。自己評価を活用する場合は、授業のめあてに対する自分の学びの振り返りとなるよう工夫する。
- 学習到達目標に対応した学習活動の特質等に応じて、筆記テストのみならず、面接、エッセイ、スピーチ等のパフォーマンス評価(ルーブリックやスタンダード準拠評価等含む)、活動の観察等、様々な評価方法の中からその場面における生徒の学習状況を的確に評価できる方法を選択する。

特別の教科 道徳 (小・中)

学習指導要領第1章総則の第1の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から(中学校)多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習(小学校)、人間としての生き方についての考えを深める学習(中学校)を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 児童生徒や学校、地域の実態を踏まえた実効性のある全体計画及び指導計画を作成し、全教師が協力して学校全体で取り組む推進体制を確立する。	(1) 校長の明確な方針の基、道徳教育推進教師を中心として、全教師が共通理解し協力して、全体計画及び指導計画を作成する。 (2) 児童生徒の発達の段階や特性を踏まえ、指導内容を重点化した全体計画を作成する。 ○ 児童生徒や学校、地域の実態を踏まえ、学校における重点目標を設定するとともに、指導内容の重点化を図る。 ○ 全体計画に加える「別葉」を全教師の共通理解の基、作成する。作成にあたっては、学校における重点目標との関連を図るとともに、各教科等における道徳教育の指導の「内容と時期」が分かりやすくなるように工夫して、その活用を図る。 ○ 「学校いじめ防止基本方針」や各種教育の目標及び全体計画と道徳教育の関連性や整合性を明確にする。 (3) より活用しやすい指導計画を作成する。 ○ 主題の設定と教材の配列を工夫し、「自校ならでは」の指導計画の具現化を図る。作成にあたっては、「ふくしま道徳教育資料集」等の地域教材を効果的に位置付け、積極的な活用を図る。
2 道徳教育の「要」としての道徳科の役割を踏まえ、多様な指導方法・指導体制等を工夫するとともに、家庭や地域との積極的な連携を図る。	(1) 「読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習」「問題解決的な学習」「道徳的行為に関する体験的な学習」を目安にしながら、児童生徒の心に響く多様な指導方法を工夫する。 (2) 教師同士が互いに授業を交換して見合うなど、チームとして取り組み、学年内、学校内で共通認識をもつことを積極的に行う。 (3) 保護者や地域の人々が授業を参観する機会を積極的に位置付ける。また、保護者や地域の人々が参加、協力する指導体制を工夫する。
3 児童生徒の成長を受け止めて認め、励ます評価を個人内評価として記述式で実施する。	(1) 児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすように努める。 (2) 評価の視点や方法、評価のために集めておく資料などについてあらかじめ学年内、学校内で共通認識を持つようにする。 (3) 保護者や地域の人々に、道徳科の授業や評価について説明する機会をもつなど、円滑な実施に向けて学校の説明責任を果たす。

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 児童生徒の実態を踏まえた全体計画及び指導計画の作成

- 校長の明確な方針の基、道徳教育推進教師を中心に全教師で共通理解し作成する。
- 自校の特色を踏まえた重点目標を設定し、指導内容の重点化を図る。
- 「ふくしま道徳教育資料集」等の地域教材を指導計画に積極的に位置付ける。

ポイント2 「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業」の改善

- 小(中)学校指導要領解説・道徳科編の各内容項目の「指導の要点」等から、「当該年齢ならでは」の発達の特性や課題を把握し、それらに照らして、児童生徒の実態を明らかにする。
- 児童生徒の思いや考えを引き出し、自分事として受け止めることのできる中心場面(道徳的問題場面)に焦点化して授業を構想し、多様な思いや考えを引き出す発問構成を工夫する。
- 登場人物の関係を明確にしたり、授業で表現された多様な考えを位置付けたりするなど、板書を工夫する。

ポイント3 多様な考えを引き出し、生かすための言語活動の工夫

- 児童生徒に、何について考えるかを明確に示し、自分の考えをもつことができるようにする。
- 書く活動やペア・小集団での話し合い活動、思考ツールの活用等、多様な学習活動を設定するとともに、教師の働きかけや問い返しを明確に授業に位置付ける。

ポイント4 児童生徒の成長を受け止めて認め、励ます評価の工夫・充実

- 「多面的・多角的な見方へと発展しているか」「道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか」という2つの評価の視点を重視して評価する。
- 「学びの事実を基に、飛躍させず、盛り込みすぎず、比較せず、分かりやすく、行動の記録と区別して文章で記述する」という留意点を踏まえて評価を具現する。
- 「大きくくり」をどの期間で設定し、児童生徒及び保護者へどのように伝えるかについて、全教師の共通理解を図る。

外国語活動（英語・小）

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と外国語との音声の違い等に気付くとともに、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむようにする。
- (2) 身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。
- (3) 外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 外国語活動の目標と趣旨を的確に捉え、児童や地域の実態に応じて各学年の目標を適切に定め、目標の実現を図るよう系統的な指導計画を作成する。	(1) 小・中の連携や小学校同士の連携により、小学校高学年や中学校への円滑な接続を図るとともに、設定する単元の位置付けや単元と単元との関連を踏まえ、系統性のある指導計画を作成する。 (2) 児童や地域の実態に応じて、指導内容や活動等を自校化し、外国語活動の目標と趣旨に沿ってそれらを位置付けるとともに、他の教科等との相互の関連を図る。 (3) 実施上の課題等の把握や指導計画作成は、全職員の共通理解のもと学校全体で取り組むとともに校内研修を充実させる。
2 外国語によるコミュニケーションを図る素地となる資質・能力の育成を目指し、主体的・対話的で深い学びの実現を図る授業を創造する。	(1) 単元や題材等内容や時間のまとまりの中で授業を設計し、単元や授業で育成する資質・能力を明確にして、単元構成・授業構成を工夫する。 (2) 教師自身が英語力の向上に努め、クラスルーム・イングリッシュを計画的に使用し、児童が英語に触れる機会を増やす。 (3) 「目的や場面、状況などを理解する」「見通す」「学び合う」「振り返る」学習活動を重視し、主体的・対話的で深い学びの実現を図る。 (4) 学習意欲が高まる「身近で簡単な事柄」について課題を設定する。
3 指導と評価の一体化を図る。	(1) 外国語活動の目標と趣旨を踏まえ、児童や地域の実態に応じて単元や授業のねらいを明確にし、指導と評価の計画を作成する。 (2) 単元や授業のねらいに沿って、評価規準とともに児童の状況を適切にとらえる評価の場面、方法等を設定する。 (3) 自己評価や相互評価等を活用し、児童の状況を分析するとともに、評価の結果に基づき適切な支援を行うなど指導の改善に生かす。

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 児童の実態と教材の価値を踏まえた指導計画の作成

- 単元の特色を把握するとともに、各学年における各単元の意義や位置付け、単元と単元とのつながりを意識した上で、児童の発達段階や興味・関心等の状況、学校の実態等に応じて、単元の目標を設定し、教材やALTの活用等を工夫して計画的、系統的にコミュニケーションを体験させる計画を作成する。

ポイント2 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて

- 「目的や場面、状況など」を明確にするとともに、児童が「聞きたい」「話したい」という意欲が高まるように題材や活動等を工夫する。
- 外国語教育の特性に応じて、児童が物事を捉え、思考する「外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方」を働かせるような工夫を行う。
- 単なる繰り返し活動や、いわゆる「ドリル学習」のような単調な学習に終始したり、語句や文を機械的に暗記させたりして、コミュニケーションへの意欲や興味・関心を減じることのないように留意する。
- 言葉によらないコミュニケーションの手段もコミュニケーションを支えるものであることを踏まえ、ジェスチャー等を取り上げ、その役割を理解させるようにする。

ポイント3 言語活動の位置付け

- 授業のねらいにあわせて、「聞くこと」、「話すこと [やり取り]」、「話すこと [発表]」の活動をバランスよく設定する。
- 児童の発達段階や学習段階を踏まえ、「言語の使用場面」や「言語の働き」を意識した活動を組み立て、実際のコミュニケーション活動を行う。

ポイント4 評価の工夫・改善

- 外国語活動の目標⇒単元のねらい・内容の設定⇒評価規準の設定⇒活動・評価の場面・評価方法の設定⇒評価等の計画を練り、評価の生かし方等と併せて、目標－指導－評価の一体化を図る。
- 単元や授業のねらいについて、「分析」や「点検」等、評価の意図を明確にし、指導の改善に生かす。自己評価を活用する場合は、授業のめあてに対する自分の学びの振り返りとなるよう工夫する。

総合的な学習の時間（小・中）

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活の中から問いを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

指導の重点	努 力 事 項
1 地域や学校、児童生徒の実態等に応じ、特色ある全体計画や指導計画を作成する。	(1) 総合的な学習の時間の目標を設定するにあたっては、教科等横断的なカリキュラム・マネジメントの軸となるよう、各学校の教育目標を踏まえて設定する。 (2) 総合的な学習の時間の目標を実現するにふさわしい探究課題を、児童生徒の実態に即して設定するとともに、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力等を明確にする。 (3) 地域の素材や学習環境を生かしながら体験活動（自然体験やボランティア活動など）を取り入れるとともに、地域の人々の協力を得るなど指導体制の工夫を図る。 (4) 年間指導計画の作成においては、全体計画を踏まえた上で、各教科等との関連、発達の段階や学習経験、校種間の接続等に配慮し、弾力的な年間指導計画を作成する。
2 学校の創意工夫を生かした探究的な学習活動を展開する。	(1) 探究のプロセスを重視した学習を繰り返し展開できるように学習過程を工夫する。 (2) 問題の解決や探究活動の過程に、体験活動や言語活動を適切に位置付けるとともに、他者と協働して課題を解決する学習活動を設定する。
3 児童生徒の主体的な学習を支える評価に努める。	(1) 学習して学んだこと、感じたこととともに、自分自身の変容や今後の取組等について、児童生徒が自ら振り返ることができるよう学習評価を工夫する。 (2) 活動や学習の過程、報告書や作品、発表や討論などに見られる学習の状況や成果などについて、一人一人のよさや学習に対する意欲や態度、進歩の状況などを踏まえて適切に評価する。

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 児童生徒の実態と教材の価値を踏まえた指導計画の作成

- 児童生徒や学校、地域の実態等に応じて、**探究的な見方・考え方を働かせ**、教科等の枠を超えた**横断的・総合的な学習**や児童生徒の興味・関心に基づく学習を行うなど**創意工夫を生かした教育活動の充実**を図る。
- 年間や単元を見通して、その中で育む**資質・能力の育成**に向けて、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現を図るようにする。
- 体験的な学習に配慮しつつ探究的な学習となるよう充実を図る。
- **各教科等で身に付けた資質や能力を、実社会や実生活で活用**していくことができるような単元や教材を開発したり、精選したりする。

ポイント2 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて

- **探究のプロセス「課題の設定→情報の収集→整理・分析→まとめ・表現」**を単元や授業の中で**繰り返し設定**していく。特に「整理・分析」「まとめ・表現」に対する取組に配慮する。
 - ① **【課題の設定】** 体験活動などを通して、課題を設定し課題意識をもつ
 - ② **【情報の収集】** 必要な情報を取り出したり収集したりする
 - ③ **【整理・分析】** 収集した情報を整理したり分析したりして思考する
 - ④ **【まとめ・表現】** 気付きや発見、自分の考えなどをまとめ、判断し、表現する
- **探究的な学習の過程**においては、他者と協働して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりする学習活動（**比較する、分類する、関連付けるなどの「考えるための技法」**）を活用する学習活動）などが行われるようにする。

ポイント3 評価の工夫・改善

- 各学校の目標や内容に沿った評価の観点や評価基準を設定し指導と評価の一体化を図る。
- 評価の観点を基に、単元の目標、資質や能力及び態度を踏まえ、目指すべき学習状況としての児童生徒の姿を想定し、具体的な評価基準を設定する。
- 評価の信頼性を高めるために、活動過程での評価を多面的・多角的な資料と多様な評価方法を用いて行い、指導改善に役立てる。

特別活動（小・中）

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

(1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方をも身に付けるようにする。

(2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。

(3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての【中】（自己の【小】）生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

指導の重点	努力事項
1 学校や児童生徒の課題に基づき、目指す資質・能力を明確にした指導計画の工夫改善に努める。	(1) 各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図り、全教職員の協力の下、調和のとれた全体計画と年間指導計画の工夫改善に努める。 (2) 学校の実態や児童生徒の発達段階や系統性、特別活動の特質を踏まえるとともに、各活動・学校行事等を通して育てたい資質・能力を明確にした指導計画の工夫改善に努める。
2 資質・能力を育成するための指導内容の重点化を図り、指導方法の工夫改善に努める。	(1) 各活動・学校行事の学習過程において、どのような資質・能力を育むことが必要なのかを明確にし、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図るようにする。 (2) 児童生徒が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、等しく合意形成に関わり役割を担うことができるようにする。 (3) 指導内容を精選・重点化し体験的な活動の充実を図るとともに、特別活動の特質を生かし、道徳実践の指導の充実を図る。
〔各内容〕 ○ 学級活動	(1) 教師の適切な指導の下、児童生徒の自発的、自治的な活動を通して、望ましい人間関係を築く態度を育成する観点から、また、各教科等における話し合い活動の充実を図る観点から、話し合い活動を充実させ、活動内容(1)が十分展開できるようにする。
○ 児童会・生徒会活動	(1) 教師の適切な指導の下、学級活動や学校行事との関連を図るとともに、異年齢集団による交流のよさを一層重視して、自己肯定感・自己有用感が高まるよう適切な指導に努める。 (2) 各学校の実態に応じて組織や運営方法等を見直し、児童生徒のリーダーシップの育成に努める。
○ クラブ活動（小学校）	(1) 教師の適切な指導の下で児童が具体的な活動計画を立てるなど、異年齢集団の中で自発的、自治的な活動が活発に展開されるよう指導に努める。
○ 学校行事	(1) 自校の実態に即した内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなどして精選し、教師の指導を中心とした児童生徒による自主的、実践的な活動が助長されるよう工夫する。 (2) 幼児や高齢者、障がいのある人々との触れ合いや異年齢集団による交流、自然体験、社会体験、ボランティア活動などの活動を充実させる。
3 よさや可能性を積極的に認め、資質・能力の評価を工夫する。	(1) 活動の過程や結果における児童生徒の努力や意欲などを積極的に認めるとともに、児童生徒のよさを多面的、総合的に評価するよう具体的な評価の観点を設定し、評価の場や時期、方法を明確にする。 (2) 児童生徒が自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりできるようなポートフォリオ的な教材などを活用して、自己評価や相互評価ができるよう工夫する。

学習指導要領の趣旨を踏まえた活動改善のポイント

ポイント1 指導計画作成（カリキュラム・マネジメントの確立に向けて）

- 各活動・学校行事の目標やねらいが十分に達成できるように、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な時数を充て、児童生徒が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせることができるようにする。
- 児童生徒の活動過程や形態等の見通しを明確にし、目指す資質・能力を育成できるよう工夫する。

ポイント2 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて

- 活動の内容を児童生徒が選択・決定したり、活動に必要な資料や情報等を児童生徒が集め、活動の結果や成果についても自らで振り返り評価したりすることができるよう授業改善を図る。
- 課題を解決するために話し合い、合意形成を図る場合には、他者の考えを認め、自他の考えをつなぎながら、新たなものを全員で生み出していけるように授業改善を図る。
- 特別活動が学校におけるキャリア教育の要であることを踏まえ、課題の設定から振り返りまでの一連の実践過程で、各教科等の特質に応じた見方・考え方を総合的に働かせ、各教科で学んだ知識や技能などを、集団及び自己の問題の解決のために活用していくように授業改善を図る。

ポイント3 評価の工夫・改善

- 学習指導要領の目標及び特別活動の特質を踏まえて各学校で具体的な評価の観点を設定し、評価の場や時期、方法を明確にする。
- 児童生徒一人一人の評価のみならず、集団の発達や変容について評価し、指導に生かす。

ポイント4 各種指導資料等の活用（文部科学省、国立教育政策研究所教育課程研究センター）

- **みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動小学校編**（リーフレット、指導資料）
- **学級・学校文化を創る特別活動中学校編**（リーフレット、指導資料）

生徒指導（小・中）

児童生徒一人一人の個性の伸長を図り、社会的な資質や能力・態度を育成し、自己実現できるような指導援助に努め、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を図る。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 自校の実態に即した具体的な指導計画に改善し、機能的な生徒指導体制を確立する。	(1) 自校の課題を踏まえて、目指す児童生徒像、指導理念、共通実践事項などを明確にし、自己肯定感を高めることや社会性の育成等の課題解決のための具体的な指導計画に改善する。 (2) 明確な役割分担により一貫した指導ができる指導体制を確立したり、個別の支援計画を作成するなどして、日常的に機能するように改善する。
2 教育活動全体において、すべての児童生徒に積極的な生徒指導を進める。	(1) 全教育活動の中で、自己決定の場や自己存在感を味わうことができる場を設定するなど、生徒指導の機能を積極的に発揮できるようにし、主体的な生活態度の育成に努める。 (2) 児童生徒一人一人の思いや心情をとらえて個に応じた指導に努め、人間的な触れ合いのある温かい学級の雰囲気を醸成する。 (3) 地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流、集団宿泊活動や職場体験活動、奉仕体験活動、自然体験活動、文化芸術体験活動などの豊かな体験活動を通して、規範意識や思いやりなどを育成するとともに、人間としての生き方について自覚を深め、自己を生かす能力の育成に努める。 (4) 生徒指導委員会、教育相談部会等の校内組織を生かし、教員間の連携の強化、全教職員の共通理解、同一步調の指導に努める。
3 教育相談の充実を図る。	(1) 児童生徒との日常的な触れ合いを通して、信頼関係を築き、個々の教員がカウンセリングマインドをもって相談に応じる。 (2) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を効果的に活用し、教員間の連携を深め、学校が一体となって個に応じた支援を行うことができるよう、校内のコーディネート力を高める。 (3) 児童生徒の心のケアに留意し、教育相談の知識や技能を高めるために、関係機関等やスクールカウンセラー等との連携を図りながら、研修の充実に努める。
4 いじめ等の問題行動等の未然防止と早期解決、問題行動発生時の的確な対応に努める。	(1) アンケート等のみに頼ることなく、日常の観察や対話による実態把握に努め、問題行動の未然防止や児童虐待等の早期発見、早期対応、早期解決に努める。また、問題行動が起きた場合の初期対応や重大事態が生じた場合の緊急体制を確立し、全教職員で組織的に対応する。 (2) 学校いじめ防止基本方針の基に、いじめ対策のための組織を機能させ、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるもの」との視点で、未然防止、早期発見、早期対応に努める。また、法律に定められたいじめの定義に従って、児童生徒の立場にたった積極的な「いじめの認知」に努める。 (3) 「新たな不登校を出さない」との認識のもと、過去の児童生徒の欠席や遅刻・早退の状況の把握に努め、以前に不登校傾向を示した児童生徒が連続して欠席した場合は「不登校」と捉え、初期対応の体制を整える。また、不登校の状態にある児童生徒への支援について、短期的・長期的な視点をもってチームで対応する。 (4) スマートフォン等の取扱いについて、学校における指導方針を明確にするとともに、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、犯罪、違法・有害情報の問題を踏まえ、発達段階に応じた情報モラルの指導の充実を図るとともに保護者への啓発に努める。 (5) 家庭や地域、近隣校、関係機関との連携を図り、地域ぐるみの補導活動などを通して、問題行動の未然防止、早期解決に努める。

キャリア教育 (小・中)

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達 (社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程) を促す。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 学校や児童生徒の現状を把握し、目標を立て、課題を明確にして指導計画を作成・改善する。	(1) 各学校や児童生徒の実態に応じて、キャリア教育における基礎的・汎用的能力(人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力)の具体化、重点化等を行い、自校の目指すべき児童生徒の姿(目標)を明確にする。 (2) 特別活動の学級活動をキャリア教育の要としながら、総合的な学習の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習、個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていく。そのために、キャリア教育の視点でつなぎ、キャリア教育全体計画を作成し、教育課程に位置付ける。 (3) 「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、幅広い地域住民等と目標やビジョンを共有し、連携・協力していく。 (4) 家庭・保護者の役割やその影響の大きさを考慮し、家庭・保護者との共通理解を図りながら進める。
2 キャリア教育の推進組織・体制を確立し、共通理解に立った指導に努める。	(1) 校務分掌でキャリア教育担当者の役割を明確にして、学校全体で取り組む体制を整える。 (2) 学級活動の内容として新設された「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」では、児童生徒に共通した問題を取り上げ、意図的、計画的に指導し、話し合い等を通して一人一人の考えを深め、実践につなげることを重視する。なお、学級活動では、以下の内容をいずれの学年においても扱う。 〈小学校〉 ア 現在や将来に希望や目標をもって生きる意欲や態度の形成 イ 社会参画意識の醸成や働くことの意義の理解 ウ 主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用 〈中学校〉 ア 社会生活、職業生活との接続を踏まえた主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用 イ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成 ウ 主体的な進路の選択と将来設計 (3) キャリア教育の要となる特別活動や各教科の特色に応じて、将来の生活や社会と関連付けながら、見通しをもったり、振り返ったりする機会を設けるなど、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進める。 (4) 児童生徒が活動を記録し蓄積する教材等を活用するなど、体系的なキャリア教育を推進する。 (5) 職場見学や社会人講話などの機会を確保するとともに、児童に将来の生活や社会、職業などとの関連や自己の変容を意識できるようにする。(小) (6) 職場体験活動や社会人講話などの機会を確保するとともに、生徒に将来の生活や社会、職業などとの関連や自己の変容を意識できるようにする。(中) (7) 教科部会や生徒指導部会と連携し、学校全体でキャリア教育を推進する体制となるようにする。(中)
3 学校、家庭、地域社会や関係諸機関との連携を一層強化する。	(1) 「将来の夢」などについての家庭での会話や家事の手伝いなどを通して、将来の夢や希望を育むとともに、集団生活に参加しようとする意欲・態度を養う。(小) (2) 家庭での役割の理解と遂行、保護者や身近な大人の職業等の理解を通して、社会の一員としての自覚を高めるとともに、将来の生き方や進路への希望を育む。(中) (3) 地域の行事への参加や職場見学など学校を中心とする地域とのかかわりを通して、自分と地域とのつながりについて理解させる。 (4) 地域社会における職場見学、職場体験や地域の行事への参加などを通して、地域の一員としての自覚を得させるとともに、将来の生き方、進路を考える契機とさせる。

図書館教育 (小・中)

児童生徒が、学校図書館を積極的に活用して情報収集能力や情報活用能力を高めたり、読書活動を主体的に進めたりすることができるようにする。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 学校図書館の活用を図った指導計画を作成・改善する。	(1) 各学校の実態に応じて、各教科等の学習、読書活動、その他の教育活動と学校図書館との関連を密にし、 教育活動の効果をも高める指導計画 を作成・改善する。 (2) 各教科や総合的な学習の時間等に学校図書館を意図的・計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒が主体的、探究的に 学習活動や読書活動 に取り組むことができるようにする。 (3) 図書の読み聞かせや児童生徒による図書紹介、必読書や推薦図書を定めるなど、児童生徒の発達段階及び学校の実態に応じた 読書活動充実のための取組 を推進する。
2 蔵書や資料等の充実を図り、学校図書館の機能や役割を生かす整備充実に努める。	(1) 児童生徒の情報収集や学習活動に役立つ 蔵書、資料等の整備充実 及び 適切な廃棄 を進めるとともに、 環境整備 に努める。 (2) 学習・情報センターや読書センター としての機能を備えた学校図書館の整備を進め、より一層の利用や機能の活用が図られるようにするとともに、 司書教諭・学校司書や公共図書館、地域ボランティア などとの連携を図る。

※ 学校教育法において義務教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。」(第二十一条第五号)が示されたこと、国による「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第四次)」(平成30年4月)及び「福島県子ども読書活動推進計画(第三次)」(平成27年2月 福島県教育委員会)等を踏まえ、家庭、地域、学校等が連携して子どもの読書活動の推進に取り組むこと。

人権教育 (小・中)

児童生徒の発達段階に即し、各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動のそれぞれの特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高める。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 人権を尊重する意識を高める教育を推進するための指導方法・内容を明確にする。	(1) 学習指導要領における人権教育にかかわる内容を踏まえ、 全ての教職員が学校の教育活動全体を通じて働きかけるとともに 、具体的な指導場面を想定した指導方法・内容を構想し、諸活動それぞれの特質を生かした指導を工夫する。 (2) 昨今解決すべき人権課題として挙げられている「性同一性障害、性的指向・性自認」「インターネットによる人権侵害」「いじめ」等の 各人権課題を意識して研修の充実 を図るとともに 組織的かつ効果的な実践に努める 。
2 学校生活の中で 人権感覚 を身に付けることができるよう、児童生徒が自らについて一人の人間として大切にされているという実感がもてる指導を工夫する。	(1) 児童生徒理解を深めるとともに、 教師自身が一人一人の児童生徒のよさを認め、自分と他の人の大切さが認められるような環境づくり に努める。 (2) 児童生徒の自我の確立を支援するとともに、思いやりに満ちた 望ましい集団づくり に努める。 (3) 個に応じた学習活動の展開を工夫したり、児童生徒同士が 互いのよさを認め合える場や機会 を設定したりする。 (4) いじめは人権にかかわる重大な問題であり、人間として絶対に許されないという自覚 を教師自身がもつとともに、児童生徒一人一人の自覚を促し、心に響く指導の充実を図る。
3 指導の効果を高めるための評価を工夫する。	(1) 学校教育における諸活動を 人権尊重の視点から評価する機会 を設けるとともに、 保護者や地域からの評価等 も取り入れて児童生徒の変容等を具体的にとらえ、指導方法・内容や時期等の改善に生かす。

※ 「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」(平成20年3月 人権教育の指導方法等に関する調査研究会(文部科学省設置))や「人権教育に関する特色ある実践事例」(文部科学省HP)を活用し、指導方法等の改善・充実を図ること。

環境教育（小・中）

環境に対する豊かな感受性や探究心をもち、環境に関する思考力や判断力を育むとともに、持続可能な社会の構築に向けて、環境に働き掛ける実践力を培うようにする。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 児童生徒の発達や実態を踏まえて体験活動を中心とした問題解決的な指導計画を作成する。	(1) 各教科の目標やねらいを踏まえ、学年ごとに各教科等と環境教育との関連を明らかにし、 教科横断的な教育課程 を設定する。 (2) 環境教育を通して「身に付けさせたい能力や態度」及び「 環境を捉える視点 」を具体的に位置付ける。また、 E S Dの視点 との関連を把握する。 (3) 発達や学年の段階に応じた 体験活動 や 問題解決的な学習 を効果的に設定する。 (4) 地域の環境の特色 を生かしたり、 環境に関わる学習対象の重点化 を図ったりする。 (5) 家庭や地域社会と積極的に 連携 し、学校で学んだことを家庭や地域での 生活に生かす場面 を設定する。
2 児童生徒が主体的に考え判断し行動できる資質や能力を高める指導方法の工夫改善を図る。	(1) 問題の解決に向けて学習したり、行動したりできるようにするという視点で指導方法を工夫改善する。 (2) 自分の言葉で聞き手に分かりやすく伝える力の育成を図るなど、 言語活動の充実 に努めたり、インターネットやメディア等の映像や記事などの資料を収集・活用したりする。 (3) 環境問題、環境保全に対する問題意識や認識をもたせるため、 地球温暖化防止活動（福島議定書、エコチャレンジ）や他の環境に関する作品応募等への参加 を促す。 (4) 地域で活動する人材やNPO法人等の専門家をゲスト・ティーチャーとして活用する。

情報教育（小・中）

情報化の進展に対応した教育を充実し、児童生徒一人一人の情報活用能力（**情報モラルを含む**）を育成する。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 情報化に対応した教育を推進するために、指導体制の充実を図る。	(1) 学校教育全体の情報教育を推進するため、校内に教育の情報化を促進する委員会等を組織し、計画的に研修を進めるなど校内の 指導体制の確立 を図る。 (2) 情報活用能力を構成する資質・能力を育成するため、各学校において 日常的に情報技術を活用できる環境を整え 、全ての教科等においてそれぞれの特質に応じ、 情報技術を適切に活用した学習活動の充実 を図る。 (3) プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等 に関する資質・能力を育むため、 横断的な教育課程 を編成する。
2 児童生徒の主体的な学習活動を支援するコンピュータ等の活用及びインターネット等の適切な利用についての指導を工夫する。	(1) 様々なメディアを活用した 情報収集・発信のルールやマナー を身に付けさせるとともに、 発信する情報や情報社会での行動に責任をもたせ 、児童生徒が主体的に 情報を選択・活用する能力の育成 を図る。 (2) 各教科等においては、 I C T機器等の適切な活用の仕方 を工夫するとともに、 デジタル教科書等 を使用して児童生徒の学習意欲や学習効果の向上を図る。 (3) 情報モラルの指導 においては、 プライバシーや著作権の保護、情報セキュリティの基本的な知識、インターネット（SNS）や情報機器を利用するときの留意点等 、適切に指導するとともに、 家庭との連携 を図る。

国際理解教育（小・中）

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し、未来を拓く主体性のある日本人を育成する。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 学校や地域の実態に応じて、特色ある指導計画を作成する。	(1) カリキュラム・マネジメントの視点から、国際理解教育のねらいを踏まえ、学校や地域の実態等に応じて、各教科等との関連を図った全体計画、年間指導計画を作成する。 (2) 総合的な学習の時間で実施する場合は、総合的な学習の時間及び国際理解教育の趣旨を踏まえ、適切な指導計画を作成する。 (3) JICA、国際交流協会及び海外の提携姉妹校等との連携を図るなど、県内外の関係機関や人材を有効に活用する。 (4) 全校的な視野で定期的に評価を行い、指導の改善に生かす。
2 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し、未来を拓く主体性のある日本人としての自覚を高める。	(1) 我が国や郷土の伝統と文化を理解し、尊重できる態度の育成に努める。 (2) 世界と我が国とのかかわりに対する関心を高め、異なる文化や価値観をもつ人々を理解し尊重する態度を養うとともに、世界の中の日本人であることの自覚を高め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し、未来を拓く主体性を養うように努める。 (3) 帰国児童生徒や外国人児童生徒、外国につながる児童生徒については、社会情勢を十分に考慮するとともに、外国における生活経験を生かすなど指導の充実を図る。
3 外国につながる人々との相互理解を深める交流の場と機会を拡充し、主体的にコミュニケーションを図ろうとする意欲と態度を育て、国際社会で活躍できるグローバル人材を育成する。	(1) 外国語指導助手や地域の外国につながる人々等との交流活動の設定に当たっては、会話演習等のみを目的とするのではなく、国際理解教育のねらいを踏まえて活動内容を工夫する。 (2) 自分の考えをしっかりと持ち、対話力を高めるための表現活動や場面を意図的に設けるとともに、インターネット、電子メールや文通等を通して海外の学校等の情報を得たり、発信したりすることにより、国際社会で活躍できるグローバル人材の育成を目指す。

へき地・小規模学校教育（小・中）

少人数学級によさや地域の特性等を生かし、児童生徒一人一人が主体的な学習態度、豊かな表現力等の「確かな学力」や、他者との関わりを通じた「豊かな人間性」を身に付けることができるようにする。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 児童生徒の実態を踏まえ、学校の特色及び地域の特性を生かした指導計画を作成する。	(1) 児童生徒一人一人の個性の発揮、社会性の伸長、基礎的・基本的な知識及び技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成を含めた確かな学力の定着に配慮した指導計画にする。 (2) 地域素材の教材化や人材活用、他学年や他校との交流学习など体験的な学習を工夫し、少人数のよさを生かした弾力的な指導ができる指導計画にする。
2 児童生徒一人一人の特性を生かした教育活動を展開し、授業の充実を図る。	(1) 集団思考の場や児童生徒主体の話し合い活動を積極的に取り入れ、思考力・判断力・表現力等の育成を重視した学習活動を展開する。 (2) 少人数学級の特性を生かして、体験的な学習や問題解決的な学習を積極的に取り入れ、学ぶ楽しさや成就感などを体得させる中で、主体的に問題を解決していく力を育てるための学習過程を工夫する。 (3) 複式学級の学習指導においては、間接指導を個性や能力に応じて主体的に学習できる場として捉え、個に応じた補充・発展学習や課題別学習等を取り入れ、充実を図る。
3 児童生徒の自己実現を図る評価を工夫する。	(1) 児童生徒一人一人の学習状況を的確に評価し、発展的な学習や補充的な学習、個別指導など個に応じたきめ細かな指導に生かすようにする。また、観点別評価等により指導と評価の一体化を図り、児童生徒のよさが学年を越えて発揮できるようにする。

健康教育（小・中）

発達段階に応じて、健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために必要な資質・能力を育み、安全で安心な社会づくりに貢献することができるようにする。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
【保健】 1 保健教育の充実を図り、健康を保持増進するための実践力を育成する。	(1) 自らの健康を適切に管理し、改善していく力、健康の大切さ、健康の保持増進に向かう情意や態度等を育む 課題解決的な学習プロセス を大切にするとともに、 教科等横断的な視点 で学習活動を実施する。 (2) 「性に関する指導」については、 県版「性に関する指導の手引」 を活用し、児童生徒の発達の段階や実態に応じて、情報を正しく選択して適切に行動できるよう 組織的、計画的 に指導する。 (3) 「 薬物乱用防止教室 」については、関係機関の専門家や学校薬剤師等との連携を図り、中学校においては 学校保健計画に年1回以上開催 するよう位置付ける。 小学校においても地域の実情に応じて開催 に努める。
2 健康相談・個別指導の充実を図り、個別の健康課題解決のために支援する。	(1) 児童生徒の心身の変化について早期発見・早期対応ができるよう 日常的な健康観察を重視し、個別の健康課題及び自校や地域の健康課題を把握 する。 (2) 児童生徒の健康課題を解決するために、養護教諭や学級担任等が相互に連携するとともに、校内での共通理解を確実にを行い、 組織的な健康相談・個別指導 を心掛け、 個に応じたきめ細かな対応 に努める。 (3) 県の健康課題（「肥満」「う歯」「ころも・性」）及び自校や地域の健康課題については、 家庭、関係機関及び、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の専門家、地域との連携 を図り、学校保健委員会等の保健組織活動を活用して健康課題解決に努める。
【安全】 安全教育の充実を図り、危険を予測し、回避する能力を育成する。	(1) 学校事故対応に関する指針 に基づき、学校安全計画及び危険等発生時対処要領の 検証・見直しや周知徹底 を図るとともに、緊急時に適切に対処できるよう 安全教室や防災訓練 の在り方を工夫する。 (2) 学校における事故の発生要因を分析し、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択がとれるよう、 教科等横断的に 具体的な安全対応策を計画に組み入れて指導する。 (3) 学年の発達段階に応じて「 福島県自転車安全利用五則 」を理解させるとともに、危険予測学習や体験的な学習を通して、 正しい自転車運転の指導 を充実する。 (4) 小学校においては、登下校防犯プランに基づく 通学路の緊急合同点検の結果を地域や関係機関と共有し改善 を図るとともに、学校安全体制の強化に努める。 (5) 施設・設備及び用具等については、定期点検はもとより使用前、使用中の 点検を確実に実施し、不備があれば迅速かつ適切に対応 する。
【食育・学校給食】 「ふくしまっ子食育指針」に基づき、「食べる力」「感謝の心」「郷土愛」を育成する。	(1) 児童生徒の食に起因する健康課題を把握し、その解決を図るための取組を食育全体計画や年間指導計画に位置付け、 チーム学校で食育の推進 を確実に行う。 (2) 栄養教諭や食育推進コーディネーターを中心に指導体制を確立するとともに、 家庭や地域を巻き込んだ食育の推進体制を確立 する。 (3) 給食の時間については、地場産物の活用などの観点から、 学校給食を生きた教材として活用し、教科等における指導内容との関連 を図りながら、年間を通じて計画的、継続的に指導する。 (4) 「 学校給食衛生管理基準 」を遵守し、 異物混入の防止や食中毒の絶無、食物アレルギー対策の徹底 に努め、食の安全に対する意識を高める。

防災教育（小・中）

防災学習や各種訓練等を通して、災害や防災について正しい知識を身に付け、災害発生時に自らの安全を確保したり自分の役割を自覚して行動したりするなど、自ら考え、判断し、行動する力を育成する。

指導の重点	努力事項
1 学校や地域の実状及び児童生徒の実態に応じながら教育課程の全体構造を念頭に置いた指導計画の充実を図る。 2 児童生徒が状況に応じ、主体的に考え判断し行動する態度や能力を高めるための指導の充実を図る。 3 安全で安心な社会づくりに貢献しようとする態度を身に付けることができるよう指導を工夫する。	(1) 各教科等との関連を図り、防災教育に関する事項を学校安全計画や各種指導計画に確実に位置付け、学校の全体計画を作成・改善するなど、防災教育に取り組む組織や体制を整備する。 (2) 地域の地理的・歴史的観点を踏まえた実状や児童生徒の発達の段階に応じて、特に重点的に指導すべき災害の内容を示して計画を作成する。 (3) 関係機関や各種団体等との連携を図った学校安全計画や危険等発生時対処要領の改善に努める。 (1) 「放射線・防災教育指導資料」等を活用し、特別活動や道徳科、総合的な学習の時間及び理科、社会科、保健体育科等の教科において、災害に関する基本的な知識と防災に対する意識を高めるための学習活動を工夫し実践する。 (2) 幼稚園・小・中学校等や関係機関、各種団体等と連携した避難訓練を実施したり、地域の防災マップを作成したりして、より実効的な防災教育の推進に努める。 (3) 「防災個人カード」や防災マップ等、具体的な資料を活用して、登下校中や在宅時等、学校以外で災害に遭った場合の避難の仕方、家族との集合場所や連絡方法等、多様な場面を想定した場を設定し実践する。 (1) 地域や自治体等と合同での避難訓練、避難所設営、防災学習等、実践的な場の設定を通して、発達の段階に応じて、自分の役割を理解した行動ができるようにする。 (2) 自助・共助・公助の視点から地域社会の安全・安心に視野を広げ、地域の人々との幅広い交流やボランティア活動など、社会貢献や社会参加に関する活動の場を工夫する。

放射線教育（小・中）

未来を拓く社会の一員として、放射線等に関する基礎的な知識や身の回りで行われている復興への取組を基に、自ら考え、判断し、行動できる力を育成する。

指導の重点	努力事項
1 学校や地域の実状及び児童生徒の実態に応じた指導計画及び指導内容を工夫し、実践する。 2 放射線等の基礎的な知識や身の回りで行われている復興への取組を基に、自ら考え、判断し、行動する力を育む指導方法を工夫する。 3 放射線から身を守り、健康で安全な生活を送ろうとする意欲と態度を育てる。	(1) 本県における放射線教育の重要性を踏まえ、学校安全計画や学校保健計画及び各教科等の指導計画に位置付けることや全体計画を作成するなどして学校全体で組織的、計画的に取り組む。 (2) 各学年において、学級活動や道徳、総合的な学習の時間、各教科等で放射線等に関する内容にふれるなど、様々な機会を捉えて時間を確保し、繰り返し実践する。 (3) 放射線教育の必要性について、家庭や地域及び関係機関との連携を図り、具体的に実効性のある指導を工夫する。 (1) 文部科学省の「放射線副読本」や県教育委員会の「放射線・防災教育指導資料」等を効果的に活用し、客観的な立場から指導する。 (2) 放射線等の利用や影響について、科学的な根拠を基に考えたり、判断したりする態度の育成に努める。中学校卒業時点で、他者に科学的な根拠を基に情報発信できる力を身に付けさせるよう努める。 (3) 放射線等の性質について理解を深めるとともに、身の回りで行われている食品の安全管理や健康調査、除染作業等の復興に向けた様々な取組についての理解を深める学習の充実に努める。 (1) 放射性物質を体に取り込まないようにするための方法や、放射線から身を守る方法を確実に身に付けさせ、普段から実践できるようにする。 (2) 放射性物質を扱う施設等で事故が起きた場合の放射性物質に対する防護や避難の仕方を身に付けさせる。

特別支援教育（小・中）

障がいについての基本的な理解のもとに、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に学ぶことのできる基礎的環境整備の充実を図る。また、本人・保護者との合意形成のもと合理的配慮を提供し、児童生徒一人一人に対して、充実した指導・支援を行う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
《学校全体》	
1 校内の支援体制を整備し、全教職員で指導・支援を行う。	(1) 管理職のリーダーシップのもと、児童生徒の実態を学習面や生活面など多面的に把握し、 全教職員の共通理解を図り 、適切な指導・支援に当たる。 (2) 校内研修等を実施し、全教職員の特別支援教育に関する基本的な知識・技能の向上を図る。 (3) 特別支援教育コーディネーターが中心となり、校内委員会やケース会議を開催 し、支援の必要な児童生徒の実態把握、支援内容・方法等の検討、実践、評価、改善を行う。 積極的に、特別支援学校に設置した 地域支援センターや教育支援アドバイザーの活用 を図る。 (4) 障がいのある子どもと障がいのない子どもの 交流及び共同学習を計画的・組織的に行い 、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにする。その際、教育課程に位置付けるとともに、障がいのある児童生徒の教育的ニーズに合わせた合理的配慮を提供し、各教科等の目標が達成できるように努める。 (5) 学校だよりや保護者会等において、家庭や地域へ特別支援教育について 継続的な理解の啓発に努める 。
2 児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援を行う。	(1) 家庭との共通理解を図るとともに、医療、保健、福祉等の関係機関と連携を図り、長期的な視点で児童生徒への教育的支援を行う。 (2) 一貫した指導・支援を行うために、「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」を 本人・保護者が参画 して作成するとともに、それらを活用しながら指導・支援に当たる。
《通常の学級》	
1 児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、学校、家庭、地域及び医療等関係機関との連携を図る。	(1) 特別支援教育コーディネーターや管理職等の校内資源を十分に活用しながら、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握する。さらに、支援や配慮の必要な児童生徒については、 本人・保護者との合意形成により合理的配慮を提供するとともに、「個別的教育支援計画」の作成・活用 に努める。 (2) 入学時や進級・進学時等に、学校間や担任間での引継ぎにおいて「個別的教育支援計画」を活用する。
2 児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の工夫を図る。	(1) 前述の小・中学校教育の内容を十分に踏まえるとともに、「個別的教育支援計画」に明記した合理的配慮を提供しながら、支援を必要とする児童生徒一人一人へ具体的で分かりやすい指導法を工夫する。 (2) 「個別的教育支援計画」や各教科等の年間指導計画を基に、「 個別の指導計画 」を 作成・活用 し、日々の指導・支援に努める。 (3) 落ち着いた教室環境の整備や児童生徒がお互いの存在を認め合える学級経営について、学校全体で検討し実践する。

《特別支援学級・通級による指導》

- | | |
|--|--|
| <p>1 児童生徒一人一人の障がいの状態に応じて、適切な教育課程を編成する。</p> | <p>(1) 原則的には、小・中学校の通常の教育課程に準ずるが、特に必要がある場合「学校教育法施行規則第138条」の規定に基づき、児童生徒の障がいの状態に応じて、自立活動を含めた特別の教育課程を適切に編成し、児童生徒一人一人の持てる力を最大限に伸長できるように努める。</p> |
| <p>2 児童生徒一人一人の実態や教育的ニーズを的確に把握し、目標を立て、課題を明確にして年間指導計画を作成・改善する。</p> | <p>(1) 年間指導計画は、児童生徒一人一人の実態や教育的ニーズに応じ、「小・中学校学習指導要領」の趣旨を踏まえながら、「特別支援学校学習指導要領」及び「同解説」等を参考に適切に作成する。</p> <p>(2) 年間指導計画の作成に当たっては、児童生徒一人一人の障がいの状態、本人の教育的ニーズ、生活経験や興味・関心、各教科等で学習してきた内容や学習の程度等について十分に実態把握を行い作成する。</p> <p>(3) 学校の教育活動全体を通して、児童生徒が障がいによる学習上又は生活上の困難さを主体的に改善・克服することができるよう自立活動の充実に努める。</p> |
| <p>3 児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた、社会的・職業的自立に向けた教育活動を展開し、授業の充実に努める。</p> | <p>(1) 特別支援教育コーディネーターや管理職、学年主任、交流学級担当教員等の複数の教職員により、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握する。さらに、本人・保護者との合意形成により合理的配慮を提供するとともに、「個別の教育支援計画」の作成・活用に努める。</p> <p>(2) 児童生徒一人一人の社会的・職業的自立を見据え、長期・短期の指導のねらいや方針を明確にして、必要な資質が養われるようにキャリア教育の充実に努める。</p> <p>(3) ① 特別支援学級では、通常の学級との積極的な交流及び共同学習を推進し、集団活動の場を計画的、組織的に確保する。実施に当たっては、交流及び共同学習におけるねらいを明確にして、「個別の教育支援計画」に明記された合理的配慮を提供するとともに学びの充実に努める。</p> <p>② 通級による指導では、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」等を活用して、児童生徒の在籍学校・学級の教職員と連携し、積極的に情報を共有する。通級による指導での学習内容と関連を図るとともに、「個別の教育支援計画」に明記された合理的配慮を提供することで、在籍学級における指導の効果を一層高めるようする。</p> <p>(4) 特別支援学校に設置した地域支援センターや教育支援アドバイザーを積極的に活用し、特別支援学級や通級による指導における授業や指導・支援方法の充実に努める。</p> |
| <p>4 指導と評価の一体化を図る。</p> | <p>(1) 児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導内容や児童生徒の特性に応じて、単元や題材等の内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図る。</p> <p>(2) 各教科等の指導に当たっては、「個別の指導計画」に基づいて行われた学習状況や結果を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるように努める。</p> |

高等学校教育

生徒一人一人の進路実現を図る高等学校教育

教育内容・方法の改善・充実

- 中学校教育との一貫性に配慮しながら指導内容を精選し、基礎的・基本的な内容の確実な定着に努める。
- 自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などを育成するため、個に応じた指導など指導方法の工夫改善に努める。
- 学習指導要領に示された目標に照らして、その実現状況をみる評価を一層重視するとともに、生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するなど、指導と評価の一体化を進め、授業の一層の改善充実に努める。
- 各教科・科目等の指導に当たっては、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語活動の充実に努める。
- 生徒の個性の伸長や創造性の育成を図るため、多様な選択科目を設け、選択幅の拡大に努める。
- 単位制の趣旨を踏まえ、進級の弾力化等单位制の積極的な活用努める。
- 国際化や情報化の進展に対応し、国際社会に生きる日本人としての資質や情報活用能力の育成に努める。
- 人権についての理解を深めさせるとともに、人権を尊重する心の育成に努める。
- 自然と人間とのかかわりなどについて理解を深めさせ、環境の保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動する実践的な態度や資質、能力の育成に努める。
- 総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間については、各学校において、各学年の目標・内容を含めて学校としての全体計画を作成し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開するよう努める。
- 国家及び社会の形成者として必要な政治的教養を豊かにするための教育の充実に努める。

自己指導能力の育成を目指した生徒指導の充実

- 中学校との連携を一層深め、入学後の早い時期に生徒一人一人の実態を把握し、高校生活への適応指導の充実に努める。
- 生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実に努める。
- ホームルーム活動を中心とした特別活動や各教科・科目等を通じて、人間としての在り方生き方に関する指導の充実に努める。

キャリア教育の視点に立った進路指導の推進

- キャリア教育の視点に立って、望ましい勤労観・職業観を身に付けさせるとともに、生徒が自らの在り方生き方を考え、将来を見通して自主的・主体的に自己の進路を選択・決定できるよう、早期からの進路意識啓発に努める。

体育・健康に関する指導の充実

- 健康・安全で活力のある生活を営むために必要な資質や能力の育成に努める。特に、食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導の充実に努める。
- 自ら進んで運動に親しむ資質や能力を身に付けさせるとともに、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育成する。

「言語活動の充実」について

1 学習指導要領における「言語活動の充実」について

(1) 学習指導要領から

高等学校学習指導要領には、「生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、生徒の言語活動を充実すること。」と示されている。習得した知識・技能を活用し課題を解決するために思考し、判断し、表現するのも、すべて言語によって行われるものであり、これらの学習活動の基盤となるのは言語に関する能力であることを示したものである。また、言語は、論理的思考だけではなくコミュニケーションや感性・情緒の基盤であり、豊かな心を育む上でも言語に関する能力を高めていくことが求められている。

(2) 言語活動の充実に関する指導事例集について

文部科学省では、言語活動について、国語科で培った能力を基本に、すべての教科等において充実するために、言語活動の充実に関する基本的な考え方や言語の役割を踏まえた言語活動の充実を解説するとともに、優れた実践事例を収録した事例集を発行しており、校内研修や授業に生かしたい。

※言語活動の充実に関する指導事例集～思考力、判断力、表現力等の育成に向けて～

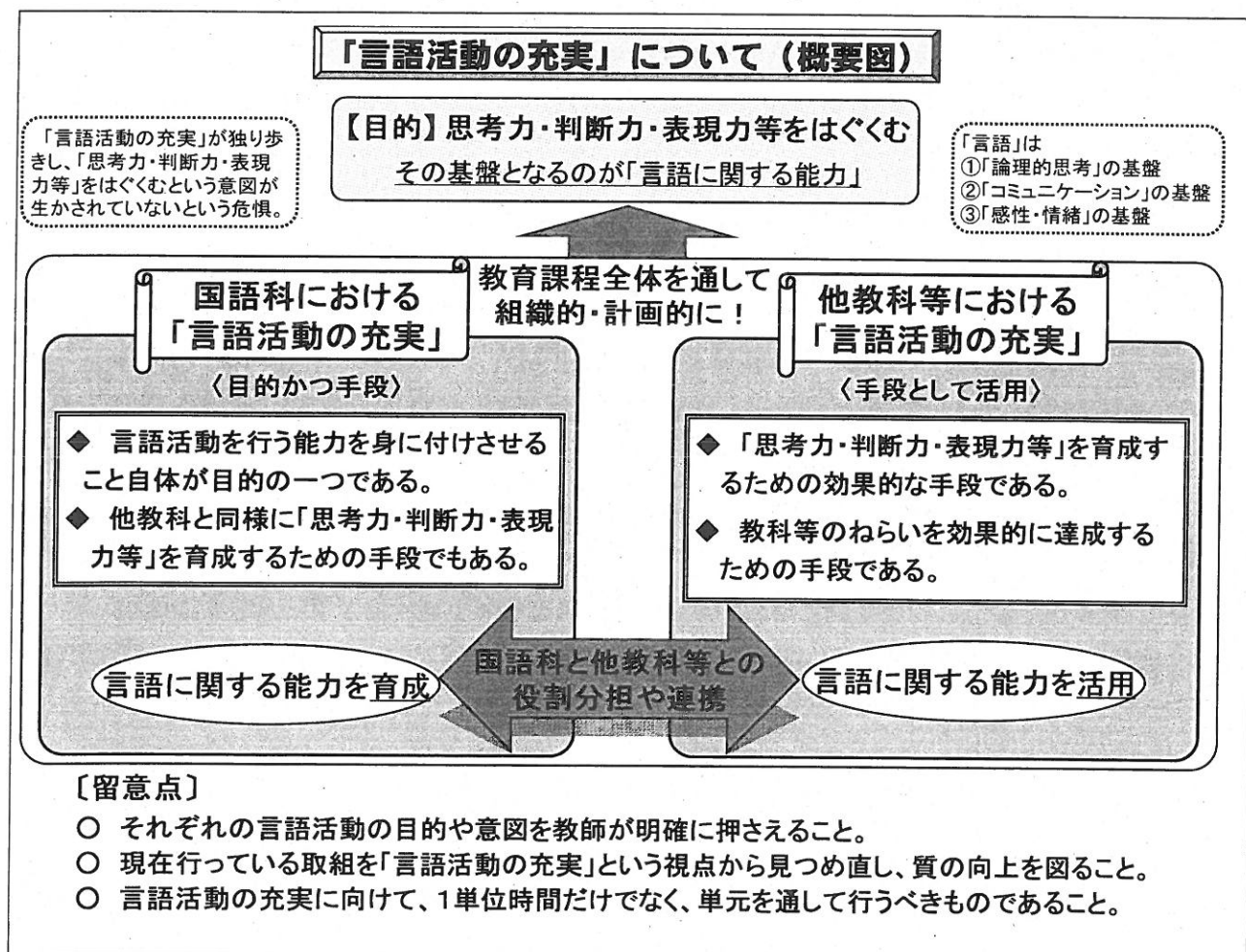
(高等学校版、平成24年6月発行) 文部科学省

※事例集は、各高等学校に1冊ずつ配付済み。また、文部科学省Webサイトからもダウンロード可能です。

【文部科学省Webサイト：<http://www.mext.go.jp/>】

2 県教育委員会の「言語活動の充実」についての取組

1のような観点から、県教育委員会としては、国語科とその他の各教科等での「言語活動の充実」についての役割や関連について、下の概要図のようにまとめた。



なお、県教育委員会では、平成27年から平成29年の8月に、高等学校教育課程講習会で授業例DVDの参観と研究協議を実施し、各教科等における言語活動の充実に向けた取組を行った。また、平成30年8月の高等学校教育課程講習会では、新高等学校学習指導要領の内容について伝達講習を行った。

学習評価について

1 学習評価の改善に関する内容

① 学習評価の意義・目的

- 生徒の学習状況を検証し、結果の面から教育水準の維持向上を保障する機能。
- 学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すこと、個に応じた指導の充実を図ること、学校における教育活動を組織として改善すること。

② 学習評価の改善に係る基本的な考え

- 学習指導要領に示す目標に照らしてその実現状況を評価する目標に準拠した評価を着実に実施すること。
- 新しい学習指導要領の趣旨や改善事項等を学習評価において適切に反映すること。
- 学校や設置者の創意工夫を一層生かすこと。(現場主義を重視した学習評価の推進)

③ 効果的・効率的な学習評価の推進について

- 学習評価を、学習指導の改善や学校における教育課程全体の改善に向けた取組と効果的に結び付け、学習指導に係るPDCAサイクルの中で適切に実施する。
- 学習評価の妥当性、信頼性等を高め、組織的・計画的に学習評価に取り組む。
- 教師の負担感の軽減のため、国等が示す資料を参考にしつつ評価規準や評価方法の一層の共有や教師の力量等の向上を図る。

(平成22年5月 文部科学省「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」(※1)、平成22年3月 中央教育審議会「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」に基づき整理)

2 評価の観点の設定

(1) 学習指導要領を踏まえた評価の観点に関する考え方

「関心・意欲・態度」

学校教育法及び学習指導要領の改正等により、主体的に学習に取り組む態度が学力の3つの要素の1つとして示されている。他の観点の資質や能力の定着に関係する重要な要素でもあり、引き続き大切な観点。他の観点同様、目標に照らして「**おおむね満足できる**」状況にあるかどうかの評価を中心とする。

「思考・判断・表現」

従来の「思考・判断」に「表現」を加えて示し、この観点に係る学習評価を言語活動を中心とした表現に係る活動や生徒の作品等と一体的に行うことを明確化。

「技能」

各教科において習得すべき技能を生徒が身に付けているかどうかを評価。基本的には、これまで「技能・表現」で評価している内容は引き続き「技能」で評価することが適当。(例：算数・数学の式やグラフに表すことなど)

「知識・理解」

各教科において習得すべき知識や重要な概念等を生徒が理解しているかどうかを評価。従来の「知識・理解」の趣旨を踏まえた評価を行うことが重要。

(2) 各教科における評価の観点に関する考え方

上記の整理を基本としつつ教科の特性に応じて観点を設定。

各教科の観点については、国立教育政策研究所教育課程研究センターの資料を参照。

3 目標に準拠した評価の着実な実施について

(1) 目標に準拠した評価の着実な実施において必要なこと

一人一人の学習状況をきめ細かに把握し、学習状況に応じた指導の改善を行うことができるようにする(指導と評価の一体化)ためには、次の点が重要となる。

- ◇ 各教科の目標だけでなく、単元や内容項目レベルの指導の目標が整理され、明確になっていること。
- ◇ 生徒の学習状況において、どのような状態が学習指導のねらいが実現された状態であるか具体的に想定していること。

(2) 評価規準の適切な活用

目標に準拠した評価が観点別学習状況の評価として効果的に行われるよう、国立教育政策研究所教育課程研究センターで作成した資料等を参考にして、各学校において評価規準を設定する。評価規準を設定することで、生徒の学習状況の判断が教師の経験や主観に偏らない信頼性の高いものになる。

評価規準

学習指導要領の教科・科目の目標に基づいて定めた学習指導の目標を生徒が実現した状況を、評価の観点別に具体的に示したもの。

(3) 各学校における評価規準の設定に際しての参考事項

各教科における評価規準に盛り込むべき事項及び評価規準の設定例（※2参照）

各教科における評価規準に盛り込むべき事項とは・・・

学習指導要領の各教科の目標及び内容の記述をもとに、学習評価及び指導要録の改善通知（※1）で示されている各教科の評価の観点及び趣旨を踏まえて作成したもの。

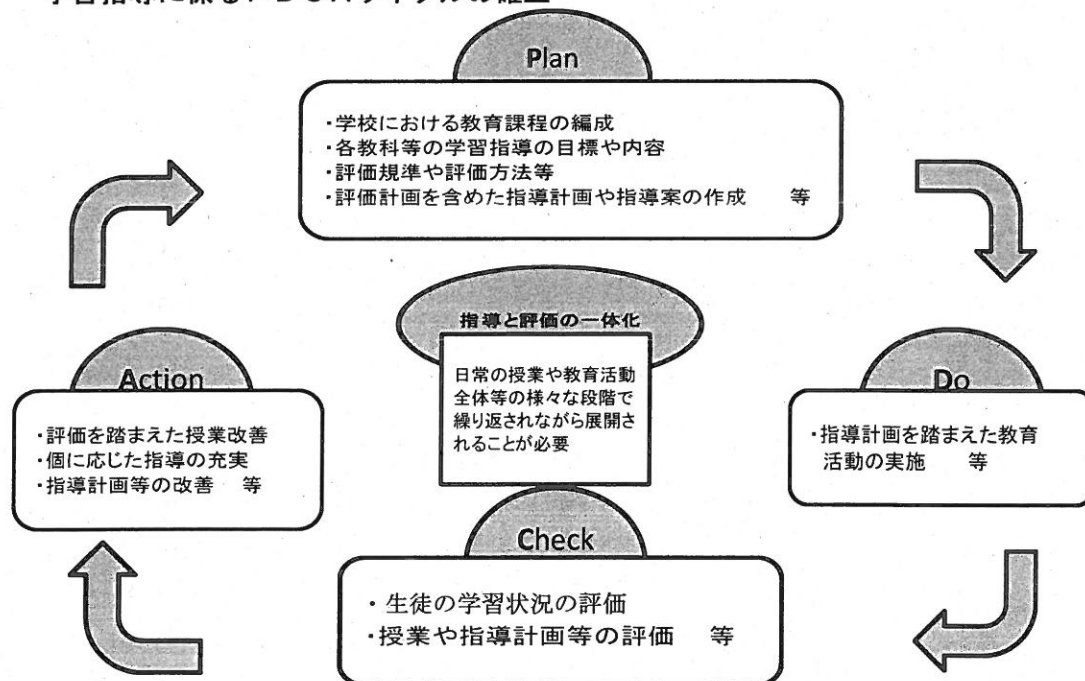
評価規準の設定例とは・・・

各学校において単元や題材ごとの評価規準や学習活動に即した評価規準を設定する際に参考となるよう「評価規準に盛り込むべき事項」をより具体化したもの。

評価規準に盛り込むべき事項及び評価規準の設定例は、評価の観点別に「おおむね満足できる」状況を示すものである。

4 学習評価を踏まえた教育活動の改善

(1) 学習指導に係るPDCAサイクルの確立



学習評価を通じて、教師が授業の中で生徒の反応を見ながら学習指導の在り方を見直したり、一連の授業の中で個に応じた指導を図る時間を設けたりすることや、学校における教育活動を組織として改善したりしていくこと等が求められる。また、このような学習指導に係るPDCAサイクルは、学校評価全体の枠組みの中で適切に位置付けられ、実施されることが必要である。

(2) 学校の創意工夫を生かす学習評価の推進

学習評価について、各学校における教育の目標や学習指導に当たって重点を置いている事項を、評価規準の作成等に生かすなどして、教育課程や学習指導の改善に結び付けるなど、学校の創意工夫を一層生かしていく方向で改善を図っていくことが求められる。

5 評価方法等の工夫・改善

観点別学習状況の評価を円滑に実施するに当たっては、適切な評価時期を設定することや学習指導の目標に沿った学習評価を行うこと等が重要である。

(1) 評価方法の工夫改善

各教科の学習活動の特質、評価の観点や評価規準、評価の場面や生徒の発達段階に応じて、観察、対話、ノート、ワークシート、学習カード、作品、レポート、ペーパーテスト、質問紙、面接などの様々な評価方法の中から、その場面における生徒の学習の状況を的確に評価できる方法を選択していくことが必要である。

評価を適切に行うという点のみでいえば、できるだけ多様な評価を行い、多くの情報を得ることが重要であるが、他方、このことにより評価に迫られてしまえば、十分に指導ができなくなるおそれがある。生徒の学習状況を適切に評価し、その評価を指導に生かす点に留意し、教師が指導の過程や評価方法を見直して、より効果的な指導が行えるよう指導の在り方について工夫改善を図っていくことが重要である。

(2) 評価時期の工夫

授業改善のための評価は日常的に行われることが重要である。一方で、指導後の生徒の状況を記録するための評価を行う際には、単元等ある程度長い区切りの中で適切に設定した時期において「おおむね満足できる」状況等にあるかどうかを評価することが求められている。

「関心・意欲・態度」については、表面的な状況のみに着目することにならないよう留意するとともに、教科の特性や学習指導の内容等も踏まえつつ、ある程度長い区切りの中で適切な頻度で「おおむね満足できる」状況等にあるかどうかを評価するなどの工夫を行うことも重要である。

なお、各学校で年間指導計画を検討する際、それぞれの単元（題材）において、観点別学習状況の評価に係る最適な時期や方法を観点ごとに整理することが重要である。これにより、評価すべき点を見落とししていないかを確認するだけでなく、必要以上に評価機会を設けて評価資料の収集・分析に多大な時間を要するような事態を防ぐことができ、各学校において効果的・効率的な学習評価を行うことにつながると考えられる。

(3) 学習指導の目標と学習活動の関係

各教科において、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図る学習活動と思考力、判断力、表現力等の育成を図る学習活動は相互に関連し合っており、はっきりと分類されるものではない。たとえば、同様の学習活動であっても、教師の指導のねらいに応じ、「知識・理解」や「技能」の評価に用いられることも、「思考・判断・表現」の評価に用いられることもあると考えられる。また、学習指導の目標に照らして実現状況を評価するという目標に準拠した評価の趣旨に沿って、学習活動を通じて生徒に身に付けさせようとしている資質や能力を明確にした上で、それに照らして学習評価を行うことが重要である。

(4) 効果的・効率的な学習評価の推進

学校や設置者においては、国等が示す評価に関する資料を参考にしつつ、評価規準や評価方法の一層の共有や教師の力量の向上等を図り、学習評価の妥当性、信頼性を高めるとともに、教師の負担感を軽減するための組織的・計画的な学習評価の推進が重要である。

□参考資料□

(※1)

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成22年5月11日 文部科学省初等中等教育局長）

(※2) 国立教育政策研究所教育課程研究センター

○ 評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料

(高等学校 「共通教科」) 平成24年7月

(高等学校 「専門教科」) 平成25年3月

○ 総合的な学習の時間における評価方法等の工夫改善のための参考資料(高等学校) 平成24年7月

掲載先：<http://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidouairyoku.html>

国語

国語を適切に表現し的確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力を伸ばし、心情を豊かにし、言語感覚を磨き、言語文化に対する関心を深め、国語を尊重してその向上を図る態度を育てる。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 教科及び科目の目標、生徒の実態等を踏まえた指導計画を作成する。	(1) 指導計画の作成に当たっては、教科・科目の目標を的確に把握し、小・中学校との系統性にも配慮しながら、各学校の生徒の実態、特性等に応じた適切な指導計画を作成する。 (2) 国語科の目標に示された各項目は、相互に有機的に関連しあうものであることに十分留意し、言語活動をより充実させるなど、効果的な指導がなされるよう配慮する。 (3) 「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」、「C読むこと」及び「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」の密接な関連を図り、社会人として必要な国語の能力の基礎を確実に身に付けさせる。
2 「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」、「C読むこと」の3領域をバランスよく指導し、総合的な言語能力の育成を図る。	(1) 「A話すこと・聞くこと」の指導に当たっては、自分の考えについて根拠を明確にして述べたり、目的や場に応じて表現の仕方を工夫したりするとともに、互いに批評し合うなどして、ものの見方、感じ方、考え方を豊かにすることを重視する。 (2) 「B書くこと」の指導に当たっては、目的に応じて題材を選び、論拠に基づいて自分の考えを文章にまとめるとともに、優れた表現に接したり、自己評価や相互評価を行ったりすることを通して、ものの見方、感じ方、考え方を豊かにすることを重視する。 (3) 「C読むこと」の指導に当たっては、文章の内容を叙述に即して的確に読み取ったり、文章に描かれた人物、情景、心情等を表現に即して読み味わったりすることを通して、書き手の意図に触れるとともに、幅広く本や文章を読むことにより、ものの見方、感じ方、考え方を豊かにすることを重視する。 (4) 計画的に学校図書館を利用させ、読書活動を積極的に推進し、幅広い読書を日常生活に根付かせる。
3 言語活動の充実を図る。	(1) 思考力・判断力・表現力等を育むことに資するよう、言語活動を通して指導事項について指導するという枠組みを再確認し、指導事項にふさわしい言語活動を取り入れ、充実させることで、授業を改善する。 (2) 言語に関する能力を育む教科として、言語活動を行う能力を培い、各教科の目標の達成に資する。
4 目標を明確にし、指導と評価の一体化を図る。	(1) 評価に当たっては、「関心・意欲・態度」「話す・聞く能力」「書く能力」「読む能力」「知識・理解」の5つの観点に基づいて評価する。 (2) 目標を明確にした上で、教育活動の特質や評価の目的に応じ、評価方法、評価の場面や時期などについて適切に工夫して生徒の成長の状況を総合的に評価し、学習指導の改善に生かす。

地理歴史

我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色についての理解と認識を深め、国際社会に主体的に生き平和で民主的な国家・社会を形成する日本国民として必要な自覚と資質を養う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 指導計画の改善及び充実を図る。	(1) 地理歴史科の全体の目標と各科目の目標、内容を的確に把握し、科目間や公民科をはじめとする他教科との関連を図るとともに、地域や学校の実態と生徒の能力、適性、進路等を考慮した指導計画の作成に努める。 (2) 小・中学校の学習内容との関連に留意し、歴史的思考力や地理的な見方や考え方が育成されるよう指導計画の作成に努める。 (3) 単元や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、科目の特質に応じた見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動の充実を図る。
2 指導内容の精選及び構造化を図る。	(1) 生徒の実態を踏まえるとともに、各科目の特性に応じて、基礎的・基本的な内容を重点化し、生徒の学習効果が上がるよう教材の構造化を図る。 (2) 生徒の思考過程を重視した学習をより有効に進めるため、適切な資料の作成、準備について工夫する。
3 学習指導法の研究と授業の充実を図る。	(1) 生徒の能力、適性、進路等が多様化していることを踏まえ、指導の個別化、学習の個性化の観点から、生徒自ら学ぶ意欲を高める指導法を工夫し、その実践に努める。 (2) 各科目において課題を探究する学習等を充実させることにより、生徒の理解や思考が一層深まり、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう授業改善に努める。 (3) 写真、図版、統計等の資料を活用し、生徒の思考力を高める指導法を工夫するとともに、生徒自らが的確に表現する力を育成するため、論述、討論等の言語活動の充実を図る。
4 指導と評価の一体化を図る。	(1) 評価に当たっては、「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「資料活用の技能」「知識・理解」の4つの観点を重視する。 (2) 学習活動の内容や評価の目的に応じ、評価規準、評価方法、評価の時期や場面などについて工夫するとともに評価の結果を学習指導の改善に生かすように努める。
5 必修科目と選択科目の関連を図る。	(1) 生徒が主体的に科目選択ができるように配慮するとともに、必修科目と選択科目、及び選択科目相互の有機的関連を一層図るよう研究を深める。 (2) 各科目とも、生徒の実態を踏まえ、身近で具体的な事象を教材化して、思考力や判断力及び資料活用の技能を養う。

公 民

広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 指導計画の改善及び充実を図る。	(1) 公民科の全体の目標と各科目の目標、内容を的確に把握し、科目間や地理歴史科をはじめとする他教科との関連を図るとともに、地域や学校の実態と生徒の能力、適性、進路等を考慮した指導計画の作成に努める。 (2) 小・中学校の学習内容との関連に十分留意し、現代社会について理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方に対する自覚を育て、生徒一人一人が主体的に生きるための能力や態度が育成されるような指導計画の作成に努める。 (3) 単元や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、科目の特質に応じた見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動の充実を図る。
2 指導内容の精選及び構造化を図る。	(1) 生徒の実態を踏まえ、基礎的・基本的な内容を精選し、生徒の学習効果が上がるよう教材の構造化を図る。 (2) 生徒の思考過程を重視した学習をより有効に進めるため、適切な資料の作成、準備について工夫する。
3 学習指導法の研究と授業の充実を図る。	(1) 生徒の能力、適性、進路等が多様化していることを踏まえ、指導の個別化、学習の個性化の観点から、生徒が自ら学ぶ意欲を高める指導法を工夫し、その実践に努める。 (2) 各科目において課題を探究する学習等を充実させることにより、生徒の理解や思考が一層深まり、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう授業改善に努める。 (3) 写真、図版、統計等の資料を活用し、生徒の思考力を高める指導法を工夫するとともに、生徒自らが的確に表現する力を育成するため、論述、討論等の言語活動の充実を図る。
4 指導と評価の一体化を図る。	(1) 評価に当たっては、「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「資料活用の技能」「知識・理解」の4つの観点を重視する。 (2) 学習活動の内容や評価の目的に応じ、評価規準、評価方法、評価の時期や場面などについて工夫するとともに評価の結果を学習指導の改善に生かすように努める。
5 科目間の関連を図る。	(1) 生徒が主体的に科目選択ができるように配慮するとともに、科目相互の有機的関連を一層図るよう研究を深める。 (2) 各科目とも、生徒の実態を踏まえ、身近で具体的な事象を教材化して、思考力や判断力及び資料活用の技能を養う。

数 学

数学的活動を通して、数学における基本的な概念や原理・法則の体系的な理解を深め、事象を数学的に考察し表現する能力を高め、創造性の基礎を培うとともに、数学のよさを認識し、それらを積極的に活用して数学的論拠に基づいて判断する態度を育てる。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 生徒の実態を踏まえた具体的な指導計画の作成に努める。	(1) 3年間を通して身に付けさせたい内容を明確にするとともに、中学校までの学習内容や各科目との関連を考慮し、学習内容の系統性・関連性に配慮した指導計画の作成に努める。 (2) 生徒の実態に応じて教材を精選し、学習内容の焦点化を図る。 (3) 生徒一人一人の能力や進路希望等に応じ、指導の充実を図る。
2 主体的に問題を解決する態度を養うことができるよう、指導方法の工夫と改善に努める。	(1) 数学を学習する意義や必要性を実感できる授業となるよう工夫し、数学への興味・関心を持たせ、学習への意欲を高める。 (2) 数学的活動の一層の充実を図る。 ① 生徒の誤りや疑問を取り上げ、生徒が互いに学び合う場면을効果的に取り入れる。 ② 生徒に学習の目的を感じ取らせ主体的な学習にすることに留意する。 ③ 日々の授業において、生徒自身が授業を振り返り、自分の理解を確認する時間を設ける。 (3) 学習活動にICTを活用することにより、学習の効果を高める。 (4) 教科会を充実させるとともに、教科内の連携を図り、指導方法の工夫と改善に努める。
3 言語活動の充実を図る。	(1) 自らの考えを数学的に表現して説明したり、議論したりすることを重視する。 (2) 数学的に表現されたものについて話し合い、解釈するような学習活動の充実を図る。
4 評価の工夫と改善に努め、指導と評価の一体化を図る。	(1) 目標に準拠した評価と観点別評価の考え方及び評価の総括について一層理解を深めるとともに、4つの観点に基づき、指導と評価の一体化を図る。 (2) 評価を授業に生かす工夫をし、授業の改善に努める。 (3) 評価の方法・場面・時期などを工夫することにより、生徒のよさや可能性を見いだし自己実現に役立つ評価となるよう努める。

理 科

自然の事物・現象に対する関心や探究心を高め、目的意識をもって観察、実験などを行い、科学的に探究する能力と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を深め、科学的な自然観を育成する。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 生徒の実態等に応じて指導計画を作成する。	指導計画の作成に当たっては、次の点に配慮する。 (1) 目的を明確に把握し、見通しをもって観察・実験などを主体的に行い、自然の事物・現象に対する興味・関心や探究心を高め、科学的に探究する能力と態度を育成する。 (2) 科学の基本的な概念や原理・法則を理解させ、体系化された知識に基づいて、自然の事物・現象を分析的、総合的に考察する能力を養い、科学的な自然観を育成する。 (3) 各科目の指導内容については、中学校理科との関連を十分考慮するとともに、他の科目の内容との関連に留意する。 (4) 生徒の特性、進路等に応じて、適切な科目の履修ができるよう配慮する。 (5) 生徒の実感を伴った理解を図るために、大学や研究機関、博物館等と連携、協力を図る。 (6) 観察、実験などの結果を分析し解釈して自らの考えを導き出し、それらを表現する学習活動の充実を図るために、言語活動をどの場面で行うか等を、指導計画に明確に位置付ける。 (7) 生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度の育成を図るとともに、環境問題や科学技術の進歩と人間生活にかかわる内容等については、科学的な根拠に基づいて考察させるように努める。 (8) 情報の収集・検索、計測・制御、結果の集計・処理などにおいて、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を積極的に行う。 (9) 科学技術が、日常生活や社会を豊かにしていることや安全性の向上に役立っていることを実感させるように努める。
2 評価の工夫と改善に努め、指導と評価の一体化を図る。	(1) 学習評価の在り方を見直すとともに、個に応じた指導の充実を図る。 (2) 学習指導要領を踏まえ「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「観察・実験の技能」「知識・理解」に基づく適切な観点を設定し、目標に準拠した観点別学習状況の評価などを着実にを行い、生徒一人一人の学習の定着を図る。
3 薬品の管理や観察、実験中の事故防止について、適切な措置を講ずる。	(1) 器具、薬品等の管理については、関連する法規等に従い、事故防止について十分留意するとともに、使用薬品の管理及び廃棄について適切な措置を講ずる。 (2) 事故防止の観点から、観察、実験においては、生徒に基本操作や正しい器具の扱い方などを習熟させるとともに、適切な服装等について指導する。 (3) 緊急事態の発生に備えて、連絡先、負傷者への応急処置、病院への連絡や他の生徒に対する指導等について準備する。

保健体育

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 各種運動の特性に応じた技能等及び社会生活における健康・安全について理解するとともに、技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自他や社会の課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 生涯にわたって継続して運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を養う。

指導の重点	努 力 事 項
1 指導計画	(1) 単元など内容や時間のまとまりを見通し、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにする。その際、体育や保健の見方・考え方を働かせながら、運動や健康についての自他や社会の課題を発見し、その合理的、計画的な解決のための活動の充実につとめる。 (2) 体力の測定については、計画的に実施し、運動の指導及び体力の向上にむけ、具体的な解決策を盛り込んだ体力向上推進計画を作成し、適切な実施と改善に努める。 (3) 体育では、その内容の習熟を図ることができるよう、各領域に適切な授業時数を配当する。
2 指導方法の工夫・改善	〔体 育〕 (1) 生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質・能力を育成することができるよう、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の育成を重視し、目標及び内容の構造の見直しに努める。 (2) 「カリキュラム・マネジメント」の実現及び「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進する観点から発達段階のまとまりを踏まえ、指導内容の系統性を改めて整理し、各領域で身につけさせたい指導内容の一層の充実を努める。 (3) 運動やスポーツとの多様な関わり方を重視する観点から、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を卒業後も社会で実践することができるよう、共生の視点を重視して指導内容の充実に努める。 (4) 運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜び体力の向上に果たす役割の観点から捉え、自己の適性等に応じた「する・みる・支える・知る」の多様な関わり方と関連付けることに努める。 〔保 健〕 (1) 生涯にわたって健康を保持増進する資質能力を育成することができるよう、知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」に対応した目標内容の改善に努める。 (2) 生徒の思考力・判断力等を育成するため、知識を活用する学習活動や実習、実験及び課題学習などを取り入れるとともに、地域や学校の実情に応じて養護教諭や栄養教諭、学校栄養職員など専門性を有する教職員等の参加・協力を推進する。 (3) 心と体を一体的にとらえ、「保健」と「体育」の一層の関連を図った指導等の改善に努める。 (4) 個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連づける。
3 学習評価	(1) 移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に現行高等学校学習指導要領の下の評価基準等に基づき、学習評価を行う。

芸 術

芸術の幅広い活動を通して、生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、芸術の諸能力を伸ばし、芸術文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 生徒の個性を生かした創造的な活動を行い、生涯にわたって芸術を愛好する心情を育て、芸術文化についての理解を一層深め尊重する態度を養う。	(1) 単元・題材の指導計画及び授業について、指導目標及び評価の観点を明確にするとともに学習構造の把握に基づいた指導と評価を行う。 (2) 生徒一人一人が創造的な活動を主体的に展開できるよう、指導過程や学習形態について工夫改善を行う。 (3) 学習指導要領改訂のポイントについて一層研究を深める。 音楽 ・ 様々な要素が関連し合い音楽が形づくられていることに留意しながら、学習の対象となる要素の明確化を図る。 ・ 音楽の学習に即した言語活動の更なる充実を図る。 ・ 知的財産権の配慮に関する指導。 美術 ・ 「A表現」の指導事項を「発想や構想の能力」と「創造的な技能」に分けて整理。 ・ 「B鑑賞」における適切かつ十分な授業時数と言語活動の充実を図る。 工芸 ・ 「A表現」の指導事項を「身近な生活と工芸」と「社会と工芸」により再構成。 書道 ・ 総合的な書についての理解が深められるよう「書道Ⅰ」においては、「A表現」の三分野をすべて学習する。 ・ 「B鑑賞」における言語活動の充実を図る。
2 生徒の学習ニーズ等に応じた教育課程や各科目の年間指導計画の改善に努めるとともに、学習指導要領の趣旨を生かした年間指導計画の研究に努める。	(1) 生徒の進路希望や興味・関心などの学習ニーズに対応した多様な選択科目の弾力的な開設について配慮する。 (2) 生徒の実態及び小・中学校における指導内容との接続や系統性に配慮した年間指導計画を作成する。特に「書道」については、中学校国語科の書写からの円滑な接続を図る。 (3) 生涯にわたって多様な芸術文化に親しむ生徒を育てる観点から、表現活動との関連を図りつつ鑑賞活動の一層の充実に努める。特に我が国の伝統音楽を含めた音楽文化、我が国の美術や文化、書の文化について学習を重視する。
3 評価方法の工夫・改善に努め、指導と評価の一体化を図る。	(1) 各教科の特性に応じた評価の観点及びその主旨を踏まえ、適切な評価規準を設定する。 音楽：「音楽への関心・意欲・態度」「音楽表現の創意工夫」「音楽表現の技能」、「鑑賞の能力」 美術・工芸：「美術（工芸）への関心・意欲・態度」「発想や構想の能力」「創造的な技能」「鑑賞の能力」 書道：「書への関心・意欲・態度」「書表現の構想と工夫」「創造的な書表現の技能」「鑑賞の能力」 (2) 生徒一人一人の主体的な学習活動の展開を支援するとともに授業の改善に生きる評価の在り方と実際について研究を進める。また、自己評価や相互評価を効果的に生かす工夫に努める。

外国語（英語）

外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力を養う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 各科目の特性に応じて、生徒に身に付けさせたい能力を明確にして、年間、学期又は単元ごとの指導計画を作成する。	(1) 各科目について相互の関連を図り、発展的、系統的な指導ができるようにする。 (2) 各科目の指導内容については、各事項のまとめ方及び重点の置き方に適切な工夫を加えて、効果的な指導ができるようにする。 (3) 学校や生徒の実態等に応じて義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を行うことで、高等学校段階の学習に円滑に接続できるようにする。 (4) 学習到達目標をCAN-DOリストの形で設定・公表し、達成状況を把握することにより、指導と評価、授業の改善を図る。 (5) 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動を重視する。
2 4技能を統合的に活用できるコミュニケーション能力を育成する言語活動を充実する。	(1) 「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」及び「書くこと」の4技能の総合的な指導を通して、これらの4技能を統合的に活用できるコミュニケーション能力を育成する言語活動を充実する。（知識・技能を活用して思考力・判断力・表現力等を育成するための有効な手立てとして、言語活動を充実する。） (2) 生徒が英語に触れる機会を充実するとともに、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、授業は英語で行うことを基本とする。 (3) コミュニケーション能力を養うために、生徒が実際に情報や考えなどの受け手や送り手となってコミュニケーションを行う活動を充実する。その際、言語の使用場面や言語の働きを適切に組み合わせることにより、各言語活動が効果的なものとなるように留意する。 (4) 文法については、コミュニケーションを支えるものであることを踏まえ、当該文法を実際に用いて言語活動を行うことによって、文法をコミュニケーションに活用することができるようにするための指導を行う。 (5) 指導すべき語数が充実したことを踏まえ、コミュニケーションを内容的に充実したものとする。 (6) 各科目の指導に当たっては、指導方法や指導体制を工夫し、ペアワーク、グループワーク等を適宜取り入れたり、視聴覚教材やコンピュータ、情報通信ネットワーク等を適宜指導に生かしたりするとともに、外国語指導助手（ALT）とのチーム・ティーチングを効果的に活用する。
3 評価方法の工夫・改善に努め、指導と評価の一体化を図る。	(1) 評価に当たっては、「コミュニケーションへの関心・意欲・態度」「外国語表現の能力」「外国語理解の能力」「言語や文化についての知識・理解」の4つの観点を重視する。 (2) 教育活動の特質や評価の目的に応じ、評価方法、評価の場面や時期などについて適切に工夫し、生徒の学習状況を総合的に評価するとともに、学習指導の改善に生かす。

家 庭

共通教科「家庭」では、人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる。

専門教科「家庭」では、家庭の生活にかかわる産業に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、生活産業の社会的な意義や役割を理解させるとともに、生活産業を取り巻く諸課題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し、生活の質の向上と社会の発達を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 学科や教科及び科目の目標、生徒の実態等を踏まえた指導計画を作成する。	(1) 教科・科目の目標を的確に把握し、各学校の生徒の実態や特性等に応じた適切な指導計画を作成する。 (2) 共通教科「家庭」においては、小学校家庭科、中学校技術・家庭科の学習内容を踏まえるとともに、学習指導要領に示される各項目間の関連を図り、系統的な学習ができるよう、指導計画を作成する。 (3) 普通科等においては、生徒の進路等を考慮し、適切な科目を選択する。 (4) 家庭に関する学科においては、生活産業に従事するスペシャリストを育成する視点から、就業体験などを取り入れた指導計画を作成する。
2 家庭や地域の生活及び生活産業と関連付け、実践的・体験的な学習活動や問題解決的な学習を充実する。	(1) 共通教科では生活を創造する主体として、専門教科では生活産業に従事する者として、必要な基礎的・基本的な知識と技術を、実践的・体験的な学習を通して定着させるよう努める。 (2) 習得した知識と技術を活用し、生活や生活産業にかかわる問題を主体的、合理的に解決できるよう、指導方法を工夫する。 (3) ホームプロジェクトや学校家庭クラブ活動においては、自己の家庭生活や地域の生活と関連付けて生活上の課題を設定し、解決方法を考え、計画を立てて実践することを通して生活を科学的に探究する方法や問題解決の能力を身に付けるよう指導する。
3 言語活動の充実を図る。	(1) グループで生活上の課題解決を目指す活動を行う等言語活動を工夫することにより、思考力・判断力・表現力が身が付きよう指導する。
4 評価方法の工夫と改善に努め、指導と評価の一体化を図る。	(1) 「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「技能」「知識・理解」の4つの観点に基づいた評価の考え方について理解を深める。 (2) 目標の実現状況を的確に把握し、生徒の学習指導の改善に生かす評価を実践する。
5 事故や食中毒防止のため、安全管理や衛生管理を徹底する。	(1) 実習室などの安全管理や衛生管理を徹底するとともに、学習環境の整備に努める。 (2) 器具や材料の安全で衛生的な管理と取扱いについての指導を徹底し、事故や食中毒を防止する。

情 報

情報及び情報技術を活用するための知識と技能を習得させ、情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解させ、情報社会に主体的に参画するための資質・能力を育てる。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 学校や生徒の実態等に応じて指導計画を作成する。	(1) 中学校での学習内容や生徒の情報機器の活用スキルを踏まえ、他の各教科・科目等の学習において情報活用能力を生かし高めることができるよう、他の各教科・科目等との連携を図りながら指導計画を作成する。 (2) 座学とのバランスを考慮して、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用した実習を適正な時間確保する。 (3) 適切な学習單元において、コンピュータに意図した処理を行わせるための論理的な思考と性能をより改善するための工夫を考えさせる学習場面を設定する。 (4) 情報機器を活用した学習を行うに当たっては、適切な作業環境と望ましい習慣で情報機器を活用させる。
2 「情報活用能力」を育成するために、指導方法を工夫・改善する。	(1) 情報教育の目標の3つの観点である「情報活用の実践力」、「情報の科学的な理解」、「情報社会に参画する態度」を相互に関連付けて、バランスよく育てることができるようにする。 (2) 官庁等のオープンデータを活用するなどして、情報技術の適切かつ効果的な処理により、種々の事象の中から問題を発見できる力を育成する。
3 情報モラルの育成を図る。	(1) 内容の全体を通し、SNSの急速な普及によるトラブルを例示するなどして、知的財産及び個人情報の保護などの観点で情報モラルの育成を図る。 (2) 何々してはいけないという対処的なルールを身に付けさせるだけでなく、それらのルールの意味を正しく理解させ、新たな場面でも正しい行動がとれるような考え方と態度を身に付けさせる。
4 言語活動の充実を図る。	(1) 生徒が主体的に考え、討議し、発表し合う学習活動を取り入れ、言語活動の充実を図り、新たな情報を創り出したり、分かりやすく情報を表現したり、正しく伝達したり、他者と共同して問題を適切に解決する学習活動を充実する。
5 評価方法の工夫・改善に努め、指導方法の改善及び指導と評価の一体化を図る。	(1) 目標に準拠した評価及び「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「技能」「知識・理解」の4つの観点に基づいた評価を行う。 (2) 絶えず指導の成果を検証し、指導方法の改善に努めるとともに、生徒一人一人の変容を的確に把握して、適切な評価ができるように工夫する。

農 業

農業の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、農業の社会的な意義や役割について理解させるとともに、農業に関する諸課題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し、持続的かつ安定的な農業と社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 各科目の目標をとらえ、学校や生徒の実態に即した指導計画を作成する。	(1) 科目「農業と環境」における栽培や飼育、環境の調査など体験的、継続的な学習活動を通して、農業生物の成長や環境創造の喜びを体験させ、農業への興味・関心を高める指導を行う。 (2) 実験・実習などの実践的・体験的な学習を十分に確保し、GAP等、新たな農業分野のニーズへの対応を図りながら、農業及び農業関連産業を志向するよう指導計画を工夫する。 (3) 地域や産業界との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、外部人材の積極的な活用に努め、職業意識を育成する。
2 基礎・基本の確実な定着を図るとともに、言語活動を充実させコミュニケーション能力や課題解決能力を育成するための指導方法を工夫・改善する。	(1) 個に応じた指導や「わかる授業」の実践に心がけ、基礎的・基本的な知識及び技能の定着を図る。 (2) 生徒の実態を考慮し、特別な配慮が必要な場合には、基礎的・基本的な事項が確実に身に付くよう内容を精選するとともに、実験・実習など指導の工夫をこらす。 (3) 実験・実習を通して、自ら学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力などを育むよう指導法の改善に努める。 (4) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の積極的かつ効果的な活用を図り、学習効果を高める。 (5) プロジェクト学習を積極的に取り入れ、学習の過程を通して、課題解決型学習の面白さを実感させる。 (6) 課題解決能力や創造性を養う観点から、科目「課題研究」についての研究を積極的に行い、成果について発表する機会を設けるなど言語活動の充実に努める。 (7) 学校農業クラブの位置付けを明確にし、活動の活性化を図るための指導の工夫・改善を行い、活動の充実に努める。 (8) 農業学習の場としての学校農場の位置付けを明確にし、その機能を十分に生かすことのできる運営に努める。 (9) 環境・エネルギーに関する内容や食の安全等への対応に関する内容を充実させ、倫理観の育成に努める。 (10) 教育活動全体を通じて、人間としての在り方生き方に関する教育が一層具体的に展開されるよう努める。
3 評価方法の工夫と改善に努め、指導と評価の一体化を図る。	(1) 目標に準拠した評価及び「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「技能」「知識・理解」の4つの観点に基づいた評価を行う。 (2) 絶えず指導の成果を検証し、個々の生徒の変容を的確に把握した指導方法及び効果的な評価方法の工夫を行う。

工 業

工業の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、現代社会における工業の意義や役割を理解させるとともに、環境及びエネルギーに配慮しつつ、工業技術の諸問題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し、工業と社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 将来の専門性の基礎・基本の徹底を図るため、実験・実習等の実際的・体験的な学習を重視して指導計画を作成する。	(1) 実験・実習の内容の精選とシステム化を図り、将来の専門性の基礎的・基本的な知識と技術を実際的・体験的学習をとおして習得できるように指導計画を作成する。 (2) 生徒の進路希望等に応じて選択制・類型を導入するなど、特色ある多様な教育課程の編成に努める。 (3) 問題解決能力、実践力、創造力などを養うため、課題解決型学習を教育課程の中に位置付けるとともに、学科の特性に応じた資格取得を推進できるように配慮する。 (4) 施設・設備の整備を行い、その有効利用を図るとともに、安全教育や環境問題に関する教育の徹底にも努める。
2 主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決する能力を身に付けることができるように、指導方法を工夫・改善する。	(1) 工業の基礎的な技能・技術を総合的な実験・実習により体験させ、興味・関心を喚起し、工業の意義や役割を理解させるように努める。 (2) 具体的な事象をとおして学習させ、工業各科の専門教育に必要とされる数理的な処理能力の育成に努める。 (3) 校内研修を中心として、組織的・継続的に研究実践を進め、教師の専門性と指導力の向上に努める。 (4) 多様化した生徒の能力や適性の伸長を図るために、学習の個別化に努める。
3 思考力、判断力、表現力等の育成を図るため、言語活動の充実を図る。	(1) 各科目の教育内容や生徒の発達段階等に応じて、言語活動を適切に位置づける。 (2) 各科目において、自ら考え、課題を探究し解決する実践的な態度を育成するため、討論、予測、比較・検討、討議などの学習活動の充実を図る。
4 評価方法の工夫・改善に努め、指導と評価の一体化を図る。	(1) 目標に準拠した評価及び「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「技能」「知識・理解」の4つの観点に基づいた評価を行う。 (2) 絶えず指導の成果を検証し、指導方法の改善に努めるとともに、生徒一人一人の変容を的確に把握して、適切な評価ができるように工夫する。

商 業

商業の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、ビジネスの意義や役割について理解させるとともに、ビジネスの諸活動を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって行い、経済社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 商業に関する基礎的・基本的な知識と技術の確実な習得を目指すとともに、知識と技術を活用する上で必要となる思考力、判断力、表現力等を育成するように努める。	(1) 商業を学ぶ目的や学び方等についてガイダンスし、目的意識の高揚と学習意欲の向上に努める。 (2) 商業に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、経済社会を取り巻く環境の変化や生徒の多様な進路へ対応した指導内容や指導方法を吟味して指導計画を作成する。 (3) 生徒の個性の理解に努め、個に応じた指導方法を確立するとともに、適切な教材の選定や教育機器の活用を図るなど指導方法の改善に努め、個性の伸長を目指した指導計画を作成する。 (4) 生徒の実態や学科の特性等を考慮し、資格取得や競技会への挑戦など、目標をもった意欲的な学習を通して確実な知識と技術の定着を図る。 (5) 商業の科目の内容を確実に身に付けさせるために実験・実習などの体験的な学習を一層重視し、これに充てる授業時数を確保するようにする。
2 実際の・体験的な学習を通して、ビジネスの諸活動を主体的、合理的、かつ倫理観をもって行う態度の育成を図るとともに、言語活動の充実を図り、コミュニケーション能力の育成に努める。	(1) 自ら課題を発見し、解決できる能力や生涯にわたって自発的、創造的に学習に取り組む態度を養う観点から、「課題研究」についての工夫改善に努める。 (2) 「総合実践」が実践的活動による総合的な科目であることを踏まえ、学科の目標が十分達成できる特色ある実践体系づくりを目指す。 (3) キャリア教育を推進するために、地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界の人々と協力を積極的に得るように配慮する。 (4) 言語活動の充実においては、ビジネスの諸活動に関する具体的な事例を取り上げ、考察、討論、発表などを行う学習活動や、ビジネスに関する具体的な課題を設定し、様々な情報を収集・分析・評価し、発表するなどの学習活動を充実する。その際、起業家教育や知的財産教育の視野にも配慮する。 (5) 各分野において、顧客満足実現能力、ビジネス探求能力、会計情報提供・活用能力、情報処理・活用能力の育成に努めるとともに、倫理観、遵法精神、規範意識、責任感、協調性など、ビジネスに必要な豊かな人間性を育むよう配慮する。
3 情報教育の積極的な推進を図る。	(1) 情報セキュリティ及び情報モラルに関する指導の充実を図る。 (2) 情報通信機器の授業への積極的な活用を図り、指導の効果を高めるとともに、商業教育における情報の処理・活用能力を育成するための研究を推進する。
4 評価方法の工夫と改善に努め、指導と評価の一体化を図る。	(1) 目標に準拠した評価及び「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「技能」「知識・理解」の4つの観点に基づいた評価の考え方について一層の理解を深め、適切な評価に努める。 (2) 絶えず生徒一人一人の変容を的確に把握し、指導の成果を検証して指導方法の改善に努め、指導と評価の計画を見直す。

水 産

水産や海洋の各分野における基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、水産業及び海洋関連産業の意義や役割を理解させるとともに、水産や海洋に関する諸課題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し、持続的かつ安定的な水産業及び海洋関連産業と社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 各科目の目標をとらえ、学校や生徒の実態に即した指導計画を作成する。	(1) 科目「水産海洋基礎」における水産や海洋に関する実験、実習、見学及び実習船による体験乗船等の実際の、体験的な学習を通して、水産への興味・関心を高める指導を行う。 (2) 実験・実習の実践的・体験的な学習を十分に確保し、水産及び海洋関連産業を志向するよう指導計画を工夫する。 (3) 地域や産業界との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、外部人材の積極的な活用に努め、職業意識を育成する。 (4) 海洋実習・乗船実習においては、綿密な計画に基づき、緊急事態にも対応できるよう配慮するとともに、指導体制の確立に努める。
2 基礎・基本の確実な定着を図るとともに、言語活動を充実させコミュニケーション能力や課題解決能力を育成するための指導方法を工夫・改善する。	(1) 個に応じた指導や「わかる授業」の実践に心がけ、基礎的・基本的な知識及び技能の定着を図る。 (2) 生徒の実態を考慮し、特別な配慮が必要な場合には、基礎的・基本的な事項が確実に身に付くよう内容を精選するとともに、実験・実習など指導の工夫をこらす。 (3) 実験・実習を通して、自ら学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力などを育むよう指導法の改善に努める。 (4) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の積極的かつ効果的な活用を図り、学習効果を高める。 (5) プロジェクト学習を積極的に取り入れ、学習の過程を通して、課題解決型学習の面白さを実感させる。 (6) 課題解決能力や創造性を養う観点から、科目「課題研究」についての研究を積極的に行い、成果について発表する機会を設けるなど言語活動の充実に努める。 (7) 「海・水産物・船」を素材とした海の総合的な教育の充実に努める。 (8) 環境・エネルギーに関する内容や食の安全等への対応に関する内容を充実させ、倫理観の育成に努める。 (9) 教育活動全体を通じて、人間としての在り方生き方に関する教育が一層具体的に展開されるよう努める。
3 評価方法の工夫と改善に努め、指導と評価の一体化を図る。	(1) 目標に準拠した評価及び「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「技能」「知識・理解」の4つの観点に基づいた評価を行う。 (2) 絶えず指導の成果を検証し、個々の生徒の変容を的確に把握した指導方法及び効果的な評価方法の工夫を行う。

福 祉

社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を総合的、体験的に習得させ、社会福祉の理念と意義を理解させるとともに、社会福祉に関する諸課題を主体的に解決し、社会福祉の増進に寄与する創造的な能力と実践的な態度を育てる。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 地域や学校、生徒の実態を踏まえた教科・科目の目標達成のための指導計画を作成する。	(1) 教科・科目の目標を的確に把握し、各学校の生徒の実態、特性等に応じた適切な指導計画を作成する。 (2) 知識や技術を断片的に学習させるのではなく、社会福祉施設の見学や実験・実習、調査研究及び日常的な実践活動などの実際の・体験的な学習を通して、活用できる知識と技術が総合的に身に付くよう指導計画を作成する。
2 指導方法を工夫し、授業の改善をする。	(1) 社会福祉に関する基礎的、基本的な知識と技術を総合的、体験的に習得させるため、教材研究、授業研究を行い、指導法の確立や教材開発に努める。 (2) 社会福祉関連の職業に従事する者として求められる福祉観や倫理観を高めるため、社会福祉の理念と社会的な意義の理解を深めるよう指導を工夫する。 (3) 福祉社会の一員として生活上の問題に関心をもち、社会福祉に関する課題を解決する能力と態度を育成する授業を工夫する。
3 言語活動の充実を図る。	(1) グループで課題解決を目指す活動を行う等言語活動を工夫することにより、思考力・判断力・表現力が身が付くよう指導する。
4 評価方法の工夫と改善に努め、指導と評価の一体化を図る。	(1) 「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「技能」「知識・理解」の4つの観点に基づいた評価の考え方について理解を深める。 (2) 目標の実現状況を的確に把握し、生徒の学習指導の改善に生かす評価を実践する。

総合的な学習の時間

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにする。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 地域や学校、生徒の実態等に応じ、特色ある指導計画を作成する。	(1) 総合的な学習の時間の趣旨やねらいを踏まえ、「各学校において定める目標」「育てようとする資質や能力及び態度」「各学校において定める内容」「学習活動」「指導方法」「指導体制」「学習の評価」を明確にし、地域や生徒の実態に即して全体計画を作成する。 (2) 作成した全体計画を踏まえ、「教育目標」「生徒の実態」「各教科・科目等との関連」「学年間の関連」等に配慮した年間指導計画や単元計画を作成する。
2 学校の創意工夫を生かした学習活動を展開する。	(1) 教師の専門性と生徒の主体性を生かしながら、「課題の設定」「情報の収集」「整理・分析」「まとめ・表現」などの一連の探究的な学習が展開できるようにする。 (2) 問題の解決や探究活動の過程において、他者と協同して取り組む学習活動が行われるようにする。 (3) 地域の素材や学習環境を積極的に活用し、地域の人々の協力も得ながら全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制の工夫を図る。
3 言語活動を充実させる。	(1) 探究の過程において、言語活動を充実させ、分析し、まとめたり表現したりする学習活動が行われるようにする。 (2) 互いに教え合い学び合う学習活動や、地域の人との意見交換や交流活動における言語活動が円滑に行われるようにする。
4 生徒の主体的な学習を支える評価に努める。	(1) 学んだこと、感じたこと、今後その課題にどのように関わっていくべきか等について生徒が自ら振り返ることができるよう評価を工夫する。 (2) 総合的な学習の時間における育てたい力や取り組む学習活動や内容を、生徒の実態に応じて明確に定め、どのような力が身についたかを適切に評価する。 (3) 活動や学習の過程、報告書や作品、発表や討論などに見られる学習の状況や成果などについて、一人一人のよさや学習に対する意欲や態度、進歩の状況などを踏まえて適切に評価する。

総合的な探究の時間

探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究の過程において、課題の発見と解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究の意義や価値を理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活と自己との関わりから問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 地域や学校、生徒の実態等に応じ、特色ある指導計画を作成する。	(1) 年間や、単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。 (2) 全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、「各学校において定める目標及び内容」「育成を目指す資質・能力」「学習活動」「指導方法」「指導体制」「学習の評価の計画」などを示すこと。
2 学校の創意工夫を生かした学習活動を展開する。	(1) 教師の専門性と生徒の主体性を生かしながら、「課題の設定」「情報の収集」「整理・分析」「まとめ・表現」などの一連の探究的な学習が展開できるようにする。 (2) 問題の解決や探究活動の過程において、他者と協働して取り組む学習活動が行われるようにする。 (3) 地域の素材や学習環境を積極的に活用し、地域の人々の協力も得ながら全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制の工夫を図る。
3 生徒の主体的な学習を支える評価に努める。	(1) 学んだこと、感じたこと、今後その課題にどのように関わっていくべきか等について生徒が自ら振り返ることができるよう評価を工夫する。 (2) 総合的な探究の時間における育てたい資質・能力や取り組む学習活動や内容を、生徒の実態に応じて明確に定め、適切に評価する。 (3) 活動や学習の過程、報告書や作品、発表や討論などに見られる学習の状況や成果などについて、一人一人のよさや学習に対する意欲や態度、進歩の状況などを踏まえて適切に評価する。

特別活動

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 各学校の創意工夫を一層発揮し、開かれた教育活動の充実を図る。 [各 内 容] ○ ホームルーム活動 ○ 生徒会活動 ○ 学校行事	(1) 教育課程の編成に当たっては、学習指導要領に基づき、各学校の創意工夫を生かし入学から卒業までを見通した全体計画と各学年の年間指導計画を作成する。 (2) 学校生活への適応や人間関係の形成、学業や進路等における選択などについては、ガイダンスとカウンセリングの双方の趣旨を踏まえて指導する。 (3) 特別活動の全体を通して、人間としての在り方生き方に関する指導を積極的に推進するとともに、社会とのかかわりを深めるような体験的な活動の場の設定を工夫する。 (1) 生徒がホームルームや学校の生活に適応し、自己や集団生活の向上に主体的に取り組み、社会や集団の一員としての望ましい資質や能力・態度を育ていけるよう指導・援助する。 (2) 生徒が自らの意志と責任に基づいて自己の将来を切り開き、着実に自己実現ができるよう指導・援助する。 (1) 生徒の活動の場や機会を計画的に確保し、異年齢集団による自発的、自治的な活動が活発に行われるよう一層工夫する。 (2) ボランティア活動など地域等における社会貢献や社会参画の活動を重視するとともに、地域の人々との交流を進め、自主的・実践的な態度の育成を図る。 (1) 行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど、特色ある学校行事の創意工夫を行う。 (2) 各行事間の関連を図りながら、生徒が社会の一員としての自覚と責任、共に生きる精神を育むことができるよう工夫する。

道徳教育

人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 生徒の発達段階に対応し、学校の教育活動全体を通じて、道徳教育の目標を達成する指導計画を作成する。	(1) 公民科の「現代社会」及び「倫理」、特別活動を中核的な指導の場面として重視し、道徳教育の目標全体を踏まえた指導計画を作成する。 (2) 総合的な学習の時間や各教科においては、関連する場面において計画的に指導するよう、全体計画に位置づける。
2 人間としての在り方生き方について生徒自ら考え、自覚を深めて自己実現に資するよう指導方法を工夫する。	(1) 生徒に固有な選択基準や判断基準が形成されるよう、様々な体験や思索の機会を通して自らの考えを深める機会を設ける。 (2) 教師の一方的な押し付けや単なる先哲の思想の紹介にとどまることがないように、指導方法を工夫する。 (3) 就業体験やボランティア体験など、体験的な活動を重視する。
3 各教育活動の特質に応じて、道徳性を構成する諸様相である、道徳的心情、道徳的判断力、道徳的实践意欲と態度の育成に努める。	(1) 人間としてのよりよい生き方や善を志向する感情である道徳的心情を養うよう指導する。 (2) それぞれの場面において善悪を判断する能力である道徳的判断力を養うよう指導する。 (3) 道徳的心情や道徳的判断力によって価値があるとされた行動をとろうとする道徳的实践意欲と態度を養うよう指導する。 (4) 道徳的諸様相が全体として密接な関連を持つよう指導を工夫する。 (5) 「ふくしま道徳教育資料集 第Ⅰ集・第Ⅱ集・第Ⅲ集」を活用するなど、指導の充実を図る。
4 道徳教育に関する理解を深め、指導力の向上を図る。	(1) 研修会、協議会等への参加や実践研究を通し、道徳教育への理解を深め、指導力の向上に努める。

生徒指導

生徒指導は一人一人の生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導・援助することであることを踏まえ、生徒の健全な成長を促し、生徒自ら自己実現を図っていくための自己指導能力を育成する。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 生徒指導計画の作成と、機能的な指導体制の確立を図る。	(1) 生徒の実態や自校の課題を踏まえて、目指す生徒像や指導理念、共通実践事項等を明確にし、課題解決のための具体的な年間指導計画を作成する。 (2) 生徒指導の機能が学校の教育活動の中で十分機能するよう、全教職員の共通理解を図り、学校全体としての協力体制、指導体制を確立する。 (3) 学校いじめ防止基本方針に基づく、計画的かつ組織的な取組を徹底し、いじめの未然防止及び積極的な認知・対応に努める。
2 生徒の内面の発達を促すとともに、学校生活への適応を図る指導を推進する。	(1) 学校教育全体をととして、人権尊重や人間としての在り方生き方について自覚を深める指導を充実させる。 (2) 学校が、「心の居場所」としての役割を果たせるよう、教師と生徒、生徒相互の好ましい人間関係の醸成に努める。 (3) 生活の中で自己を生かし、自己実現を図る力を育成するとともに、集団や社会の一員としての自覚と責任感を深め、社会性の育成を図る。
3 教育相談の充実を図る。	(1) 教育相談体制を確立し、個に応じた手厚い指導を行うとともに、不登校やいじめ等の問題行動の兆候の早期発見に努め、人格形成への援助を図るための多面的な指導方法を工夫する。 (2) 生徒の心のケア等に努めるとともに、教育相談の知識や技能を高めるために、関係機関やスクールカウンセラー等との連携を図りながら、研修の充実に努める。 (3) 日頃から「SOSの出し方に関する教育」等による自殺予防教育等を推進させることにより、相談しやすい環境づくりに努める。
4 いじめや問題行動等の未然防止を図るとともに、事後の指導の充実を図る。	(1) 基本的な生活習慣の確立や規範意識の高揚に努めるとともに、いじめや問題行動等の未然防止と早期発見、早期対応に努める。 (2) 全教師が共通理解のもと一貫した態度で継続的に指導に当たるとともに、事故等が発生した場合、最悪の事態を想定し校内委員会を開催するなど組織的に対応する。さらに、問題に応じた事後の取組の充実を図る。
5 家庭、中学校及び関係機関との連携を密にし、地域ぐるみの生徒指導の推進を図る。	(1) 学校の教育目標や指導方針を明確にするとともに、家庭に対し理解と協力を求め、インターネット上での誹謗中傷や、いじめ、犯罪、違法・有害情報の問題等を踏まえた情報モラル教育や家庭教育の充実を図るよう啓発に努める。 (2) 中学校との連携を一層深め、相互の信頼関係に基づく中高一貫の生徒指導の推進に努める。 (3) 関係機関との連携のもとに、地域ぐるみの補導活動や研修活動の充実を図り、生徒のボランティア活動や社会参加の活動の推進に努める。

進路指導

生徒の能力・適性・興味・関心及び進路等が多様化していることを踏まえ、生徒一人一人に自己の将来の生き方と進路についての関心を深めさせ、自己の能力・適性等の発見と進路意識の啓発に努める。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 キャリア教育の視点に立ち、望ましい勤労観・職業観を身に付けさせるとともに、生徒が自らの在り方生き方を考え、将来を見通して自主的・主体的に自己の進路を選択・決定できるよう、教育課程における進路指導の位置付けを明確にした指導計画を作成する。	(1) 進路指導はキャリア教育（一人一人の社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育）の中核をなすことを踏まえ、基礎的・汎用的能力（人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力）の向上を図る。 (2) 自校の目指すべき生徒の姿（目標）を明確にして、3年間を見通した計画的、組織的、継続的な進路指導を行うために、各教科、特別活動、総合的な探究（学習）の時間、ホームルーム活動等の関連を図り、全体計画と年間指導計画を作成する。
2 進路指導の意義を確認し、校内の指導体制の強化を図る。	(1) 進路指導は単なる就職・進学を選択指導ではなく、将来の人生設計や望ましい生き方の確立を目指している。これらの目標を達成するため、高等学校教育全体を見通した進路指導計画を作成し、組織的な指導体制を整備・強化する。
3 発達段階に即した進路選択を図るための教材の開発に努める。	(1) 中学校等との関連に配慮し、生徒の発達段階に応じた適切な課題を設定して、進路選択のための取組を促す。 (2) 自己理解、進路設計、進路の選択・決定に至るまでの一連の進路指導のために、教材の開発に努める。
4 進路の実態に対応した教育課程を編成する。	(1) 生徒の進路希望を的確かつ柔軟にとらえ、それぞれの進路実現が図れるよう、適切な教育課程の編成に努める。
5 進路指導資料、進路情報室等の整備を図り、指導力の向上に努める。	(1) 進路指導資料及び進路情報室等の整備を図り、効果的な活用を推進する。 (2) 進路指導の専門的事項について、研究と研修を深め、適切な進路指導に努める。
6 家庭、中学校等、地域社会及び関係諸機関との連携を一層強化する。	(1) 生徒・保護者の進路希望や高等教育機関及び企業等の状況を把握し、より適切な進路指導を行うため、家庭、中学校等、地域社会及び関係諸機関との連携を図る。 (2) 地域社会における職場見学、職場体験や地域の行事への参加などを通して、社会及び地域の一員としての自覚を得させるとともに、将来の生き方、進路を考える契機とさせる。

健康教育

健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために必要な資質・能力を育み、安全で安心な社会づくりに貢献することができるようにする。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
【保健】 1 保健教育の充実を図り、健康を保持増進するための実践力を育成する。	(1) 生涯にわたって自らの健康を適切に管理し、改善していく力、健康の大切さ、健康の保持増進に向かう情意や態度を育むため、課題解決的な学習プロセスを大切にするとともに、教科等横断的な視点で学習活動を実施する。 (2) 「性に関する指導」については、県版「性に関する指導の手引」を活用し、生徒の発達段階や実態に応じて、情報を正しく選択して適切に行動できるよう組織的、計画的に指導をする。 (3) 「薬物乱用防止教室」については、関係機関の専門家や学校薬剤師等との連携を図り、学校保健計画に年1回以上開催するよう位置付ける。
2 健康相談・個別指導の充実を図り、個別の健康課題解決のために支援する。	(1) 生徒の心身の変化について早期発見・早期対応ができるよう日常的な健康観察を重視し、個別の健康課題及び自校や地域の健康課題を把握する。 (2) 生徒の健康課題を解決するために、養護教諭や学級担任等が相互に連携するとともに、校内での共通理解を確実にを行い、組織的な健康相談・個別指導を心掛け、個に応じたきめ細かな対応に努める。 (3) 県の健康課題（「肥満」「う歯・歯周病」「こころ・性」）及び自校や地域の健康課題については、家庭、関係機関及び、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の専門家、地域との連携を図り、学校保健委員会等の保健組織活動を活用して健康課題解決に努める。
【安全】 安全教育の充実を図り、危険を予測し、回避する能力を育成する。	(1) 学校事故対応に関する指針に基づき、学校安全計画及び危険等発生時対処要領の検証・見直しや周知徹底を図るとともに、緊急時に適切に対処できるよう安全教室や防災訓練の在り方を工夫する。 (2) 学校における事故の発生要因を分析し、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択がとれるよう、教科横断的に具体的な安全対応策を計画に組み入れて指導する。 (3) 「福島県自転車安全利用五則」や「自転車運転者講習制度」の趣旨を理解させるとともに、危険予測学習や体験的な学習を通して、正しい自転車運転の指導を充実する。 (4) 地域や関係機関との連携による学校安全体制の強化及び防災教育の充実に努めるとともに、この連携を活用し安全・安心な地域社会づくりに必要な力の育成に努める。 (5) 施設・設備及び用具等については、定期点検はもとより使用前、使用中の点検を確実に実施し、不備があれば迅速かつ適切に対応する。
【食育】 「ふくしまっ子食育指針」に基づき、「食べる力」「感謝の心」「郷土愛」を育成する。 年月日削除	(1) 生徒の食に起因する健康課題を把握し、その解決を図るための取組を食育全体計画や年間指導計画に位置付け、チーム学校で食育の推進を確実に行っていく。 (2) 食育推進コーディネーターを中心に学校の指導体制を確立するとともに、家庭や関係機関を巻き込んだ食育を推進する。特に、卒業後の生活環境の変化に対応できる実践力の育成を図る。 (3) 学校給食実施校においては、「学校給食衛生管理基準」を遵守し、異物混入の防止や食中毒の絶無、食物アレルギー対策の徹底に努め、食の安全に対する意識を高める。

防災教育

地域の自然環境、災害、防災について正しい知識を身に付け、災害発生時における危険を理解し、状況に応じて、的確な判断の下に自らの安全を確保するための行動ができるとともに、災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができる態度及び能力を育成する。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 生徒が主体的に行動する態度を身に付けるための計画の充実を図る。	(1) 各教科や特別活動などの関連領域との調整を図り、防災教育に関する事項を学校安全計画や各種指導計画に確実に位置付け、学校の教育活動全体を通じて防災教育に取り組む体制を整備する。 (2) 生徒の発達の段階や地域の実情に応じて、特に重点的に指導すべき災害の内容を示して計画を作成する。 (3) 関係機関や団体等と連携を図り、学校安全計画や危険等発生時対処要領の改善に努める。
2 生徒が状況に応じ、主体的に考え判断し行動する態度や能力を高めるための指導の充実を図る。	(1) 各教科、総合的な学習の時間、特別活動において、災害発生、のメカニズム、地域の自然環境や過去の災害等について学び、災害に関する基本的な知識と防災に関する意識を高めるための学習活動を工夫する。 (2) 関係機関や団体等と連携した避難訓練の実施や、防災マップの作成など、より実効的な防災教育の推進に努める。 (3) 保護者や地域等と連携し、登下校中や自宅など学校以外で災害に遭った場合の避難の仕方、家族との待ち合わせ場所や連絡方法等、多様な場面を想定した指導や学習の場を設定する。
3 安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める指導を工夫する。	(1) 自らの安全確保だけでなく、地域社会の安全にも視野を広げることができるよう、ボランティア活動や地域の人々との幅広い交流など、社会貢献や社会参加に関する活動の場を工夫する。

放射線教育

放射線等の基礎的な性質についての理解を深めるとともに、科学的な根拠を基にして、心身ともに健康で安全な生活を送るために、自ら考え、判断し、行動する力を育成する。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 学校や地域の実情及び生徒の実態等に応じ、義務教育段階において学習したことを基盤にして指導計画及び指導内容を工夫する。	(1) 義務教育段階における放射線教育の成果を踏まえ、学校や地域の実情及び生徒の実態を考慮して、学校全体で組織的、計画的な指導計画を作成する。 (2) 家庭や地域及び関係機関との共通理解を図り、実効性のある指導を工夫する。
2 放射線について、正確な知識を身に付け、自ら考え、判断する力を育成するための指導方法を工夫する。	(1) 各教科における放射線に関連する学習内容の指導を充実させ工夫を図る。 (2) 放射線の利用や影響について、科学的な根拠を基に考え、判断する態度を育成する。 (3) 文部科学省の副読本や県教育委員会の「放射線教育・防災教育指導資料（活用版）」などを基に、客観的な立場から指導を行う。
3 放射線から身を守り、健康で安全な生活を送ろうとする意欲や態度を育成する。	(1) 放射性物質を体内に取り込まないようにするための方法や放射線から身を守る方法を継続して実践できるようにする。 (2) 放射性物質を扱う施設で事故が起こった場合の放射性物質に対する防護や避難の仕方を身に付けさせる。

主権者教育

民主政治と政治参加に関する理解を深め、地域社会の一員として、社会参画への意欲や態度を養うとともに、習得した知識を活用し、現代社会の諸課題について主体的に考察し、公正な判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという国家・社会の有為な形成者としての資質や能力を育成する。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 学校として指導のねらいを明確にし、系統的・計画的な指導計画を立て、校内指導体制を整えて適切に指導する。	(1) 公民科での指導だけでなく、総合的な学習（探究）の時間や特別活動におけるホームルーム活動、生徒会活動、学校行事なども活用し、生徒の実態や発達段階に応じた年間指導計画を作成する。 (2) 年間指導計画の作成に際しては、副教材「私たちが拓く日本の未来」の活用場面を想定するとともに、公民科の指導との関連を図る。 (3) 各教科、総合的な学習（探究）の時間及び特別活動の時間などにおいては、民主政治の基本である話し合いや討論の指導を行うよう努める。
2 民主主義の意義、政策形成や選挙の具体的な仕組みについての理解を重視するとともに、国家・社会の形成者として求められる力の育成を図る。	(1) 学校教育全体を通じて育むことが求められる、論理的思考力、現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力、現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決する力、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を身に付けさせる。
3 学校が政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、一層具体的かつ実践的な指導を行う。	(1) 現実の具体的な政治的事象については種々の見解があることを踏まえ、議論の過程が重要であることを理解させる。 (2) 選挙管理委員会との連携により実際の選挙の際に必要な知識を得るなど、外部機関等との連携を図りながら指導する。
4 家庭や地域の関係団体等との連携・協力を図る。	(1) 主権者教育は、学校教育、社会教育、家庭教育それぞれの場において養われることが望まれることから、学校としての方針を保護者やPTA等に十分説明し、共有することを通じ、家庭や地域の関係団体等との連携・協力を図る。

特別支援教育（高）

障がいについての基本的な理解のもとに、生徒一人一人のこれまでの学びの場を考慮し、教育的ニーズに応え、生徒が個々の学習や生活に必要な事項に対する学び方を知り、自ら主体的に学ぶ意欲と態度を養うことができるよう指導・支援の充実に努める。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 校内の支援体制を整備し、全教職員で指導・支援する。	(1) 管理職のリーダーシップのもと、生徒を学習面・生活面など多面的に把握し、校内の全教職員の共通理解を図り、適切な指導・支援に当たる。 (2) 校内研修等を実施し、全教職員の特別支援教育に関する基礎的な知識・技能の向上を図る。 (3) 特別支援教育コーディネーターが中心となり、校内の各分掌と連携したケース会議等を開催し、支援が必要な生徒の実態把握、支援内容・方法等の検討、実践、評価、改善を行う。必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、特別支援学校のセンター的機能等の活用を図る。 (4) 共生社会の形成に向けて、各教科、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間、特別活動等の教育活動やボランティア活動等を通して、生徒が障がいや特別支援教育に対する理解を深められるようする。また、家庭や地域に対しても、障がいに対する理解や特別支援教育に関する継続的な理解の啓発に努める。
2 生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、学校、家庭、地域及び医療等関係機関との連携を図る。	(1) 家庭との共通理解を図るとともに、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行う。 (2) 特別支援教育コーディネーターや管理職、学年主任等の関係者、スクールカウンセラー等と連携し、生徒の教育的ニーズを把握し、本人・保護者と合意形成により合理的配慮を提供するとともに、「個別の教育支援計画」の作成・活用に努める。 (3) 関係機関と連携し、一貫した指導と支援を行うために、「個別の教育支援計画」を入学時や進級・進学・就職時等に、学校間や担任間、担当間での引継ぎにおいて活用する。
3 生徒一人一人の教育的なニーズに応じた指導・支援の工夫を図る。	(1) 前述の高等学校教育の内容を十分に踏まえるとともに、「個別の教育支援計画」に明記した合理的配慮を提供しながら、支援を必要とする生徒へ具体的で分かりやすい指導方法を工夫する。 (2) 「個別の教育支援計画」や各教科等の年間指導計画を基に、「個別の指導計画」を作成・活用し、日々の指導・支援に努める。 (3) 生徒がお互いの存在を認め合える学級経営について、学校全体で検討し、実践する。

特別支援教育

【12月26日案】

「地域で共に学び、共に生きる教育」を推進する特別支援教育

「障害者の権利に関する条約」の批准や「改正障害者基本法」の趣旨及び平成28年4月「障害者差別解消法」の施行等を踏まえ、インクルーシブ教育システムを推進するために特別支援教育に関する取組が進められている。

特別支援教育の推進に当たっては、幼稚園教育要領、新小・中学校学習指導要領において、「個々の児童生徒の障がいの状態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ継続的に行う」「家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点での児童生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画の作成、活用に努めること、各教科等の指導に当たって、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画の作成、活用に努めること」が示されている。さらに、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を全員作成することとなっている。

また、平成24年7月に文部科学省から出された、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」の中では、今後、児童生徒個々の教育的ニーズに対応した連続性のある「多様な学びの場」の整備、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に学ぶことのできる教育環境の整備が求められるとされている。

県教育委員会では、従前より「地域で共に学び、共に生きる教育」の推進を特別支援教育の基本理念として掲げ、子どもたちが障がいのあるなしにかかわらず、地域に支えられるとともに、地域を支える一員として生きていくことができるよう、地域の幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校、特別支援学校において、地域の関係機関による連携した支援の下、障がいのある子ども一人一人のニーズに応じた教育の実現を目指している。このことは、前述の文部科学省報告で示された内容と方向性を同じくするものである。

全国的な傾向と同じくして、県内の特別支援学級に在籍する児童生徒数は、10年前の約2倍、通級による指導を受けている児童生徒数は約2.4倍、特別支援学校の在籍者数も増加している。また、平成30年度に本県が実施した、「発達障がいの可能性のある児童生徒を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」から、通常の学級に在籍している特別な教育的支援が必要な児童生徒は、**小学校で7.1%、中学校で4.0%、高等学校では2.4%在籍していることが明らかとなり、その内、本人や保護者と合意形成を図り、合理的配慮の提供を行っている割合は、30.7%となっている。**

「地域で共に学び、共に生きる教育」の実現には、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の充実が不可欠である。あわせて、変化する時代に対応できる力を身に付けることが重要であることから、一人一人の多様なニーズに応え、個々の学習や生活に必要な事項の学び方を知り、自ら主体的に学ぶ意欲と態度を養い、生きる力を育むことができるよう、それぞれの学びの場において、指導・支援の充実を図ることが必要である。さらに、高等学校における通級による指導が制度化されたことから、高等学校においても、特別な支援を必要とする生徒への指導・支援が求められている。今後、共生社会の形成に向けて、特別支援学校に設置した**地域支援センターや教育支援アドバイザーの活用**を図るなど、学校間の連携による地域の教育資源を活用した取組が課題となる。

これらのことから、本年度の指導の重点を以下のように設定した。

一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実

- 特別な支援を必要とする幼児児童生徒（※以下「児童生徒」とする）一人一人の教育的ニーズを正確に把握する。
- 家庭や医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携し、幼児期から学校卒業後までの切れ目ない支援を行うために、「個別の教育支援計画」を作成する。その際に、合理的配慮の提供について本人・保護者と合意形成を図り、「個別の教育支援計画」の効果的な活用と見直しを行う。
- 一人一人の実態に応じた指導を充実させ、主体的に学ぶ意欲と態度を養うことができるよう、特別な支援を必要とする児童生徒に各教科等の年間指導計画を基にした「個別の指導計画」を作成する。その際に、一人一人の学習状況を一層丁寧に把握するとともに、当該計画に基づいて行われた学習指導や児童生徒の学習状況を観点別に評価するなど、学習指導と学習評価の一体化、日々の授業の改善と充実に努める。

自立と社会参加に向けた職業教育の充実

- 児童生徒の自己理解を図り、主体的に進路選択できるようにするとともに、関係機関や家庭等と連携した多様な進路実現に向けての支援の充実を図る。
- 児童生徒の将来像を踏まえつつ、勤労を重んじ積極的に自立し社会参加する能力と態度を養うことができるよう、地域や企業等と連携し、外部評価などを活用した職業教育や進路指導の充実を図る。

交流及び共同学習の推進

- 共生社会の形成に向けて障がいのある子どもと障がいのない子どもの交流及び共同学習を計画的・組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けることを推進する。
- 交流及び共同学習における合理的配慮の提供、交流校への理解啓発、教育課程の位置付け等、児童生徒の教育的ニーズに合わせて、各教科等の目標が達成できるような学びの場の設定に努める。

障がいの重度・重複化、多様化に応じた指導の充実

- 重複障がいのある児童生徒の指導に当たっては、全校的な協力体制のもと、外部の専門家積極的に活用するなどして教職員の専門性の向上を図り、学習効果を高めるような工夫改善に努める。

【特別支援学校】

特別支援学校の教育

特別支援学校においては、特に以下の点に重点をおいた指導に努める。

○ 一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実

児童生徒一人一人の実態と教育的ニーズの的確な把握に努め、家庭や医療、福祉、労働等の関係機関と連携した幼児期から学校卒業後までの切れ目ない支援を行うため、それぞれの側面からの取組を示した、「個別の教育支援計画」を作成し、活用することが重要である。さらに、作成に当たっては、本人・保護者の意向や将来の希望などを踏まえ、支援の目標を立て、具体的な支援や合理的配慮の内容を記述し、関係機関の役割を明確にすることが大切である。活用に当たっては、就学前に作成される「個別の支援計画（相談支援ファイル等）」を引き継ぎ、保護者や関係機関と共有しながら、定期的に見直しを図り、進路先へ引き継ぐことが重要である。

また、各教科等にわたり個々の児童生徒の実態に応じた適切な指導を行うため、児童生徒一人一人の各教科の習得状況や既習事項を確認するための実態把握を行い「個別の指導計画」を作成する。さらに、適切な計画であるか計画（Plan）－実践（Do）－評価（Check）－改善（Action）の過程において、適宜評価を行い、指導目標や指導内容、指導方法を改善し、より効果的な指導を行う必要がある。評価については、学習状況を分析的に捉える観点別評価や個人のよい点や可能性、進歩の状況について評価する個人内評価を行うなど、日々の授業実践と改善に活用する。

○ 主体的・対話的で深い学びの実現にむけた授業改善

各教科等の指導に当たっては、①知識及び技能が習得されるようにすること②思考力、判断力、表現力等を育成すること③学びに向かう力、人間性等を涵養することが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが必要である。授業改善に当たっては、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりを作りだすために、児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるかといった観点で進めることが重要である。

○ 言語環境の整備と言語活動の充実

言語は、児童生徒の学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、言語能力は全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものである。具体的には、学校生活全体における言語環境を望ましい状態に整えておくことが大切である。また、言語能力を育成する中核的な教科である国語科を要として各教科等の特質に応じた言語活動の充実を図る。さらに、読書は、多くの語彙や多様な表現を通して様々な世界に触れ、これを疑似的に体験したり知識を獲得したりして、新たな考え方に会うことを可能とするため、読書活動の充実を図ることが重要である。

○ 自立活動の充実

自立活動の指導に当たっては、個々の児童生徒の的確な実態把握に基づき、長期的及び短期的な観点から指導目標を設定して「個別の指導計画」を作成する。また、各教科等と自立活動の指導内容との関連を図りながら、計画的・組織的に指導を行い、児童生徒の学習状況や結果を適切に評価し、「個別の指導計画」や具体的な指導の改善に生かすように努める。児童生徒が学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容を取り上げ、自立活動の指導の成果が進路先等でも生かされるように「個別の教育支援計画」等を活用して関係機関等との連携を図る。

○ 職業教育の充実

一人一人の進路目標の実現に向けて、卒業後自立し、社会参加できるよう「個別の教育支援計画」や「個別の移行支援計画」等を活用しながら、地域性や社会の変化、産業の動向や児童生徒の障がいの状態などに応じた多様な職業教育の在り方を工夫し、全学部一貫したキャリア教育を学校教育全体を通じ、計画的・組織的に推進する。また、職業に関する学習を進める際は、働くことや創造することの喜び、成就感、達成感を体得させ、望ましい勤労観、職業観を育成する。さらに、地域、各職種の専門家、企業家団体等、外部人材と連携した組織的な対応により、地域の中で役割を果たしながら主体的に生きる力を身に付けることができるようにする。児童生徒一人一人が進路への意識を高め、将来の自分の在り方や生き方を考えて、それぞれの進路実現に向けた取組を充実させることにより就職希望者を拡大し、就職率の向上を目指す。

本県の特別支援学校における就職率（23.6％：H29.3月卒業生）については、全国平均（30.1％）を大きく下回っている現状を踏まえ、児童生徒の適切な進路実現を図るため、各学校では数値目標を設定し早期から実行性のある具体的な取組を行う。

○ 生徒指導の充実

児童生徒の健全な成長を促すため、一人一人の多様な実態の理解と日頃からの児童生徒の変化や状態の把握に努めるとともに、学習指導との関連付けや教職員間における情報の共有に努め、学校としての組織的な対応を工夫する。また、特別支援教育コーディネーターや生徒指導主事を中心とした相談支援体制を充実させ、児童生徒の悩みや不安などに早期に対応するとともに、特別支援学校間の指導実践例の共有化、地域における関係機関との密接な連携によるネットワークの構築等に努める。

○ 交流及び共同学習の推進

交流及び共同学習を積極的に推進し、特別支援学校の児童生徒の経験を広め、社会性や豊かな人間性を育てるとともに、障がいのあるなしに関わらず共に学ぶことでお互いを理解し、人間の多様性を尊重する心を育むことに努める。また、実施に当たっては、指導の目標を明確にするとともに、市町村教育委員会や相手校と十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法、交流及び共同学習における合理的配慮の提供について事前に検討し、実施するよう努める。

○ 特別支援学校のセンター的機能の発揮

地域における特別支援教育のセンターとして、障がいのある子どもの教育についての専門性を高め、市町村教育委員会や各学校からの要請の主訴を踏まえ、そのニーズに応じた相談や研修等の支援を組織的に行えるよう体制を整える。また、特別支援学級や通級による指導等への支援により、各学校等における特別支援教育の充実が図られるよう努める。

各教科（視覚・聴覚・肢体・病弱）

小・中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領に示すものに準ずるものとする。一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実を図り、基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、これらを活用し課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成する。また、学習意欲の向上に努め、主体的に学習に取り組む態度を養う。

指導の重点	努力事項
1 一人一人の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握するとともに、各教科と「個別の指導計画」の関連を図り、よりきめ細かな指導の充実を図る。 2 基礎基本を確実に身に付け、各教科等のつながりを意識した授業の展開に努め、指導方法を工夫する。 3 各教科の目標に準拠した適切な評価に基づき、指導内容の工夫と改善を図る。	(1) 各教科及び各科目の目標、各学年の目標並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、小・中学校、高等学校の学習内容の系統性・関連性に配慮した年間指導計画の作成に努める。 (2) 年間指導計画の作成に当たっては、一人一人の実態や教育的ニーズを的確に把握し、学年の目標を参考にして個別に具体的な指導目標を設定し指導を行う。 (3) 「個別の指導計画」を活用して、自立活動の指導との関連を図った指導を行い、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実を図る。 (1) 指導を進めるに当たっては、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視し、小・中・高等部のこれまでの学習の積み重ねや学習内容の系統性を意識した指導の充実を図る。 (2) 児童生徒の学ぶ意欲や学ぶ姿を重視し、言語活動や体験的な学習、問題解決的な学習等を取り入れ、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学んだ事項が日常生活に生かされるように配慮する。 (3) 思考力・判断力・表現力等を育むために、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、各教科等の指導を通して児童生徒の言語活動の充実を図る。 (1) 児童生徒のよい点や進歩の状況を積極的に評価し、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるようにするとともに目標や課題を持って学習を進めていけるようにする。 (2) 各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫する。 (3) 評価に当たっては、「個別の指導計画」に基づいて行われた学習状況や結果を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努めるようにする。 (4) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的・計画的に取組が推進できるようにするとともに、学年や学校段階を超えて児童生徒の学習の成果が円滑に接続されるように工夫する。 ・ 福島県授業改善研究会「授業改善ハンドブック『新授業の窓』」（平成25年3月） ・ 「生きる力をはぐくむ学習評価指導事例集」（平成25年3月） ・ ふくしま活用力育成シート ・ ふくしまの「授業スタンダード」 ・ ふくしまの「家庭学習スタンダード」

各 教 科（知的）

特別支援学校学習指導要領又は小・中学校学習指導要領等に示す各教科を取り扱うものとする。一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実を図り、基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、これらを活用し課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成する。また、学習意欲の向上に努め、主体的に学習に取り組む態度を養う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 一人一人の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握するとともに、各教科と「個別の指導計画」の関連を図り、よりきめ細かな指導の充実を図る。	(1) 各教科の段階に示す内容を基に、知的障がいの状態や経験等に応じて具体的に指導内容を設定するとともに小学部6年間、中学部3年間、高等部3年間を見通しながら、他の教育活動や学年との関連を十分に図り、調和のとれた具体的な指導計画の作成に努める。 (2) 年間指導計画の作成に当たっては、一人一人の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を考慮して、基礎的・基本的な事項に重点を置くよう努める。 (3) 「個別の指導計画」を活用して、自立活動の指導との関連を図った指導を行い、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実を図る。
2 基礎基本を確実に身に付け、各教科等のつながりを意識した授業の展開に努め、指導方法を工夫する。	(1) 指導に当たっては、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、「個別の指導計画」や学校の実態に応じて、指導方法や指導体制の工夫改善に努める。 (2) 児童生徒の発達の段階等並びに学習の進度等を考慮して、個別指導を重視するとともに、グループ別指導や繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた学習、興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習を取り入れるなど、指導方法や指導体制の工夫改善に努め、個に応じた指導の充実を図る。 (3) 思考力・判断力・表現力等を育むために、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、各教科等の指導を通して児童生徒の言語活動の充実を図る。
3 児童生徒一人一人の特性に応じた適切な評価に基づき、指導内容の工夫と改善を図る。	(1) 児童生徒のよい点や可能性、進歩の状況を積極的に評価し、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるようにするとともに目標や課題を持って学習を進めていけるようにする。 (2) 各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫する。 (3) 評価に当たっては、「個別の指導計画」に基づいて「何が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、行われた学習状況や結果を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努めるようにする。

特別の教科 道徳（小中）道徳（高）

人間としての在り方や生き方についての自覚を深め、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培うことを重視した道徳教育を充実し、児童生徒の望ましい道徳性を育成する。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 学校や児童生徒の実態を踏まえた実効的な指導計画を作成するとともに、学校全体で取り組む推進体制を確立する。	(1) 小・中学校教育「特別の教科 道徳」及び高等学校教育「道徳教育」の内容による。 ※ 小・中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領の内容に準ずる。 (2) 各教科、外国語活動、総合的な学習（探究）の時間、特別活動及び自立活動との関連を図り、児童生徒が自己の障がいについての認識を深め、自ら進んで学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養い、健全な人生観が育成されるよう、年間を見通した計画的・発展的な指導を行う。 (3) 児童生徒や学校、地域の実態を考慮して学校の道徳教育の重点目標を設定し、計画を作成する。 ○ 日常の様々な機会を通して、実際の体験を重視し、経験の拡充を図る工夫をする。 ○ 個々の児童生徒の障がいの状態や経験等に応じて内容を具体化し、適切な評価をする。 ○ 高等部においては、小学部や中学部における指導との一貫性を図り、青年期の心理的発達の状態や特性を考慮して、様々な人々との関係を適切に形成できるように計画する。
2 道徳教育の「要」としての役割を踏まえ、道徳の時間における多様な指導方法・指導体制等を工夫し、道徳的実践力の育成を図る。	(1) 小・中学校教育「特別の教科 道徳」及び高等学校教育「道徳教育」の内容による。 ※ 小・中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領の内容に準ずる。 (2) 障がいの状態や経験等に応じて、自立心や自律性、生命を尊重する心、他者を思いやる心の育成など、生活に結び付けながら体験的な活動を通して指導する。 (3) 児童生徒と教師、児童生徒相互の信頼関係や温かい人間関係を基盤として、教師は児童生徒と共に考え、悩み、感動を共有し、学び合う姿勢で授業に臨む。 (4) 児童生徒の学習状況や道徳性の関わる成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすように努める。 (5) 「ふくしま道徳教育資料集[補訂版] 第1集・第2集・第3集」を積極的に活用するなど、指導の充実を図る。
3 家庭、地域社会等との連携を図りながら、開かれた道徳教育をさらに推進する。	(1) 学校における道徳教育については、保護者や地域の人々の理解を図る機会を積極的に設け、家庭や地域社会における指導との関連性・一貫性を確立するよう工夫する。

外国語活動

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と外国語との音声の違い等に気付くとともに、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむようにする。
- (2) 身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。
- (3) 外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

指導の重点	努力事項
1 児童や地域の実態に応じて、各学年の目標を適切に定め、目標の実現を図るよう系統的な指導計画を作成する。	(1) 小・中学校教育「外国語活動（英語・小）」の内容による。 ※ 小学校学習指導要領の内容に準ずる。 (2) 児童の障がいの状態や興味・関心等を考慮して、 適切な指導内容の設定 に努めるとともに、重点の置き方等を工夫する。 (3) 実施上の課題等の把握や指導計画作成は、 全職員の共通理解 のもと学校全体で取り組むとともに、 校内研修を充実 させる。
2 外国語によるコミュニケーションを図る素地となる資質・能力の育成を目指し、主体的・対話的で深い学びの実現を図る授業を創造する。	(1) 小・中学校教育「外国語活動（英語・小）」の内容による。 ※ 小学校学習指導要領の内容に準ずる。 (2) 知的障がい者である児童に対する教育を行う特別支援学校小学部においては、知的障がいのある児童の実態を考慮して、外国語に親しんだり、外国の言語や文化について 体験的に理解したり関心を深めたり しながら、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成する。
3 指導と評価の一体化を図る。	(1) 小・中学校教育「外国語活動（英語・小）」の内容による。 ※ 小学校学習指導要領の内容に準ずる。
4 自立活動との関連を図った指導を工夫する。	(1) 児童の実態を基に「個別の指導計画」を作成し、自立活動の指導内容である「 人間関係の形成 」「 環境の把握 」「 コミュニケーション 」等との関連を図りながら、学習効果を一層高めるようにする。

総合的な学習（総合的な探究）の時間

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的・協働的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
地域や学校の実態、児童生徒一人一人の障がいの状態や発達の段階に応じた特色ある指導計画の作成及び改善に努めるとともに、学校の創意工夫を生かした学習活動を展開する。	(1) 小・中学校教育「総合的な学習の時間」、高等学校教育「総合的な学習の時間」及び「総合的な探究の時間」の内容による。 ※ 小・中学校及び高等学校学習指導要領の内容に準ずる。 (2) 児童生徒の障がいの状態や発達の段階等は多様であることから、個々の児童生徒の実態に応じ、補助用具や補助的手段、コンピュータ等のＩＣＴ機器を適切に活用するなど、学習活動が効果的に行われるように配慮する。 (3) 少人数による種々の制約を解消するため、グループ学習など多様な学習形態を工夫する。 (4) 自然体験や社会体験、ものづくりや生産、文化や芸術にかかわる体験活動などを展開するに当たっては、安全や健康や衛生等の管理に十分配慮するとともに、学習活動に応じて小・中学校等の児童生徒などと適切に交流及び共同学習を行うよう配慮する。 (5) 各学校が自ら設定した目標や内容を踏まえて評価の観点を定め、探求的な学習を通して児童生徒にどのような力が身に付いたのかを適切に評価する。 (6) 知的障がい者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部において、探究的な学習を行う場合には、各教科等の学習で培われた資質・能力を総合的に関連付けながら、具体的に指導内容を設定し、生徒が自らの課題を解決できるように配慮する。

特別活動

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けられるようにする。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
様々な集団活動を通して、児童生徒の自主的、実践的な態度の育成と役割を自覚しながら互いに協力し合い実践する力の育成を図る。	(1) 小・中学校教育、高等学校教育「特別活動」の内容による。 ※ 小・中学校及び高等学校学習指導要領の内容に準ずる。 (2) 指導計画の作成に当たっては、具体的な評価の観点を定め、学校の創意工夫を生かすとともに、学校や学級の実態及び児童生徒一人一人の発達の段階等に配慮し、計画の企画段階から参画するなど、自主的、実践的な活動を促す。 (3) 学級活動（ホームルーム活動）や児童会・生徒会活動においては、適宜他の学級と合同で行うなどして、少人数による種々の制約を解消し、活発な集団活動が展開されるようにする。 (4) 学校行事においては、児童生徒の障がいの実態から、育てたい態度や能力を明確にする。また、効果的な指導を進めるために、行事及びその内容を重点化するとともに、精選を図る。 (5) 知的障がい者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障がいの状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的な指導に努める。

自立活動

児童生徒一人一人が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するため、適切な指導計画の下に、各教科等の指導との密接な関連を図りながら、必要な知識・技能・態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
一人一人の障がいの状態や発達の段階等を的確に把握するとともに、指導すべき課題を明確にし、特別支援学校教育要領、学習指導	(1) 児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にして指導目標及び指導内容を設定し、「個別の指導計画」を作成する。 (2) 指導目標や指導内容を設定するに当たっては、指導すべ

要領に示されている自立活動の内容に基づき、具体的に指導内容を設定する。さらに、「個別の指導計画」の活用の視点を明確にして、継続的、段階的な指導の積み上げを図る。	き課題相互の関連を検討し、目標を達成するために必要な内容を段階的に取り上げるとともに、具体的に指導内容を設定する。 (3) 自立活動の指導と各教科等における指導を相互に関連付け、一人一人の自立活動の指導目標が達成できるようにする。 (4) 学習状況を適切に評価し、「個別の指導計画」や具体的な指導の改善に生かすとともに、職員間及び外部の専門家との連携についても十分配慮する。
---	--

各教科等を合わせた指導

知的障がいである児童生徒を教育する場合において「特に必要がある場合」には、各教科、道徳科、特別活動、自立活動及び小学部においては、外国語活動の一部又は全部を合わせた指導の形態を通して、児童生徒が自ら学び、自ら考え、主体的に判断し行動できる力の育成を図るとともに、各教科等の内容を十分に踏まえ、基本的な知識、技能、態度及び習慣を身に付けることができるようにする。

指導の重点	努力事項
児童生徒の知的障がいの状態、生活年齢、学習状況や経験等に即した各教科等の目標を達成するため、育成を目指す資質・能力を明確にして指導計画を立て、学習活動を展開する。	(1) 各教科等を合わせて指導を行う場合は、児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮し、合わせる教科等が一部なのか、全部なのかについて十分検討する。 (2) 知識及び技能や思考力・判断力・表現力等の身に付けるべき内容を明確にし、各教科等との関連を明確して学習内容を設定する。 (3) 各教科等を合わせて指導を行う場合は、児童生徒の知的障がいの状態やこれまでの学習状況・経験等に応じ、年間計画において各教科等の具体的な指導内容を設定し、その内容がバランスよく扱われるよう工夫する。 (4) 単元等の目標を踏まえて、一人一人の児童生徒の実態等に即したより明確な個別の目標を設定し、その達成状況を評価する。 (5) 日常生活の指導においては、生活や学習の自然な流れを大切にしながら、望ましい生活習慣を形成できるよう、具体的な場面において段階的に指導をする。 (6) 生活単元学習においては、児童生徒一人一人が目標や課題を意識し、主体的に活動に取り組み、身に付けた内容が学校生活や家庭生活に生かすことができるよう活動内容を設定する。 (7) 作業学習の指導においては、生徒一人一人が成就感や働

く喜びを味わえるように作業種を選定し、より実践的な学習の展開を図るとともに、卒業後の社会生活に備え、**主体的に作業に取り組むことができる**よう支援の工夫に努める。

また、生徒が安全かつ衛生的、健康的に活動できるよう作業環境を整える。

生徒指導

生徒指導は、児童生徒一人一人の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高められるように指導・援助することであることを踏まえ、児童生徒の健全な成長を促し、教師と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係を育成するとともに、規範意識を育む社会的資質や行動力の向上を図る。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 自校の実態に即した具体的な生徒指導計画を作成し、機能的な指導体制の確立を図る。	(1) 目指す児童生徒像や指導理念を明確化し、小学部から高等部まで一貫した指導を推進するため、学部毎の具体的、系統的な指導計画を作成し、指導方針を共有する。 (2) 学校における指導方針の根拠となる校内規定を明確化し、児童生徒及び保護者に周知するとともに、一貫性のある生徒指導ができる校内体制をつくる。 (3) 全職員の共通理解が図られるよう、「生徒指導提要」等を活用した研修を計画的に実施するなどして、学校全体の協力体制、指導体制を整える。 (4) 生徒指導委員会等を定期的で開催し、校内での指導、家庭への支援、関係機関との連携等について指導方針を決定し、全教職員の共通理解のもと教職員間の連携の強化し、計画的、組織的かつ継続的な指導を行う。 (5) 日頃から児童生徒の変化や状態を把握するとともに教職員間での情報交換を共有し、いじめや不登校、児童虐待等の早期発見と早期対応及び事故事例の考察に努め、事故の未然防止、早期解決に努める。
2 学校教育全体においてすべての児童生徒に積極的な生徒指導を進める。	(1) 児童生徒が自己存在感を味わう機会や自己決定ができる機会を設け、一人一人のよさや得意分野を生かすことで学習に対する充実感や達成感が味わえるようにする。 また、学習指導の場を含む学校生活のあらゆる場や機会において自己理解を深め、将来の自分の在り方や生き方を考える基盤をつくる。 (2) 児童生徒一人一人の障がいの状態や発達の段階、特性等

3 家庭や地域社会及び関係機関等と連携した指導を進める。

- に配慮しながら、基本的生活習慣の確立を図る。また、校則や学級のルールを守ることを通して、**自らが考え、判断して行動できるように規範意識を育み**、自立と社会参加を見据えてきめ細かな生徒指導に努める。
- (3) 児童生徒との日常的な関わりを通して信頼関係を築き、不安や悩み、思いなどを的確にくみ取りながら、**共感的な児童生徒理解に努め、学級運営と生徒指導が相互に補完し合って一人一人の自己実現を図ることができるよう指導する。**
- (4) 生徒数の増加と実態の多様化を背景に、スマートフォン等によるインターネットを使用したトラブルやいじめ、性の問題など生徒が抱える様々な問題を踏まえた**情報モラル教育の充実を図るよう啓発に努め**、一人一人の実態に応じて自己指導能力を育成して**規範意識の醸成を図る。**
- (5) SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のコミュニティサイトに起因する児童生徒の犯罪被害等の防止のため、児童生徒及び保護者に対して、ウェブサイトやアプリケーションを利用する上での危険性やその仕組みについて、周知徹底を図る。また、携帯会社のフィルタリングサービスの活用や推進に努める。
- (6) **学校いじめ防止基本方針を適切に見直し**ながら、**いじめの防止等対策の組織を機能させ、全校で対応する。**
- (1) 家庭や病院、施設等での養育及び療育方針等を踏まえて、**児童生徒の理解や指導内容・方法等を共有し、一貫した指導の推進に努める。**
- (2) 事件・事故等の被害・加害者にならないようにするために、地域社会及び関係機関に対する障がいの理解啓発を図り、連携した指導体制の構築に努める。
- (3) 事故等が発生した場合、**あらゆる事態を想定した全教職員による緊急支援体制を確立するとともに、迅速で組織的な対応と綿密な連絡体制により、的確で毅然とした対応に努める。**
- (4) **児童生徒の欠席や遅刻・早退の状況把握に努め**、児童生徒が連続して欠席した場合は「不登校」と捉え、**初期対応体制を整える。**また、不登校の状態にある児童生徒への支援について、短期的・長期的な視点を持ってチームで対応する。

進路指導

社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を重視し、児童生徒が自らの在り方や生き方について考え、将来への夢や希望を抱き、その実現を目指して、自らの意志と責任で自己の進路を選択、決定する能力や態度を育てる。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 校内の指導体制の強化を図る。	(1) 進路指導は単なる就職・進学の手導ではなく、児童生徒一人一人の将来の夢や希望等の実現に向けて、自らの在り方や生き方を考え、主体的に進路を選択する力を身に付けるために、小学部から高等部まで段階的、系統的に一貫した指導を行う。 (2) 進路指導部を中心に担任や学年等、教職員間の相互の連携を図りながら組織的な指導体制により学校全体で取り組む。
2 自らの在り方や生き方を考え、将来の希望を実現することができるよう、計画的かつ組織的な指導を進める。	(1) 児童生徒の現状を把握し、自校の目指す児童生徒の姿を明確にした進路指導計画・年間指導計画を作成する。 (2) 各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び総合的な探求の時間、特別活動等の教育活動との関連を図り、機能する進路指導計画を作成する。 (3) 発達の段階に即した自己と社会とのかかわりについて考え、将来の生き方や、進路選択・決定を図るための教材の開発に努める。 (4) 指導に当たっては、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、「個別の指導計画」を作成・活用するとともに、自ら考え、判断し、実践する機会を設け、主体的に進路を考える力を育てる。 (5) 職場体験や産業現場等における実習、特別支援学校作業技能大会等の体験的な学習活動との関連を明確にして、系統的な指導を行う。さらに、一人一人の働く意欲を培うとともに職業意識を高め、自立と社会参加につながる能力や技能の向上を図る。(中・高)
3 学校、家庭、地域社会や関係機関等との連携を図る。	(1) 家庭及び地域並びに医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関と連携を図り、長期的な視点で指導・支援体制を整備する。 (2) 本人や保護者の希望、進路先に関する資料・情報を収集し、「個別の教育支援計画」や「個別の移行支援計画」を整理し、進路相談に活用する。その際、関係機関の助言等を含め生徒や保護者に対して適切な情報の提供に努める。 (3) 職場体験や地域の行事等を積極的に活用し、地域の一員として生活していく意識を育てる。 (4) 在学中から児童生徒の情報を家庭や進路先、労働、福祉の関係機関等と共有し、地域で円滑に生活できるように支援する。

情報教育

情報化の進展に対応した教育の充実に向け、児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階に応じてコンピュータ等の教材・教具を創意工夫するとともに、それらを活用しやすい環境を整え、教育機器を適切に利用することにより、児童生徒一人一人の情報活用能力の育成に努める。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 情報化に対応した教育を推進するために、指導体制の充実を図る。	(1) 学校教育活動全体でＩＣＴ機器や情報通信ネットワークを効果的に活用できるよう校内の指導体制を整備する。 (2) 教育の情報化の推進に向けて研修の充実を図り、コンピュータ等の教材・教具の適切な活用を工夫しながら児童生徒の学習の意欲の向上や学習効果を図る。 (3) 著作権や個人情報の取扱い等について、全ての教員が正しい知識を持ち、適切な指導や情報の管理ができるよう、校内における情報モラルの育成・向上に努める。
2 一人一人の障がいの状態やニーズに応じた情報活用の実践的な能力と情報モラルについての指導の充実を図る。	(1) 障がいのある児童生徒にとっての情報教育の意義と課題を理解し、「わかる授業」を実現するため、一人一人の身体機能や認知理解度に応じて、様々な支援技術（アシスティブ・テクノロジー）を活用できるよう研修・研究を深める。 (2) 各教科等において、児童生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、それを適切に活用できるようにするための学習活動の充実を努める。 (3) 情報モラルに関する指導を教育課程に位置付け、家庭との連携を図り、プライバシーや著作権の保護、インターネットや携帯電話を利用するときの留意点等について、事例等を取り上げ具体的に指導する。

健康教育

児童生徒一人一人が個人生活における健康・安全について関心を持ち、生涯を通じて主体的に健康な生活を営むことができる能力や態度を育成する。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
【保健】 1 保健学習・保健指導の充実を図り、健康の保持増進のための実践力を育成する。	(1) 科学的な思考と正しい判断の下に意志決定や行動選択ができるように、 基礎的・基本的な知識の習得とその活用を図る学習活動を重視する。 (2) 保健教育については、ロールプレイング等、児童生徒の発達の段階やねらいに応じて 主体的に活動を行う場を設定するなど指導方法を工夫する。 (3) 「性に関する指導」については、 県版「性に関する指導の手引き」等を活用し、児童生徒の発達の段階や実態に応じて、組織的、計画的に行う。 (4) 「薬物乱用防止教室」について、関係機関の専門家や学校薬剤師などの協力を得ながら、児童生徒の 実情に応じて開催に努め、その指導の一層の充実を図る。
2 健康相談・個別指導の充実を図り、個別の健康課題解決のために支援する。	(1) 児童生徒の心身の変化について、早期発見・早期対応ができるよう 日常的な健康観察を重視し、個別の健康課題及び自校の健康課題を把握する。 (2) 児童生徒の健康課題を解決するために、養護教諭や担任教諭等が相互に連携して、 組織的に健康相談・個別指導を行い、個に応じたきめ細かな対応に努める。 (3) 県の健康課題（「肥満」「う歯」「近視」「こころ（性）」）及び自校や地域の健康課題については、 家庭、関係機関及び、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の専門家、地域との連携を図り、学校保健委員会等の保健組織活動を活用して健康課題の解決に努める。 (4) 児童生徒の発達の段階や障がいの特性に応じ、家庭との連携のもと、 県版「自分手帳」を活用するなどして、教育活動全体を通して児童生徒一人一人の望ましい運動習慣や食習慣、生活習慣の形成に努める。
【安全】 安全指導の充実を図り、危険を予測し、回避する能力を育成する。	(1) 学校事故対応に関する指針に基づき、 学校安全計画及び危険等発生時対処要領の見直しと周知徹底を図るとともに、緊急時に適切に対処できるよう訓練の在り方を工夫する。 (2) 学校における 事故の発生要因を分析し、適切な判断のもと行動がとれるよう、具体的な安全対応策を計画に組み入

【食育・学校給食】 「ふくしまっ子食育指針」に基づき、「食べる力」「感謝の心」「郷土愛」を育成する。	れて指導する。 (3) 道路交通法を理解させるとともに、危険予測学習や体験的な学習を行うなど、交通安全指導の充実を図り、事故発生時の対応についても指導する。 (4) 学校の実情に応じ、関係機関と連携した安全教室や防災訓練等を実施するなど、地域や関係機関との連携による学校安全体制の強化及び防災教育の充実に努める。 (5) 施設・設備及び用具等については、定期点検はもとより、使用前、使用中の点検を確実に実施し、不備があれば迅速かつ適切に対応する。 (1) 児童生徒の食に起因する健康課題を把握し、その解決を図るための取組を食育全体計画や年間指導計画に位置付け、学校の教育活動全体を通じて食育を推進する。 (2) 栄養教諭や食育推進コーディネーターを中心に教職員の役割を明確にするとともに、家庭や地域との連携を図った食育の推進体制を確立する。 (3) 給食の時間については、教科等における指導内容との関連を明確にするとともに、地場産物の活用を図るなど学校給食を生きた教材とすることを意識しながら、年間を通じて計画的・継続的に指導する。 (4) 「学校給食衛生管理基準」を遵守し、異物混入防止や食中毒の絶無、食物アレルギーへの対応策の共通理解に努め、食の安全に対する意識を高める。
---	---

防災教育

防災学習や各種訓練等を通して、災害や防災について正しい知識を身に付け、災害発生時に自らの安全を確保したり、自分の役割を自覚して行動したりするなど、自ら考え、判断し、行動する力を育成する。

指導の重点	努力事項
1 児童生徒が主体的に行動する態度を身に付けるための計画の充実を図る。	(1) 各教科や特別活動、自立活動などとの調整を図り、防災教育に関する事項を学校安全計画や各種指導計画に確実に位置付け、学校の全体計画を作成・改善するなど、防災教育に取り組む体制を整備する。 (2) 児童生徒の発達の段階や地域の実情に応じて、特に重点的に指導すべき災害の内容を示して計画を作成する。 (3) 関係機関や団体等と連携を図り、学校安全計画や危険等発生時対処要領の改善に努める。

2 児童生徒が状況に応じ、主体的に考え、判断し、行動する態度や能力を身に付けるための指導の充実を図る。 3 安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める指導を工夫する。	(1) 「ふくしま 放射線教育・防災教育指導資料活用版」等を活用し、各教科、特別活動等において、災害発生のメカニズム、地域の自然環境や過去の災害等について学び、災害に関する基本的な知識と防災に関する意識を高めるための学習活動を工夫する。 (2) 地域の幼稚園、小・中学校等や関係機関・団体等と連携した避難訓練の実施や防災マップの作成等を通して、より実効的な防災教育の推進に努める。 (3) 「防災個人カード」等、具体的な資料を活用して、保護者や地域と連携し、登下校中や自宅など学校以外で災害に遭った場合の避難の仕方、家族との待ち合わせ場所や連絡方法等、多様な場面を想定した指導や学習の場を設定する。 (1) 自らの安全確保だけでなく地域社会の安全にも視野を広げることができるよう、ボランティア活動や地域の人々との幅広い交流など、社会貢献や社会参加に関する活動の場を工夫する。
--	--

放射線教育

放射線等の基礎的な性質についての理解を深め、心身ともに健康で安全な生活を送るために、自ら考え、判断し、行動する力を育成する。

指導の重点	努力事項
1 学校や地域の実情及び児童生徒の実態に応じた指導計画及び指導内容を工夫し、実践する。	(1) 本県における放射線教育の重要性を踏まえ、学校安全計画や学校保健計画及び各教科等の指導計画に位置付け、全体計画を作成するなどして、学校全体で組織的、計画的に取り組む。 (2) 放射線教育の必要性について、家庭や地域及び関係機関との共通理解を図り、具体的で実効性のある指導を工夫する。
2 放射線等の基礎的な性質について身に付けさせ、自ら考え、判断する力を育む指導方法を工夫する。	(1) 文部科学省の「放射線副読本」や県教育委員会の「ふくしま 放射線教育・防災教育指導資料活用版」等を効果的に活用し、客観的な立場から指導する。 (2) 視覚的な教材を活用し、放射線について具体的なイメージが持てるように指導方法を工夫する。 (3) 放射線の利用や影響について、科学的な根拠を基に考えたり、判断したりする態度の育成に努める。
3 放射線から身を守り、健康で安全な生活を送ろうする意欲や態度を育てる。	(1) 放射性物質を体に取り込まないようにするための方法や、放射線から身を守る方法を確実に身に付けさせ、普段から実践できるようにする。 (2) 放射性物質を扱う施設で事故が起きた場合の放射性物質に対する防護や避難の仕方について身に付けさせる。

主権者教育（中・高）

民主政治と政治参加に関する理解を深め、地域社会の一員として、社会参画への意欲や態度を養うとともに、習得した知識を活用し、現代社会の諸課題について主体的に考察し、公正な判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという国家・社会の有為な形成者としての資質や能力を育成する。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 学校・学級として指導のねらいを明確にし、系統的・計画的な指導計画を立て、校内指導体制を整えて適切に指導する。	(1) 公民科での指導だけでなく、総合的な学習（探究）の時間や特別活動におけるホームルーム活動、生徒会活動、学校行事なども活用し、生徒の実態や発達の段階に応じた年間指導計画を作成する。 (2) 年間指導計画の作成に際しては、副教材「私たちが拓く日本の未来」の活用場面を想定するとともに、 公民科の指導との関連 を図る。 (3) 各教科、総合的な学習の時間及び総合的な探求の時間、特別活動の時間などにおいては、民主政治の基本である 話し合いや討論の指導 を行うよう努める。
2 民主主義の意義、政策形成や選挙の具体的な仕組みについての理解を重視するとともに、国家・社会の形成者として求められる力の育成を図る。	(1) 学校教育全体を通じて、論理的思考力、現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力、現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決する力、公共的な事柄に 自ら参画しようとする意欲や態度を身に付けさせる 。
3 学校が政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、具体的かつ実践的な指導を行う。	(1) 現実の具体的な政治的事象については種々の見解があることを踏まえ、 議論の過程が重要 であることを理解させる。 (2) 選挙管理委員会との連携 により実際の選挙の際に必要な知識を得るなど、外部機関等との連携を図り、指導する。
4 家庭や地域の関係団体等との連携・協力を図る。	(1) 主権者教育は、学校教育、社会教育、家庭教育それぞれの場合において養われることが望まれることから、学校としての方針を保護者やPTA等に十分説明し、共有することを通じ、家庭や地域の関係団体等との連携・協力を図る。